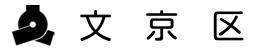
「文の気」ハートフルプラン文京区地域福祉保健計画

(平成24年度~平成26年度)



はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の一層の進行などにより、地域福祉保健を取り巻く環境は刻々と変化を続け、家庭や地域における支え合いの機能の低下が懸念されています。

これに加えて、地域のニーズが多様化し、行政による公的な支援だけでは解決できない課題も顕在化してきています。

一方、昨年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、家族や地域の「絆」 が見直され、人と人との支え合いの大切さを身に染みて感じさせられました。

このような社会状況の変化や課題に的確に対応するため、このたび、基本構想とそれに基づく基本構想実施計画を踏まえ、区が今後3年間に取り組む福祉保健施策の方向性を明らかにするとともに、これを着実に推進していくことを目的として、地域福祉保健計画を改定いたしました。

地域福祉保健を推進していくためには、行政が質の高い福祉保健施策を実施することはもとより、地域で活動する多様な主体と力を合わせて、地域における課題を解決していくことが重要です。

そのために、自助・互助・共助・公助を組み合わせた、地域全体の支え合いによって、広がりと厚みのある支援体制を構築し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目指してまいります。

なお、本計画の改定に当たっては、区民、学識経験者等で構成される地域福祉推進協議会とその下部組織である分野別検討部会において、委員の皆様に様々な角度からご審議いただき、検討を進めました。さらに、区議会をはじめ、パブリックコメントや区民説明会などを通じて、多くの方からご意見をいただき、可能な限り計画に反映いたしました。

区民の皆様に、「住んでいて本当に良かった、これからも住み続けたい」と実感いただけるよう、全力を挙げて本計画に取り組んでまいりますので、区民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の改定に当たり、長期間の審議・検討にご尽力いただきました各位、 貴重なご意見やご提案をいただきました区民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

対京区長 成澤廣修

目 次

第 I	咅	ß	計画改定に当たって	
第	1	章	5 計画改定の概要	3
	1		計画改定の背景・目的	3
	2		計画の位置付け	6
	3		計画の構成	7
	4		計画の期間	8
	5		計画改定の検討体制	ć
	6		計画の推進に向けて	10
第	2	章	5 計画の考え方	11
	1		基本理念	11
	2		基本目標	12
第	3	章	5 文京区の地域特性	13
	1		人口・世帯の状況	13
	2		地域環境	16
第Ⅱ	咅	ß	分野別計画	
第	1	章	5 子育て支援計画	21
	1		子どもの現状	21
	2		子育て支援に関する重点課題	24
	3		計画の目標	26
	4		計画の体系	27
	5		計画事業	
第	2	章		
	1		現状と課題	
	2		計画事業と目標	55
	3		計画の体系	56
	4		計画事業	62
第	3	章	5 障害者計画	70
	1		障害者・障害児を取り巻く現状と課題	70
	2		障害者・障害児に関する重点課題	90
	3		計画の目標	92
	4		計画の体系	93
	5		計画事業	98
第	4	章	5 保健医療計画 1	106
	1		地域保健医療の現状1	106
	2		地域保健医療に関する重点課題 1	118

	3	計画の目標	119
	4	計画の体系	120
	5	計画事業	122
Ŝ	第5章	『 地域福祉保健の推進計画	132
	1	地域福祉保健の現状	132
	2	地域福祉保健の推進に関する重点課題	143
	3	計画の目標	145
	4	計画の体系	146
	5	計画事業	148
資	料		
	1	検討体制	163
	2	計画改定の検討経過	172

「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」 を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者計画、保健医療計画及び地域福祉保健の推進計画の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

第 | 部 計画改定に当たって

第1章 計画改定の概要

1 計画改定の背景・目的

1 計画改定の背景

本区では、地域福祉を計画的に推進するため、平成6年3月に「文京区地域福祉計画」 を策定し、子ども、高齢者、障害者をはじめとした、区民の福祉の増進に取り組んできま した。

この間、3年(又は5年)ごとに計画を見直し、本区の特性や実情に即した施策の充実を図るとともに、福祉に関連する様々な法令の制定や改正に対応し、区民に最も身近な自治体として、多様な福祉保健サービスを総合的に展開しています。

○ 平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法により、行動計画の策定が義務付けられたことに伴い、既存の「子育て支援計画」を拡充し、総合的かつ体系的に子育て支援を推進する新たな「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」を平成 17 年 3 月に策定し、様々な子育て支援事業を推進してきました。

そして、この計画をさらに進め、近年の出生数の動向、子育ての負担感や母親の就労希望など、子どもの現状や子育てを取り巻く状況を踏まえ、平成22年3月に、「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」(平成22年度~平成26年度)を策定しました。

また、この計画は、増大する保育需要に対応するための保育計画としての性格を併せ もっています。

○ 団塊の世代が65歳に達しはじめ、高齢者人口及び高齢化率はますます増加していくことが予測される中、元気な高齢者がそれぞれの得意な分野や趣味を活かして地域で活躍できるよう、高齢者の地域社会への参画を促進する仕組みづくりが必要となっています。一方、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者の増加も予測されています。平成24年4月に施行される改正介護保険法では、要介護状態になっても、住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの5つを一体的に提供していく地域包括ケア体制の実現に向けた取組が求められています。

第1章 計画改定の概要

○ 平成 22 年 12 月に障害者自立支援法等が改正され、発達障害の定義や利用者負担の応能化等が盛り込まれ、平成 24 年 4 月までに随時施行されます。

また、国は障害者権利条約の批准を視野に、国内法の整備を進めるなど、障害者制度は大きな変化の時期にあります。平成23年6月には障害者虐待防止法が成立し、障害者基本法の改正をはじめ、現在、国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに、障害者差別禁止に係る法制度の検討等が行われているところです。

これらの状況を踏まえ、障害福祉サービスの充実や生活基盤施設の整備等を図るとと もに、障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会を目指していく必要がありま す。

○ 近年、急速な少子高齢化やライフスタイルの変化、様々な社会環境の変化により、生活習慣病を主な原因とする疾病やこころの病への対策が重要となっています。これらを踏まえ、保健施策を総合的に進め、健康の維持増進を図っていく必要があります。

本区においても、区民のライフステージに応じた、健康づくりのために、生活習慣病に起因するがん・心臓疾患・脳卒中に対する予防対策、ストレスの増加に起因するこころの問題への対策が求められており、これらを総合的に進めていくためには、福祉と保健医療の連携等が課題となっています。区民が健康で安全に暮らせるよう、健康づくりの推進、病気の予防と療養支援、地域医療の推進、健康安全の確保等を図っていく必要があります。

○ 都心に近接する本区においては、地域における人間関係の希薄化が進み、支え合いの機能が低下しています。一方、東日本大震災以降、大規模災害への具体的な対応の検討の必要性が高まるとともに、地域で支え合うことの重要性が再認識されています。

このような地域の様々な課題に対しては、地域住民が課題を自らのものとして受け止め、自助・互助・共助・公助*を組み合わせた、地域全体の支え合いによって、一層増加するとともに多様化が進む福祉保健ニーズに対応していくことが重要となっています。

このため、民間の自主的な地域福祉活動の中心的存在であり、地域福祉の充実を図る 社会福祉協議会をはじめとした、地域で活動する多様な主体との連携をさらに進めてい く必要があります。

また、これに加えて、様々な分野におけるバリアフリーの推進、関係機関との連携強化による相談支援体制の充実、地域の様々な資源を活用して暮らしを支える体制づくりなど、地域福祉保健の推進に向けた総合的な取組が求められています。

^{*}自助・互助・共助・公助 福祉分野では、様々な助け合いの形態を次のように定義します。

[「]自助」とは、自ら働いて、又は自らの年金収入などにより、自らの生活を支え、自ら健康を維持することをいいます。

[「]互助」とは、近隣の助け合いやボランティアなどの相互扶助をいいます。

[「]共助」とは、社会保険のように制度化された相互扶助をいいます。

[「]公助」とは、自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うことなどをいいます。

2 計画改定の目的

近年、少子高齢化や核家族化の一層の進行、ライフスタイルの多様化、個人情報への配慮等から、身近な交流やコミュニケーションをはじめとした、人と人のつながりが希薄化し、家庭や地域における支え合いの機能が低下してきています。

これに加え、長期化する景気の低迷、大規模災害や新興感染症に対する危機感の高まりなどから、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい」という区民の願いは、一層強いものとなっています。

さらに、虐待、ひきこもり、認知症、こころの病、孤立死など、公的な制度による支援 だけでなく、地域の理解や支えを必要とする課題が増加し、あらためて、地域での支え合いの重要性が問われています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、自助・互助・共助・公助の組み合わせによる、地域全体で支え合う環境づくりに向け、様々な主体と協働するとともに、福祉と保健分野間の連携を強化し、福祉保健施策を総合的かつ効果的に展開することを目的として、本計画を改定します。

なお、現在、保健医療施策については、本計画の分野別計画である「保健医療計画」と 区民の健康づくり計画である「健康ぶんきょう 21」の2つの計画がありますが、平成 25 年度からは、区民の健康維持増進を実現するための総合的な計画とするため、両計画を統 合した新たな保健医療計画の策定を予定しています。

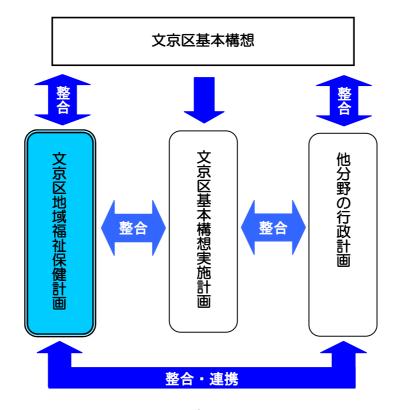
これらの理由により、今回の計画改定に当たり、本計画の名称を「文京区地域福祉保健計画」に改称します。

2 計画の位置付け

本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された、次に掲げる行政計画を包含するとともに、「文京 区都市計画マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の 他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

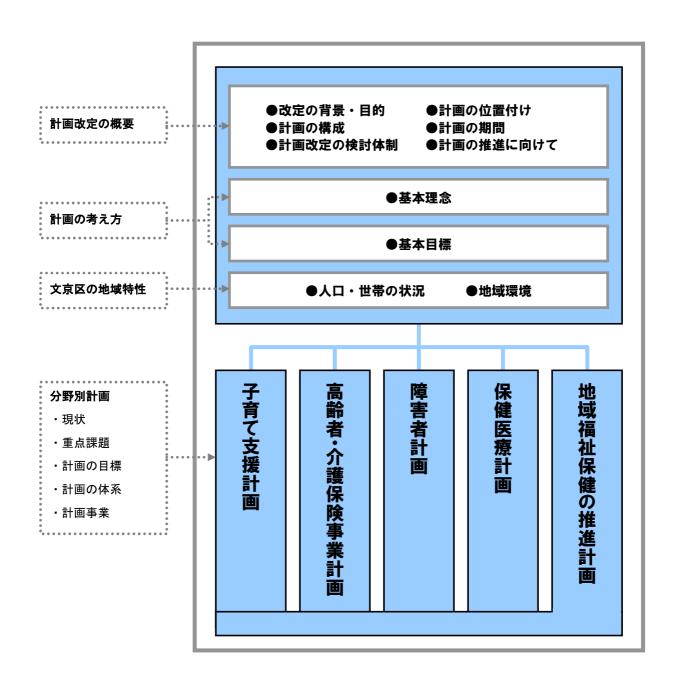
法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における 分野別計画名	
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	子育で支援計画	
保育計画	児童福祉法第 56 条の8	丁月(又仮計画	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画	
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条		
障害者計画	障害者基本法第9条第3項		
障害福祉計画	障害者自立支援法第88条	- 障害者計画 	
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画	



3 計画の構成

本計画は、計画全般に係る考え方、基本理念、基本目標及び文京区の地域特性を取りまとめた総論部分(第 I 部)と、主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分(第 II 部)で構成されています。

なお、分野別の計画部分は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや他の分野に位置付けにくい地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野に分け、分野ごとに重点課題と計画の目標を定めています。



4 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間として、改定を行います。ただし、「子育て支援計画」については、平成22年度から平成26年度までの5か年計画であるため、改定は行いません。

なお、「保健医療計画」については、総合的に保健医療施策を推進するため、区民の健康づくり計画である「健康ぶんきょう 21」との関係を整理のうえ、統合し、両計画を一体化した新たな保健医療計画 (平成 25 年度~29 年度)を平成 24 年度に策定します。このため、本改定においては、計画期間を平成 24 年度の単年度とし、前期計画(平成 21 年度~平成 23 年度)の延長計画と位置付けます。



5 計画改定の検討体制

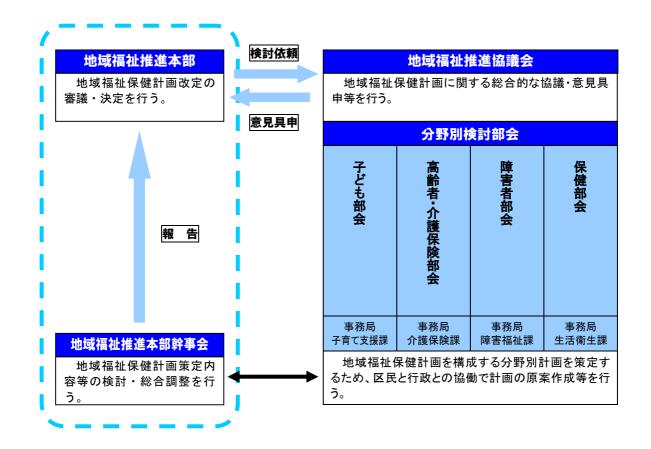
1 区民参画による検討体制

本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会及びその下部組織である3つの分野別検討部会(高齢者・介護保険部会、障害者部会及び保健部会)における検討を踏まえて、改定を行いました。

なお、これらの会議はすべて公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。 また、計画の検討経過をホームページ等で公表するとともに、「中間のまとめ」について、 パブリックコメント(区民意見公募)の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要 望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

2 全庁的な検討体制

区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健 に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行い ました。



6 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に実施していくため、継続的な事業の点検・評価を行うとともに、不断の見直しを図り、実効的な事業展開に結び付けていきます。

また、区民、学識経験者等で構成される地域福祉推進協議会において、区民等の意見を 検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

2 庁内体制

地域福祉保健の推進に当たっては、区の庁内組織である地域福祉推進本部において、計画の進捗状況を集約し、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を総合的及び体系的に推進していきます。

第2章 計画の考え方

文京区基本構想に掲げる「みんなが主役のまち」「「文の京」らしさのあふれるまち」「だれもがいきいきと暮らせるまち」の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて、地域福祉保健を推進していきます。

1 基本理念

〇 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地 域社会を目指します。

〇 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己 実現できるよう支援します。

○ 支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーション*の理念に基づき、主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

〇 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

^{*}ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。 また、その考え方をいいます。

○ 区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などが、地域の課題を解決するため の活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

〇 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

- O だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域 社会を目指します。
- O だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健 サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指 します。

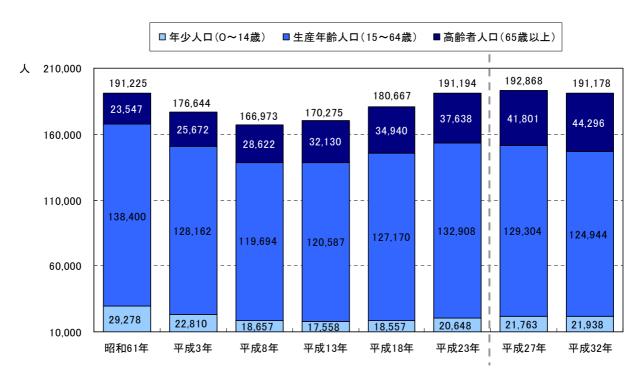
第3章 文京区の地域特性

1 人口・世帯の状況

1 人口の推移

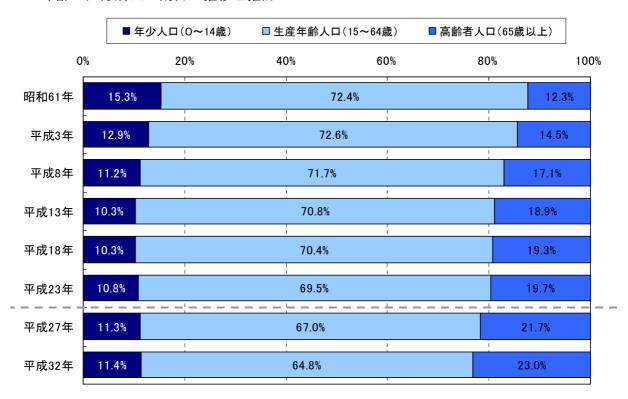
人口については、本区が積極的に取り組んできた人口回復のための施策と都心回帰の傾向により、年々増加しており、平成23年1月1日現在で191,194人(外国人登録者数は、7,508人(外数))となっていますが、平成27年以降は減少することが予測されています。また、年齢3区分別人口割合では、年少人口(0~14歳)及び高齢者人口(65歳以上)は増加、生産年齢人口(15~64歳)は減少する傾向にあり、高齢者人口(65歳以上)は今後も引き続き増加すると予測されています。

■人口の推移と推計



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在、平成27年及び平成32年は人口推計調査報告書)

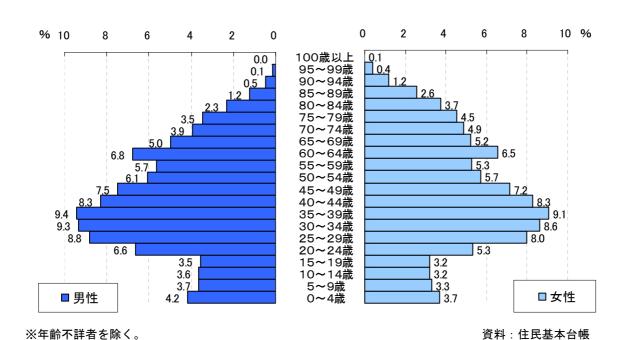
■年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在、平成27年及び平成32年は人口推計調査報告書)

人口の構造については、男女ともに 20 歳未満までは低い割合となってますが、20 代から 50 代前半までは高い割合となっています。

■人口ピラミッド (平成23年1月1日現在)



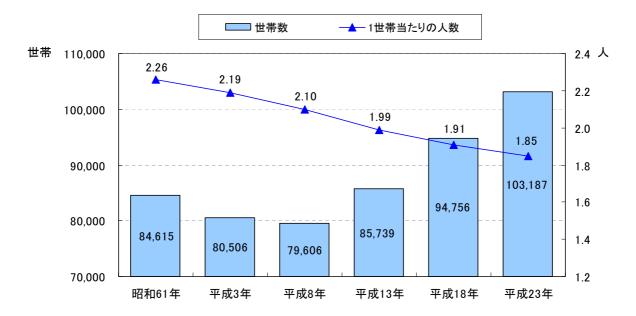
14

2 世帯の推移

世帯数については、昭和 61 年は 84,615 世帯でしたが、平成 23 年には 103,187 世帯に増加しています。

また、1世帯当たりの人数については、昭和 61 年は 2.26 人でしたが、平成 23 年には 1.85 人となるなど、年々漸減傾向にあります。

■世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

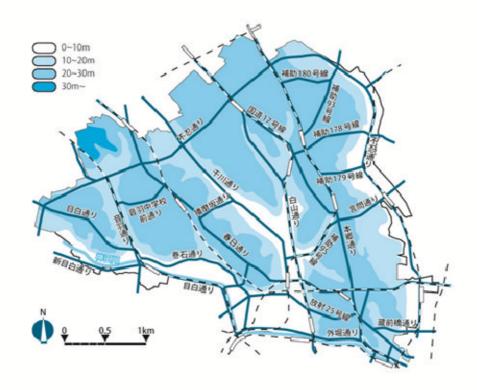
2 地域環境

〇 地理

本区は、東京の都心に近接するとともに、新宿、上野、池袋などの副都心に囲まれて位置しており、5つの台地と5つの低地により構成されています。この台地と低地の間には、20m前後の高低差があり、名のある坂が115存在するなど、起伏に富んだ地形となっています。

また、面積は約 11.31km²、周囲は南北約 4 km、東西約 6 km の約 21km であり、東京 23 区中 20 番目の広さです。

■文京区の地形



〇 地価水準

近年は下落傾向にありますが、平成23年における本区の住宅地の平均公示地価は、東京23区中第6位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

〇 住環境

住居系の用途地域は面積の約6割を占め、緑被率は17.6%と東京23区中第8位であり、緑に囲まれた閑静な住宅地が多く、東京23区で最も刑法犯発生件数が少ないなど、良好な住環境を形成しています。

O 住宅

高層マンションなどの立地により、主要幹線道路沿道を中心に、中高層共同住宅の増加傾向が継続しており、総世帯数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成7年には51.2%でしたが、平成22年は69.4%となっています。

■住宅の建て方別割合



注:共同住宅は、低層が1、2階、中層が3~5階建、高層が6階建以上

資料:国勢調査

〇 教育機関

18の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に立地し、「文教のまち」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

〇 医療機関

高度な医療を提供する 11 の大学病院・公立病院から、地域に根差した医療を提供する 255 の診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在し、医療環境に恵まれています。

〇 交通環境

地下鉄は6路線・20駅、バス路線は19系統が運行し、区内のほぼ全域が駅やバス停から400m以内にあり、交通網が整備された利便性が高いまちとなっています。

また、コミュニティバス「Bーぐる」が、従来の千駄木・駒込ルートに加え、平成23年12月から、第2路線である目白台・小日向ルートの運行を開始し、既存のバス路線網を補完することで、公共交通不便地域の解消に努めています。



第11部 分野別計画

第1章 子育で支援計画

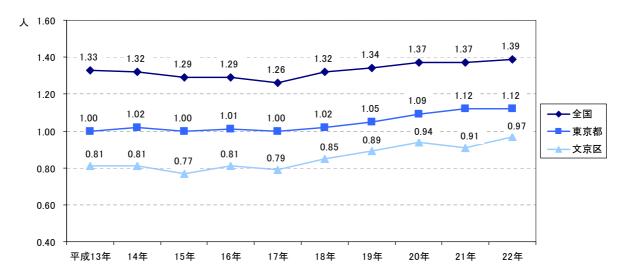
*子育て支援計画は、平成22年度から平成26年度までの5か年計画であるため、今回は改定を行わず、内容の一部を抜粋して掲載しています。なお、統計資料は、最新のデータを追加しています。

1 子どもの現状

○ 厚生労働省が発表した平成 22 年のわが国の女性の合計特殊出生率は、1.39 と増加傾向にあります。本区においても、平成 22 年の合計特殊出生率は、0.97 と増加しています。

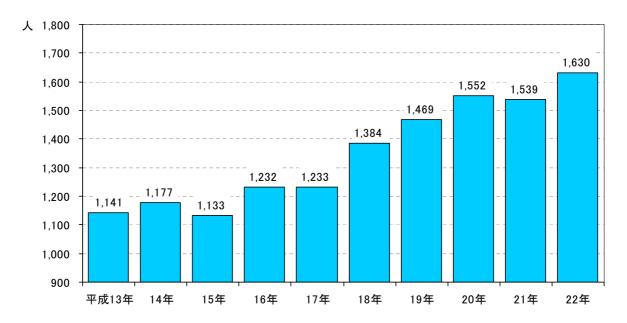
出生数は、平成18年以降増加傾向にあり、平成22年は、1,630人と5年前と比較し、 3割以上の伸びとなっています。

■合計特殊出生率の推移



資料:東京都福祉保健局「人口動態統計」

■出生数の推移



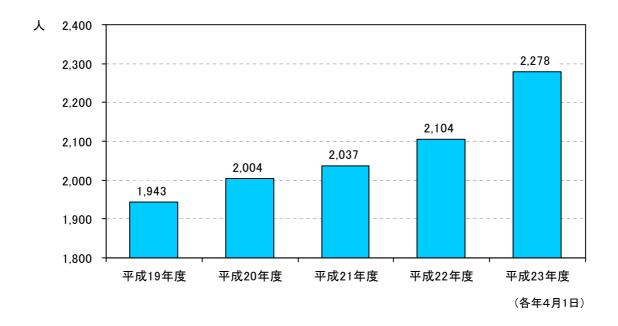
資料:東京都福祉保健局「人口動態統計」

○ 保育サービスについては、平成23年4月現在、認可保育園28園、東京都の認証保育所9園があります。認可保育園のうち、延長保育は全28園で、零歳児保育は21園で実施しています。

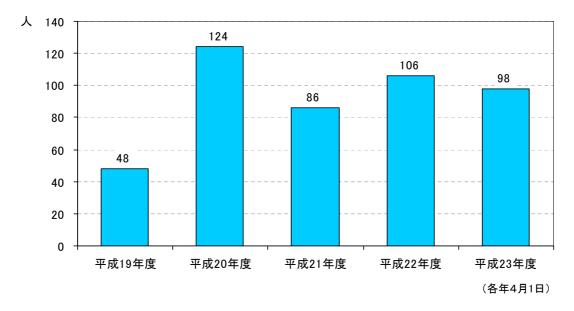
認可保育園の入園児童数は平成23年4月1日現在2,278人、待機児童数は98人となっています。

また、病児・病後児保育を1か所、病後児保育を1か所で実施しています。

■保育園在籍児童数の推移



■保育園待機児童数の推移



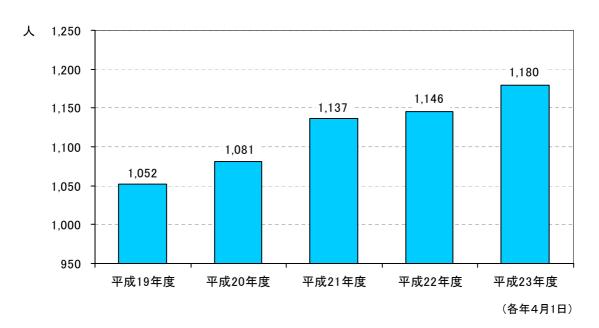
○ 平成18年度に区立保育園3園で緊急一時保育を開始しました。平成19年度に4園で、 平成20年5月からは、公設公営の全17園で実施しています。平成22年度からは、緊急 一時保育の定員に空きがある場合に一時保育を行う「リフレッシュー時保育」を区立保 育園6園で実施しています。

また、一時保育事業は、平成23年4月現在2か所で実施しています。

○ 育成室は、平成 21 年度に、新たに 1 室を開設し、平成 23 年 4 月現在 26 室となっています。

育成室の在籍児童数は、平成23年4月1日現在1,180人です。

■育成室在籍児童数の推移



2 子育で支援に関する重点課題

子どもの健やかな成長の支援

妊娠中や出産後は、身体的に負担がかかるだけでなく、精神的にも不安定になりがちであり、健康診査や母子保健についての情報提供をはじめ、きめ細かな保健指導などに努めていく必要があります。

子どもが健やかに成長していくためには、発達段階に応じた各種健診や発育・栄養・生活環境などについての指導・助言などのサポートが重要です。また、発達に不安がある場合に、気軽に相談でき、療育を受ける場が用意されている必要があります。

子どもの生きる力・豊かな心の育成

都市化やインターネットの普及、少子化などを背景に、子どもには基本的生活習慣の乱れ や対人関係の希薄化などの影響が見られるようになっています。

次代を担う子どもたちが、仲間や自然とふれあい、他者を思いやる心や自立心を養うことは、豊かな人間性を形成する上で大事なことです。

このため、保育(養護・教育)や学校教育の充実をはじめ、小学生、中高生が様々な体験や同年齢・異年齢の友だちと遊び、ふれあうことのできる機会や居場所、遊びの場を子どもの視点を踏まえて確保していく必要があります。

さらには、若者の社会的自立を支援する観点から、小学生、中学生の時期から地域活動への参加やキャリア教育*を進めていく必要も生じています。

また、こうした時期から乳幼児とふれあうことは、子どもに対する慈しみの心を育み、子育ての意義の理解につながることから、機会の確保に努めていく必要があります。

地域社会全体で子どもを育む体制の構築

子育てについては、第一義的に父親・母親等の保護者が責任を有していますが、次代を担 う子どもの健全な成長は社会全体で支えていく必要があります。

また、核家族化や都市化の進展などにより子育てに負担を感じたり、地域で孤立している 保護者が増えている状況もあります。こうしたことから、保護者の子育てについては、地域、 学校、事業者、行政などが連携して地域ぐるみで支援していくことが重要です。

^{*}キャリア教育 児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことをいいます。

子育てと仕事の両立支援

だれもが、出産・子育てをとるか仕事をとるかの選択を迫られるのではなく、本人の望む ところにより、子育てをしながら仕事を続けられる、あるいは子どもが大きくなったら再び 就業できる社会を作るため、保育環境の充実を図っていく必要があります。

また、保護者がともに子育てをするには、男性の育児休業取得率が低いという課題があり、 希望すれば育児休業や短時間勤務制度を利用できるよう、制度の普及・定着を国に要望する とともに、事業者や従事者に対する意識啓発を行っていく必要があります。

さらに、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、社会全体で取り組んでいく必要があります。

子育ての心理的・経済的負担の軽減

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などにより、身近なところに気軽に相談できる人がいないなどにより、子育てについて心理的な負担や不安を感じる人もいます。

また、子育てには、様々な養育費が必要となることから、子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる人も少なくありません。

こうしたことから、子育てに伴う心理的な負担感の解消や経済的な支援を図り、子育てに 喜びを感じ、安心して子育てできる環境を整備していく必要があります。

子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、すべての人が安心して外出でき、過ごすことができるよう、歩道の段差解消や公園の整備など、だれにでもやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

また、子どもの非行防止や犯罪からの被害防止、交通事故から子どもを守るための啓発活動などにも、学校、地域、警察などと連携して引き続き取り組んでいく必要があります。

3 計画の目標

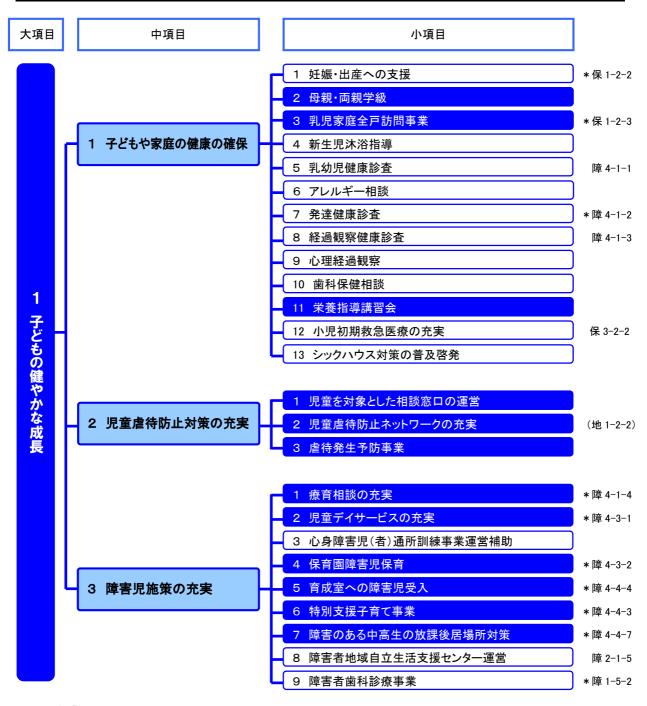
子育ての第一義的な責任は、父母その他の保護者にありますが、同時に次代を担う子ども たちの健やかな成長を支援していくことは、区民、地域活動団体、企業、学校、行政など社 会全体の責務でもあります。

「子どもを望むすべての家庭が、安心して子どもを産み、育て、子育てに喜びを感じることができること」

「子どもがひとりの人間として権利を保障され、健康に過ごし、豊かな人間性を育み、成 長すること」

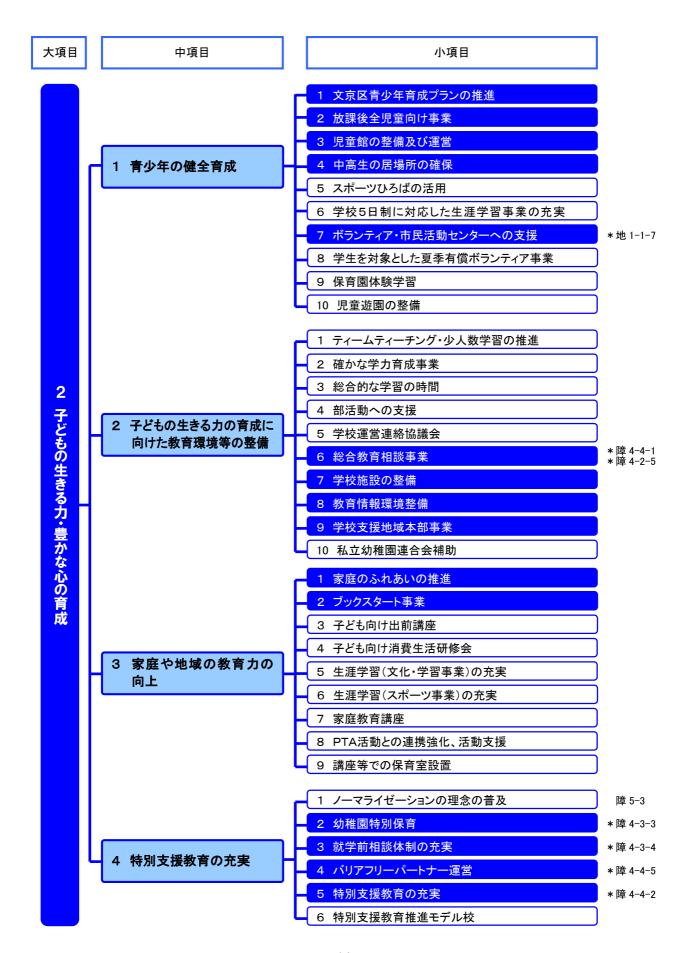
を目指して、男女がともに参画し、家庭及び地域社会全体で、次代の担い手・次代の親となり、「文の京」をふるさとにする子どもたちを育てる体制を構築していきます。

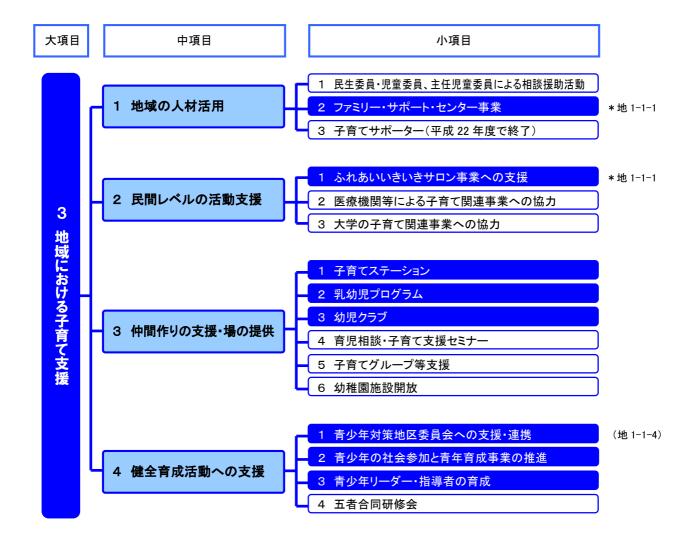
4 計画の体系



【凡例】

- ・小項目の表示事業は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号) を記載しています。
 - 障 ・・・ 障害者計画、 保 ・・・ 保健医療計画、 地 ・・・ 地域福祉保健の推進計画
 - ()・・・ 本計画(子育て支援計画)で進行管理します。
 - * ・・・ 他の分野別計画で進行管理します。
- ・重複掲載事業については、計画の策定時期の違いなどから、一部記載内容が変更されているものがあります。





大項目 中項目 小項目 1 子育て支援ホームヘルパー派遣事業 2 区立保育園の整備及び定員改定 3 幼稚園・保育園の一元化施設の運営管理 1 保育の充実 4 保育園延長保育 5 区立保育園年末保育 6 家庭的保育者 7 グループ保育室運営 8 緊急一時保育 9 一時保育 10 病児・病後児保育 11 区立幼稚園の預かり保育 12 認証保育所の誘致及び運営補助 13 認可保育園等の誘致 14 育成室の整備及び運営 15 民間事業者誘致による小学生の受入れ すべての子育て家庭への支援 16 市街地再開発事業における子育て支援施設の誘致 17 第三者評価制度の利用促進 *地3-1-3 1 子ども家庭支援センター事業 2 子育てひろば事業 2 子育てに伴う心理的負担 の軽減 3 保育園子育て相談 4 幼稚園子育て相談 1 特定不妊治療費助成事業 2 特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業 3 入院助産 4 児童手当(平成22年度に「子ども手当」創設) 5 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成 6 保育園第3子保育料助成 3 子育でに伴う経済的負担 7 認証保育所保育料助成 の軽減 8 区立幼稚園保育料の減免 9 私立幼稚園等保護者負担軽減 10 入学支度資金貸付 11 奨学資金貸付 12 就学援助 13 学校給食費補助





5 計画事業

*各進行管理対象事業の目標は、別冊「子育て支援計画(平成22年度~平成26年度)」に掲載しています。

1 子どもの健やかな成長

子どもが健やかに成長していくために、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。 児童虐待やいじめを防止し、子ども一人ひとりの権利が守られるよう、相談や意識啓発など を充実させるとともに、関係機関相互の連携を推進していきます。

また、乳幼児期から発達段階に応じた各種健診や情報提供、相談体制などを整えるとともに、子どもの発達について、不安を抱える保護者へのケアや、特別な支援を必要とする子どもに対する早い時期からの専門的な支援に取り組みます。

1-1 子どもや家庭の健康の確保

妊娠中からの親子の健康確保と育児不安の解消に努め、子どもが健やかに生まれ育つよう関係機関が連携して支援していきます。

【進行管理対象事業】

- ○母親·両親学級 【1-1-2】
- 〇乳児家庭全戸訪問事業 【1-1-3】
- 〇栄養指導講習会 【1-1-11】

1-2 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利保障の一環として、虐待の予防、早期発見、被虐待児と家族の援助のため、 地域の虐待防止ネットワークを形成・活用するとともに、支援を必要とする子どもや家庭 に対する個別相談や継続的な支援を実施していきます。

【進行管理対象事業】

- 〇児童を対象とした相談窓口の運営 【1-2-1】
- 〇児童虐待防止ネットワークの充実 【1-2-2】
- 〇虐待発生予防事業 【1-2-3】

1-3 障害児施策の充実

子どもの発達について不安がある場合の相談・療育体制を整備するとともに、保育園や 育成室での障害児の保育などを実施していきます。

なお、文京福祉センターの療育部門については、対象児の拡大を視野に入れ検討していきます。

- ○療育相談の充実 【1-3-1】
- 〇児童デイサービスの充実 【1-3-2】
- 〇保育園障害児保育 【1-3-4】
- ○育成室への障害児受入 【1-3-5】
- 〇特別支援子育て事業 【1-3-6】
- 〇障害のある中高生の放課後居場所対策 【1-3-7】

2 子どもの生きる力・豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、様々な体験を通じて、他者を思いやる心や自立心を養い、人間として成長していくことは重要です。そのために、保育園、幼稚園や学校が連携し、成長過程にあわせた指導内容の充実を図ります。また、保育園、幼稚園や学校という場だけでなく、同年齢、異年齢の子どもたちとふれあい、一緒に活動できる機会や場を子どもの目線で考え、確保していく必要があります。

乳幼児期、学齢期など子どもの発達に応じ、様々な機会や場を確保することで、子どもの生きる力、豊かな心の育成に取り組みます。

2-1 青少年の健全育成

青少年の健全育成を推進するため、青少年育成プランの趣旨に基づく事業の実施や放課 後等の子どもたちの安全・安心な居場所の確保、青少年がボランティア活動に参加するた めの支援などを進めます。

【進行管理対象事業】

- ○文京区青少年育成プランの推進 【2-1-1】
- 〇放課後全児童向け事業 【2-1-2】
- 〇児童館の整備及び運営 【2-1-3】
- 〇中高生の居場所の確保 【2-1-4】
- 〇ボランティア・市民活動センターへの支援 【2-1-7】

2-2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

小学校の低学年において複数担任制を実施するとともに、各学校の特色に合わせて、少 人数指導、ティーム・ティーチング、教科担任制などを実施することにより、子どもたち の生きる力を育みます。

また、学校支援地域本部事業の推進などにより、地域全体で学校を支援する体制を整えます。さらに、学校施設や教育情報環境を整備し、児童・生徒の学習環境を向上させます。

- 〇総合教育相談事業 【2-2-6】
- ○学校施設の整備 【2-2-7】
- ○教育情報環境整備 【2-2-8】
- 〇学校支援地域本部事業 【2-2-9】

2-3 家庭や地域の教育力の向上

家族のふれあいを深めるための啓発や、子ども向けの楽しみながら学べる各種講座、スポーツやレクリエーション事業、ブックスタート事業などを通じて、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

【進行管理対象事業】

- ○家庭のふれあいの推進 【2-3-1】
- 〇ブックスタート事業 【2-3-2】

2-4 特別支援教育の充実

特別支援教育コーディネーター(教員)を中心として、きめの細かい指導を充実させるとともに、特別支援教育支援員を小・中学校全校に配置し、バリアフリーパートナーとも協力しながら、発達障害を含む障害のあるすべての児童・生徒の学習支援や自立促進を目指します。

【進行管理対象事業】

- 〇幼稚園特別保育 【2-4-2】
- 〇就学前相談体制の充実 【2-4-3】
- 〇バリアフリーパートナー運営 【2-4-4】
- 〇特別支援教育の充実 【2-4-5】

3 地域における子育て支援

核家族化や都市化の進展などにより、子育てに心理的な不安や負担を感じている保護者が少なくありません。地域で安心して子育てができるよう、子育てについて豊かな知識・経験を有する地域の人材を活かすことや、NPO、大学などと連携して子育てを支援していくことが重要です。

区としても、そうした地域における子育て支援が促進されるよう、場の提供やきっかけづくりなどに取り組んでいきます。

3-1 地域の人材活用

地域の中でお互い助け合いながら子育てについての相談や支援ができるよう、様々な団体等による相談援助活動やファミリー・サポート・センター事業などを進めます。

○ファミリー・サポート・センター事業 【3-1-2】

3-2 民間レベルの活動支援

育児をサポートする団体や医師会など様々な団体により、子育て支援のための活動が行われています。こうした活動に対して、区としても支援を行っていきます。

【進行管理対象事業】

〇ふれあいいきいきサロン事業への支援 【3-2-1】

3-3 仲間作りの支援・場の提供

地域の中には、孤立して子育てをしている保護者もいます。そうした人たちが少しでも 安心して子育てができるよう、仲間づくりのきっかけをつくるための場の提供やアドバイ スなどの支援を行っていきます。

【進行管理対象事業】

- 〇子育てステーション 【3-3-1】
- 〇乳幼児プログラム 【3-3-2】
- 〇幼児クラブ 【3-3-3】

3-4 健全育成活動への支援

区内では青少年対策地区委員会をはじめ、様々な団体により子どものための健全育成活動が行われています。こうした活動を支援するとともに、子どもたちの中から、次の世代へと活動を継続し、活性化していけるようなリーダーを育成していきます。

【進行管理対象事業】

- 〇青少年対策地区委員会への支援・連携 【3-4-1】
- 〇青少年の社会参加と青少年育成事業の推進 【3-4-2】
- 〇青少年リーダー・指導者の育成 【3-4-3】

4 すべての子育て家庭への支援

仕事と出産・子育ての二者択一を迫られるのではなく、希望すれば仕事を続けながら子育 てができるよう保育環境を整えていくことが大切です。

また、専業主婦(夫)家庭では、地域コミュニティの希薄化などにより身近なところに気軽に相談できる人がなく、地域で孤立している場合もあります。

すべての家庭が安心して子育てができるよう、保育環境の充実を図るとともに、子育てに 伴う心理的な負担や経済的な負担を軽減するための取組を進めます。

なお、今後、新たな公共施設を計画する際には、緊急時に子どもを泊りがけで預けること のできる施設を併設する方向で検討していきます。

4-1 保育の充実

子育てと仕事との両立を支援するため、保育園や育成室の整備を図るほか、東京都認証 保育所の誘致及び運営補助にも引き続き取り組んでいきます。また、一時的な保育需要に 対応するための一時保育や病児・病後児保育の拡充を図ります。

さらに、保育士や育成室指導員などに対する研修等を通じ、保育の質の向上を図ります。

【進行管理対象事業】

- 〇子育て支援ホームヘルパー派遣事業 【4-1-1】
- ○区立保育園の整備及び定員改定 【4-1-2】
- 〇保育園延長保育 【4-1-4】
- ○区立保育園年末保育 【4-1-5】
- ○家庭的保育者 【4-1-6】
- ○グループ保育室運営 【4-1-7】
- 〇一時保育 【4-1-9】
- ○病児・病後児保育 【4-1-10】
- ○区立幼稚園の預かり保育 【4-1-11】
- ○認証保育所の誘致及び運営補助 【4-1-12】
- ○認可保育園等の誘致 【4-1-13】
- ○育成室の整備及び運営 【4-1-14】
- 〇民間事業者誘致による小学生の受入れ 【4-1-15】
- ○第三者評価制度の利用促進 【4-1-17】

4-2 子育てに伴う心理的負担の軽減

子育てに不安を感じたり、身近なところに相談できる人がいないなど、子育てに心理的な負担を感じている人が少なくありません。こうした心理的な負担を少しでも軽減するため、気軽に相談やアドバイスが受けられる場を設けていきます。

【進行管理対象事業】

- 〇子ども家庭支援センター事業 【4-2-1】
- 〇子育てひろば事業 【4-2-2】

4-3 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てには、保育、教育、医療など様々な費用が必要となります。安心して子育てができるよう、家庭の状況に応じて、保護者の経済的な負担の軽減を図っていく必要があります。

4-4 子育て情報提供の充実

子育てに係る各種サービスがあっても、それが子育て世帯に周知されていなければ利用に結びつきません。区や区内団体が実施しているサービスについてもわかりやすく区民に情報提供していくことが重要です。

【進行管理対象事業】

〇子育てガイド 【4-4-1】

4-5 仕事と生活の調和に向けた啓発

仕事と生活の調和を図るため、育児休業や短時間勤務などの制度が法的に整備されてきています。こうした制度を利用して、男女を問わず仕事と生活の調和が図れるよう、区民や事業者に向けた啓発活動を行っていきます。

【進行管理対象事業】

〇男女平等参画啓発事業 【4-5-1】

4-6 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対しては、生計の維持を図るとともに子育てに対する支援が必要となります。このため、母子家庭の自立支援のための施策や経済的な支援を行っていきます。

【進行管理対象事業】

○住み替え家賃助成(ひとり親世帯) 【4-6-12】

4-7 障害児のいる家庭への支援

障害児のいる家庭に対しては、短期保護や緊急一時介護委託費助成などの事業を実施し、 子育てを支援していきます。

【進行管理対象事業】

- 〇短期保護 【4-7-1】
- ○緊急一時介護委託費助成 【4-7-3】
- 〇住み替え家賃助成(障害者世帯) 【4-7-11】

4-8 良好な居住環境の確保

子育て世帯に対しては、住み替え家賃助成などを行い、居住環境の向上を推進していきます。

【進行管理対象事業】

○住み替え家賃助成(子育てファミリー世帯) 【4-8-3】

5 子どもを守る安全・安心なまちづくり

子ども自身や子ども連れの保護者、妊産婦をはじめ、すべての人々が地域で安全で快適な 生活を送ることができるよう、文京区福祉環境整備要綱に基づき、ユニバーサルデザインの 考え方を取り入れた、ひとにやさしいまちづくりを進めていきます。

また、子どもを交通事故や犯罪から守るとともに、非行を防止する観点から、警察、学校、 地域などと連携して、子どもの安全を守る活動を実施していきます。

5-1 青少年のための地域環境の整備

青少年の健全育成を阻害する恐れのある地域環境を良くしていくためには、地域の大人の見守りや協力が不可欠です。このため、学校・地域が連携して青少年を守る活動などを継続して行っていきます。

【進行管理対象事業】

- 〇非行防止・更生保護の推進 【5-1-1】
- 〇環境浄化推進運動 【5-1-2】

5-2 安心して外出できる環境の整備

文京区福祉環境整備要綱に基づき区内の公共的性格を有する各種施設を容易に利用できるよう整備・改善等の指導を行うとともに、道路、公園、公衆便所等の社会基盤のバリアフリーを進めます。

【進行管理対象事業】

- ○道のバリアフリーの推進 【5-2-1】
- 〇公園のバリアフリーの推進 【5-2-3】
- 〇トイレのバリアフリーの推進(だれでもトイレづくり) 【5-2-4】

5-3 児童の安全の確保

子どもを犯罪から守るため、被害防止対策を推進するとともに、交通安全教育や安全・ 安心なまちづくりなどに取り組んでいきます。

【進行管理対象事業】

- ○犯罪の被害防止対策の推進 【5-3-1】
- 〇安全・安心なまちづくり 【5-3-2】
- 〇安全・安心な公園づくり 【5-3-3】
- 〇安全・安心な学校づくり 【5-3-4】

第2章 高齢者・介護保険事業計画

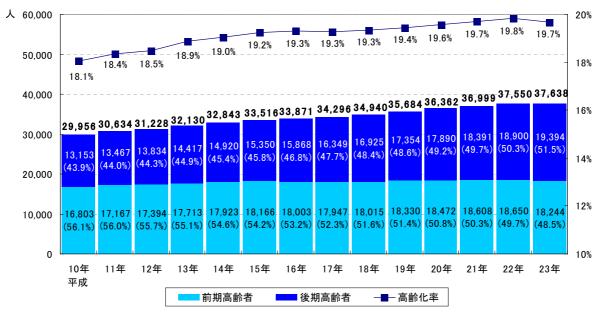
1 現状と課題

1 高齢者人口の推移等

① 高齢者人口の推移

高齢者人口は毎年増加し続けていますが、高齢化率は平成20年から19%台後半で推移しています。65歳から74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の推移をみると、平成21年までは前期高齢者の割合が50%以上で推移していたものの、平成22年には割合が逆転し、前期高齢者が49.7%、後期高齢者が50.3%となっており、平成23年にはさらにその割合に差が開いています。

■高齢者人口の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

② 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の数は増加し続けており、平成22年時点で27,719世帯と総世帯数に占める割合は24.8%で、約4分の1の割合となっています。さらに、高齢者のいる世帯の内訳では、平成22年時点では単独世帯が39.5%、夫婦のみ世帯が24.9%で6割強が高齢者のみの世帯となっています。

■高齢者のいる世帯の状況

区分	全世帯数	高齢者のいる世帯								
				単独世帯*		夫婦の	み世帯*	同居世帯*		
平成7年 (1995 年)	77,642	20,893	(26.9%)	6,007	(28.8%)	5,661	(27.1%)	9,225	(44.2%)	
平成 12 年 (2000 年)	85,245	23,047	(27.0%)	7,529	(32.7%)	6,298	(27.3%)	9,220	(40.0%)	
平成 17 年 (2005 年)	96,674	25,068	(25.9%)	8,792	(35.1%)	6,654	(26.5%)	9,622	(38.4%)	
平成 22 年 (2010 年)	111,614	27,719	(24.8%)	10,939	(39.5%)	6,898	(24.9%)	9,882	(35.7%)	

- *「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯
- *「夫婦のみ世帯」は、少なくとも1人が65歳以上の夫婦世帯
- *「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの

資料:国勢調査

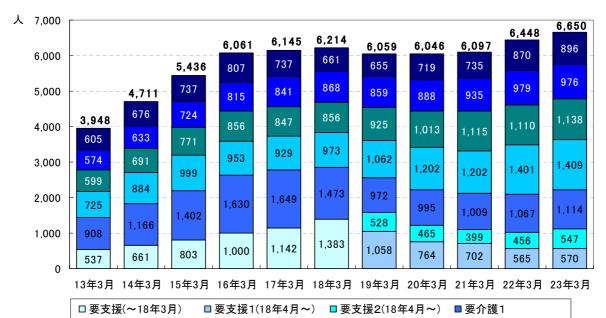
③ 介護サービスなどを必要としていない高齢者は8割

文京区の65歳以上の高齢者人口は、37,912人(住民基本台帳人口(平成23年4月1日現在)+外国人登録者数(平成23年3月31日現在))です。その高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けた高齢者は6,477人(文京区介護保険事業状況報告 平成23年3月分)で、介護サービスなどを必要としていない高齢者は31,435人と高齢者人口の約8割を占めています。

④ 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、ここ数年 6,000 人程度で推移していましたが、平成 21 年度末に 6,000 人を大幅に超え、6,448 人になりました。平成 22 年度末はさらに増加し 6,650 人となり、現在の認定区分に変わった平成 18 年度末に比べて 9.7%増加しました。要支援・要介護認定者のうち 65 歳以上の人は 6,477 人で、65 歳以上の人の 2 割弱が「支援・介護を必要とする状態」にあります。

■要支援・要介護認定者数の推移



■要介護5

資料:文京の介護保険

*各年度末現在の実績値

■要介護2

*要支援・要介護認定者 = 第1号被保険者(65歳以上)の要支援・要介護認定者+ 第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)の要支援・要介護認定者

■要介護4

*平成18年介護保険法の改正により、状態区分は、要支援から要介護5までの6区分から、要支援1から要介護5までの7区分に変更

2 高齢者を取り巻く現状

区では高齢者施策の充実、第5期高齢者・介護保険事業計画の策定に必要な基礎資料を得ることができるよう、高齢者等を対象にした「高齢者現況把握調査」と「高齢者等実態調査 (アクティブシニア (55~69歳) 調査、介護保険居宅サービス利用者調査、介護保険サービス未利用者調査、特別養護老人ホーム入所希望者調査)」を実施しました。

○「高齢者現況把握調査」と「高齢者等実態調査」の調査対象者

■要介護3

調査名	要支援· 要介護認定	55~64 歳	65~69 歳	70 歳以上	
高齢者現況把握調査 受けていない				70 歳以上の被保険者	
	受けていない	アクティブシニ	ア (55~69 歳)		
高齢者等実態調査	受けている		介護保険周	居宅サービス利用者	
同即任守天忠嗣且			介護保険サービス未利用者		
			特別養護老人ホーム入所希望者		

*表中の「アクティブシニア (55~69 歳)」等は、本調査の調査対象者を分類する上でのみ 用いた名称です。 調査結果からみえる高齢者を取り巻く現状等については、以下のとおりです。

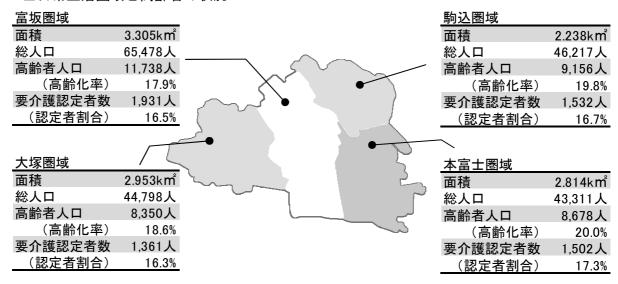
地域の支え合いについて

〇 日常生活圏域と高齢者の状況

第3期から新たに、文京区を4地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。 4圏域は、高齢者とのかかわりの深い、社会資源としての民生委員、話し合い員の担当 地区と相互支え合いにより活動している高齢者クラブの地区と同じ区分としており、こ の圏域ごとに地域密着型サービスの整備計画を定め整備を進めています。

日常生活圏域ごとの高齢者の状況をみると、面積の違いから高齢者人口は富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率と認定者割合をみると本富士圏域が他の圏域に比べて高くなっています。

■日常生活圏域と高齢者の状況



資料:総人口及び高齢者人口は、住民基本台帳人口+外国人登録者数(平成23年9月 データ集計)

〇 地域包括支援センターについて

介護保険居宅サービス利用者調査・介護保険サービス未利用者調査・特別養護老人ホーム入所希望者調査の回答者の約3割の人が、地域包括支援センターにおいて「相談や連絡をしたことがある」と回答しています。

平成22年度の地域包括支援センターで受けた相談実人数及び総相談件数ともに、平成20年度と比較して約1.5倍となっており、中でも「医療・保健」「認知症」「高齢者虐待」に関する相談件数が増加しています。

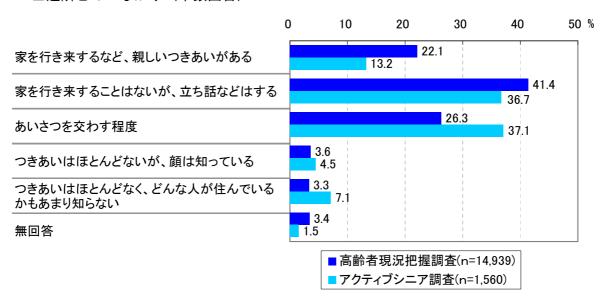
資料:平成22年度 高齢者等実態調査、文京の介護保険 平成23年版

○ 近隣とのつながり

近隣とのつながりについては、アクティブシニア($55\sim69$ 歳)調査では「あいさつを 交わす程度」が 37.1%と最も高くなっていますが、高齢者現況把握調査では「家を行き 来することはないが、立ち話などはする」が 41.4%で最も高くなっています。また、「親しいつきあいがある」ではアクティブシニア($55\sim69$ 歳)調査に比べて高齢者現況把握 調査は 8.9 ポイント高くなっており、アクティブシニア($55\sim69$ 歳)調査よりも近隣と の密接なつきあいが多いことがうかがえます。

資料: 平成 22 年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

■近隣とのつながり(単数回答)



〇 外出の頻度

外出の頻度をみると、「ほぼ毎日」と回答した人が、高齢者現況把握調査では5割、アクティブシニア(55~69歳)調査では6割を占めました。

一方、介護保険居宅サービス利用者調査及び介護保険サービス未利用者調査では、「週 1日未満」の外出にとどまっている人の割合が約2割を占めています。

資料: 平成 22 年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

〇 高齢者安心見守りネットの構築

見守りについては、町会や地域活動センター等、地域の関係者を加え、ハートフルネットワークの充実を図ってきました。さらに、地域の高齢者に対する、幅広くきめ細やかな支え合いの仕組みである高齢者安心見守りネットの構築に取り組み始めました。

これに伴って、介護保険サービス等の利用のない 75 歳以上の高齢者の状況把握訪問を 実施し、その中でみまもり訪問事業等の希望のある高齢者が 3 %程度いることがわかり ました。

〇 権利擁護に関する相談

区の高齢者相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会における高齢者の権利 擁護(虐待や成年後見制度など)の相談件数は、増加傾向にあります。成年後見制度に ついては、平成22年9月から、文京区社会福祉協議会において法人後見の受任や審判申 立費用の助成を開始し、成年後見制度の利用促進を図っています。

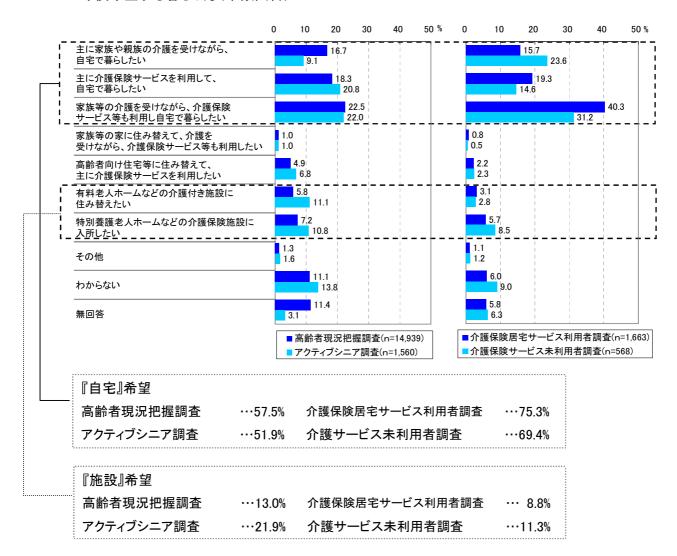
これからの暮らし方について

〇 今後希望する暮らし方

今後希望する暮らし方(介護が必要になった場合の暮らし方)をみると、いずれの調査においても施設ではなく住み慣れた自宅での暮らしを希望する人の割合が高くなっています。特に「家族等の介護を受けながら、介護保険サービス等も利用し自宅で暮らしたい」の割合が最も高くなっています。

資料: 平成 22 年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

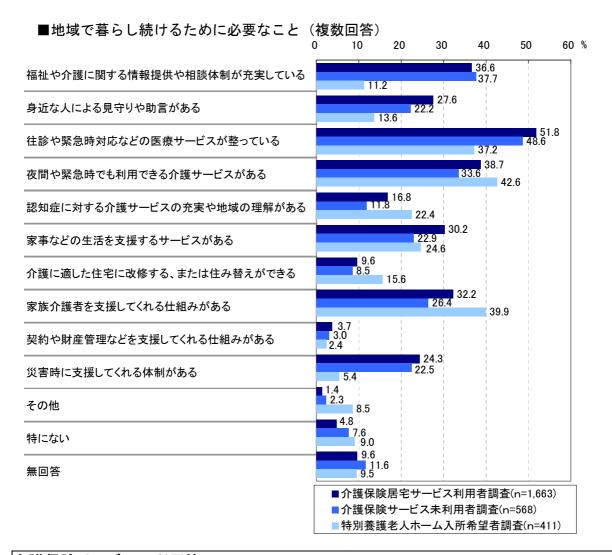
■今後希望する暮らし方(単数回答)



○ 地域で暮らし続けるために必要なこと

地域で暮らし続けるために必要なことでは、「往診や緊急時対応などの医療サービス」、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービス」、「家族介護者を支援してくれる仕組み」、「相談体制が充実している」が上位となっています。

資料: 平成 22 年度 高齢者等実態調査



介護保険サービスの利用等について

○ 介護保険サービスの利用意向及び利用後の生活の変化

介護保険居宅サービス利用者調査において、今後自宅で生活をする上で利用したい介護保険サービスは、「訪問介護」が5割を超え、次いで「通所介護」「福祉用具」「ショートステイ」「住宅改修」が続いています。回答者のうち9割の人が、今後も介護保険サービスを利用したいと回答しています。

また、介護保険サービス利用後に生活の変化があった人が、8割弱を占め、「日頃の生活が楽になった」と回答した人が最も多く、次いで「精神的に楽になった」「人と会ったり、話したりするのが楽しくなった」が続いています。

資料: 平成 22 年度 高齢者等実態調査

○ 未利用者における介護保険サービスの利用経験

介護保険サービス未利用者調査における介護保険サービス利用経験は、「利用したことは一度もない」と回答した人が4割を超えています。

また、介護保険サービスを利用していない主な理由をみると、2割の人が「できることは、自分でするようにしているから」と回答しています。

資料: 平成 22 年度 高齢者等実態調査

医療機関から退院する高齢者への支援

〇 地域連携推進員配置事業の実施

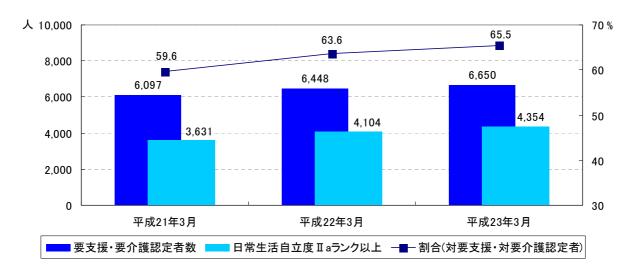
医療機関から退院する高齢者が、地域において適切な医療及び介護が提供され安心して在宅療養生活に移行できることを目的に、東京都の試行事業として、平成21年10月から平成23年3月の期間で、大塚地域包括支援センターにおいて地域連携推進員(看護師)を1人配置し、医療と介護が必要な高齢者を支援するネットワークの構築及びそのプロセスを検証しました。

認知症高齢者の状況

〇 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度 II a ランク以上*と判断された高齢者は、平成23年3月時点で4,300人を超え、要支援・要介護認定者数に対する割合は、65.5%と6割を超えています。

■要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者の状況

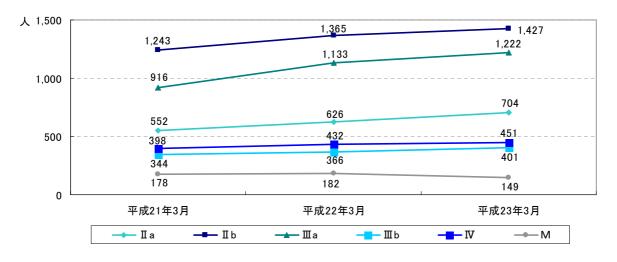


*「日常生活自立度Ⅱaランク以上」は、日常生活に支障をきたす症状・行動等が多少見られる 状態以上のことを表し、何らかの支援や介護が必要と判断される状態をいいます。

第2章 高齢者・介護保険事業計画

○ 日常生活自立度別人数の推移については、「Mランク」以外のランクの人数は増加の傾向にあり、特に、「II a ランク」から「III a ランク」における人数の増加が顕著となっています。

■日常生活自立度別人数の推移



■認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Πa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多 少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Пb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが 多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ша	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Шb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困 難さが時々見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。
М	著しい精神症状や問題行動(周辺症状)あるいは重篤な身体疾患が見られ、専 門医療を必要とする。

〇 認知症に対する取組

認知症の方や家族が、安心して暮らし続けることができる地域づくりのために、認知症を正しく理解して温かく見守り、状況に応じて声掛けができる「認知症サポーター」養成講座の開催、相談窓口や認知症サポート医・相談医の情報を盛り込んだ情報誌の発行や講演会を実施しています。また、認知症になっても、その人らしく住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、認知症高齢者グループホームの整備を進めており、平成23年9月現在、区内には4か所整備されています。さらに、認知症の方を介護する家族が、日頃の悩みや不安を解消するための認知症介護教室や認知症家族交流会を定期的に開催しています。

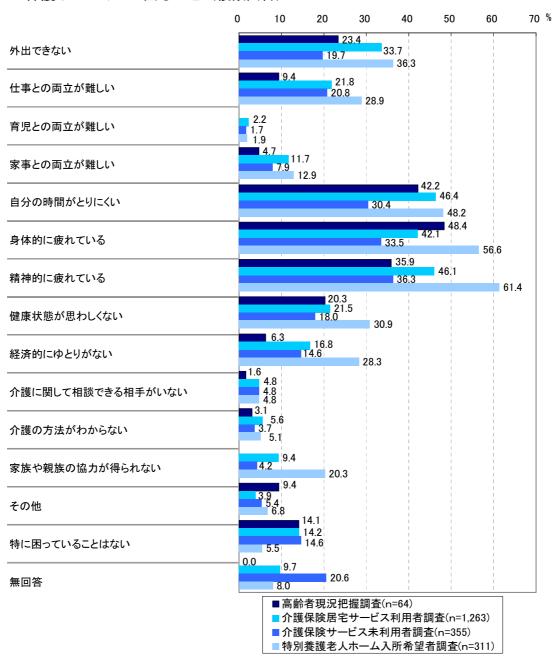
介護者について

〇 介護していく上で困ること

介護していく上で困ることについては、いずれの調査においても「自分の時間がとりにくい」、「身体的に疲れている」、「精神的に疲れている」の割合が高い傾向にあります。特に、特別養護老人ホーム入所希望者調査においては、「精神的に疲れている」、「身体的に疲れている」の割合が高くなっています。

資料:平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

■介護していく上で困ること(複数回答)



*「育児との両立が難しい」と「家族や親族の協力が得られない」の両項目は、高齢者現況把握調査 にはない項目です。

健康及び介護予防

〇 健康状況について

健康状況について、高齢者現況把握調査の回答者うち約7割の人が「とても健康」・「どちらかといえば健康」と回答しています。アクティブシニア(55~69歳)調査では8割以上の人が同様の回答をしており、健康である割合が高いことがわかります。

資料: 平成 22 年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

〇 介護予防の現状

要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の二次予防事業対象者にプログラム事業を実施し、要介護状態となることを予防しています。

また、元気な高齢者も含めたすべての高齢者に対して、活動的で生きがいのある生活 や人生を送ることができるよう支援することを目的とした一次予防事業を実施していま す。平成22年7月から地域の6会場で推進リーダーの運営による文の京介護予防体操を 実施し、4,520人が参加しました。

〇 介護予防について

介護が必要にならないよう予防し、介護が必要になっても出来る限り状態を維持・向上させる介護予防事業の参加意向について、アクティブシニア(55~69歳)調査の回答者のうち6割弱の人が、参加したい事業があることがわかります。

資料: 平成 22 年度 高齢者等実態調査

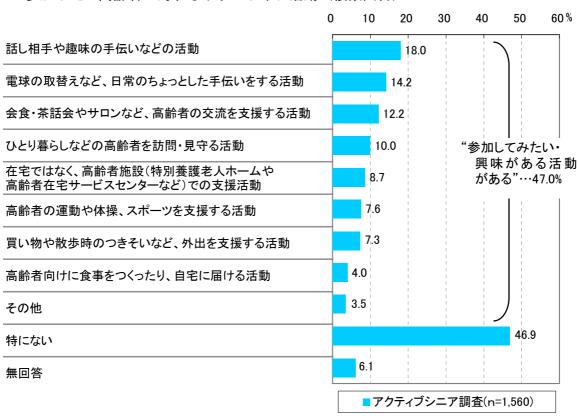
地域活動について

○ 参加したいボランティア活動について

アクティブシニア (55~69 歳) 調査における高齢者に対するボランティア活動は、5 割弱の人が「ボランティア活動への参加」意向がありました。

具体的な活動として、「話し相手や趣味の手伝い」「電球の取替えなど、日常のちょっとした手伝い」「会食・茶話会やサロンなど、高齢者の交流の支援」「ひとり暮らしなどの高齢者を訪問・見守り」へ参加してみたいと回答している人がそれぞれ1割程度います。

資料: 平成 22 年度 高齢者等実態調査



■参加したい高齢者に対するボランティア活動(複数回答)

* "参加してみたい・興味がある活動がある"=100%-「特にない」-「無回答」

地域活動について

アクティブシニア (55~69歳) 調査における現在、地域活動に参加している人は3割ですが、7割弱の人は今後 (将来)、地域活動に取り組みたいと回答しています。

具体的には、「趣味の活動」「健康づくり・スポーツ活動」に次いで、「教養・学習活動」 「ボランティア活動」への取組意向を示しています。

また、仕事や趣味を通じて身につけた知識や経験、特技を、地域で活かすことについて、アクティブシニア (55~69歳) 調査の回答者のうち 6 割弱の人が知識・経験・特技を活かしたいと感じています。

資料: 平成 22 年度 高齢者等実態調査

就業について

〇 就業について

アクティブシニア (55~69 歳) 調査における 60 歳以降の就労意向は、7割弱の人が「仕事をしたい(し続けたい)」と望んでおり、そのうち8割の人が 70 歳代まで仕事を続けたいと回答しています。

また、高齢者現況把握調査では3割弱の人が「現在、仕事をしている」と回答しています。

資料: 平成 22 年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

特別養護老人ホームについて

〇 特別養護老人ホームに申し込んだ理由

特別養護老人ホーム入所希望者調査における主な入所の申し込み理由は、「家族が精神的、または身体的に疲れている」が最も高く、次いで「介護する(できる)人がいない」「すぐには入所できないので、早めに申し込みをする必要があると考えた」「認知症の症状が進み、介護の必要性が大きくなった」が続いています。

資料: 平成 22 年度 高齢者等実態調査

〇 特別養護老人ホームの入所希望者の推移

特別養護老人ホームの入所希望者は、介護保険制度開始後増加しましたが、予約的な申し込みも多くなっていました。その対応として、平成14年に国の運用基準の見直しがあり、平成15年4月に「文京区特別養護老人ホーム入所指針」を策定し、優先入所の取扱いを開始しました。

平成24年2月1日現在の入所希望者は791人となっており、要介護度別の入所希望者は、下表の「要介護度別の特別養護老人ホームの入所希望者」のとおりです。

■特別養護老人ホームの入所希望者の推移

(単位:人)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
入所希望者実数	748	945	974	789	723	729	769	750	820	828	791
(参考) 区内特別養護 老人ホーム定員	316	316	316	419	419	419	419	419	419	419	419

平成 14 年~平成 20 年…各年 4 月 1 日現在平成 21 年~平成 24 年…各年 2 月 1 日現在

■要介護度別の特別養護老人ホームの入所希望者

(単位:人)

要介護度別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
入所希望者別	60	123	194	217	197	791

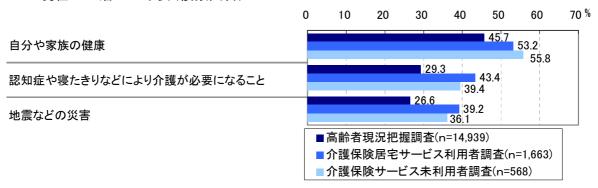
日常生活の不安と東日本大震災について

〇 現在の生活上の不安

現在の生活上の不安については、高齢者現況把握調査、介護保険居宅サービス利用者 調査及び介護保険サービス未利用者調査のいずれも「自分や家族の健康」、「認知症や寝 たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害」が上位3項目となってお り、要介護認定の有無にかかわらず、高齢者の生活上の不安は一致していることがうか がえます。

資料: 平成 22 年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査

■現在の生活上の不安(複数回答)



〇 東日本大震災と介護保険サービス事業所

平成23年3月に東日本大震災が発生し、死者・行方不明者は2万人以上にのぼるなど 未曽有の被害が発生しました。被災地の特別養護老人ホームやデイサービスなどの事業 所では、事業を継続していくために他自治体等から必要な人員の派遣及び物資の支援を 受けながら事業運営を行っている状況があります。

〇 災害時要援護者名簿登録制度の実施

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難で、支援を要する方(災害時要援護者)の安否確認などに備え、平成19年度から「災害時要援護者名簿登録制度」を実施しています。これは援護を必要とされる方や家族からの申請に基づいて名簿を作成し、区民防災組織、民生委員・児童委員、消防署、警察署で情報を共有して、災害時の支援に備えています。

名簿の登録者数総数は、平成24年2月末現在、3,442人です。

3 高齢者・介護保険に関する重点課題

○ 地域で支え合うしくみの充実(高齢者安心見守りネット)

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けるための施策を進めます。

支援を必要とする高齢者を積極的に把握し、関係機関相互の協力のもと、個々人が必要としている支援を適切に提供する体制を充実させていくとともに、公的なサービス以外に民間等が提供するサービスも併せて活用し、支援します。また、元気高齢者や区民が参画する地域社会での多様な活動との協働連携を含め、高齢者の日常生活をサポートする支え合いの仕組みの充実や、高齢者の尊厳ある暮らしを確保するために、高齢者の相談体制の充実、成年後見制度のさらなる周知、利用促進を行います。

〇 在宅サービスの充実

高齢者の多くは、介護が必要になったとしても可能な限り住み慣れた自宅での暮らしを望んでいることから、在宅生活が継続できる支援が必要です。そのためには、介護保険サービスや認知症対策を充実させるとともに、医療と介護の切れ目のない連携を図ります。また、在宅で介護を行っている家族に対して、心身の負担軽減などの支援を行い、在宅生活の維持を支援します。

〇 健康で豊かな暮らしの実現

生活の中心が職場であったため地域とのつながりが希薄な団塊の世代や、今後、増加が 見込まれる元気な高齢者等が、気軽に地域社会に参加できるような仕組みづくりが必要で す。そのためには、高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を地域社会に活かし、生涯現 役であり続けるための取組をはじめ、区民同士が様々な交流を深めることができるような 環境の整備を進めていきます。また、加齢に伴う運動機能や記憶力の衰えを防ぐための健 康づくりや介護予防事業を実施することにより、高齢者一人ひとりが健康で豊かな暮らし を実現できるよう支援します。

○ 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

生活の基本としての住まいについて、高齢者の身体特性・状況に配慮した多様な住まい の確保と居住支援を進めます。

様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が難しく、施設利用ニーズの高い高齢者のために、居住型の施設の整備が必要です。そのために、新たな特別養護老人ホームの整備や認知症高齢者グループホームの整備を促進します。また、今後も高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられるよう生活環境の整備を進めるとともに、高齢期の住まいに対する多様なニーズに対応するために、民間活力を活用した住まいの確保に努めます。

〇 災害への対応

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対する支援は、 区民の安全・安心を図る上で重要な課題となっています。そのため、要援護者が避難できる場所の検討をはじめ、要援護者の支援について区民防災組織や民生委員・児童委員等との一層の連携強化を図ります。また、介護事業者が防災マニュアルや事業継続計画の整備を行えるよう支援するとともに、災害時の必要な連携・体制づくりを検討していきます。

2 計画事業と目標

1 計画の目標

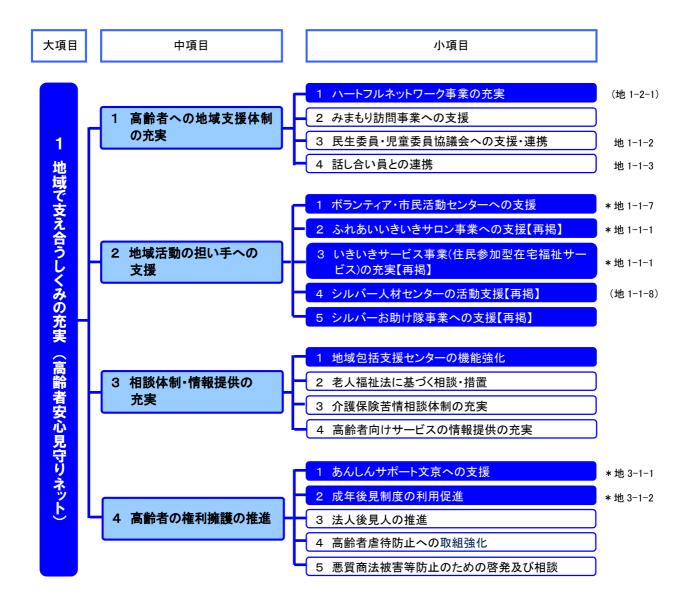
平成27年には「団塊の世代」がすべて65歳以上を迎え、高齢者人口及び高齢化率はますます増加することが見込まれています。

こうした高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していくと予測され、身近な地域における見守りと支え合いの仕組みや認知症ケアの充実が課題となっています。平成24年4月に施行される改正介護保険法では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域において継続して生活できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの5つを一体的に提供していく地域包括ケア体制の実現に向けた取組が求められています。

今後、団塊の世代をはじめとする、元気な高齢者が、それぞれの得意な分野や趣味を活かして地域で活躍し、生きがいを持って生活できるようにするため、高齢者の地域社会への参画を促進する仕組みづくりを進めていきます。

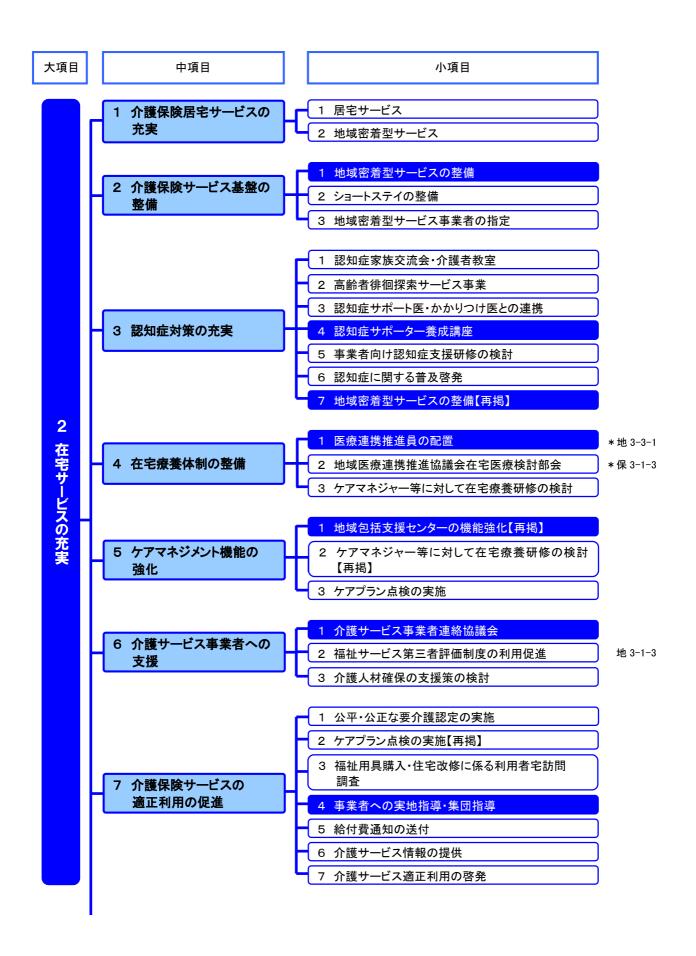
さらに、東日本大震災の教訓を活かし、災害への対応について一層の強化を図ります。 高齢者が、いくつになってもいきいきと自分らしく豊かに暮らせる地域社会を作っていく ため、必要な施策を積極的に展開していきます。

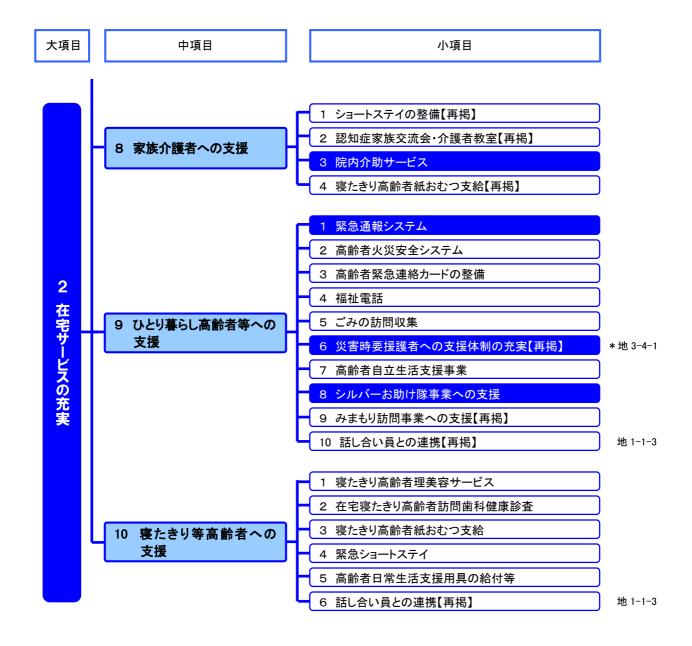
3 計画の体系



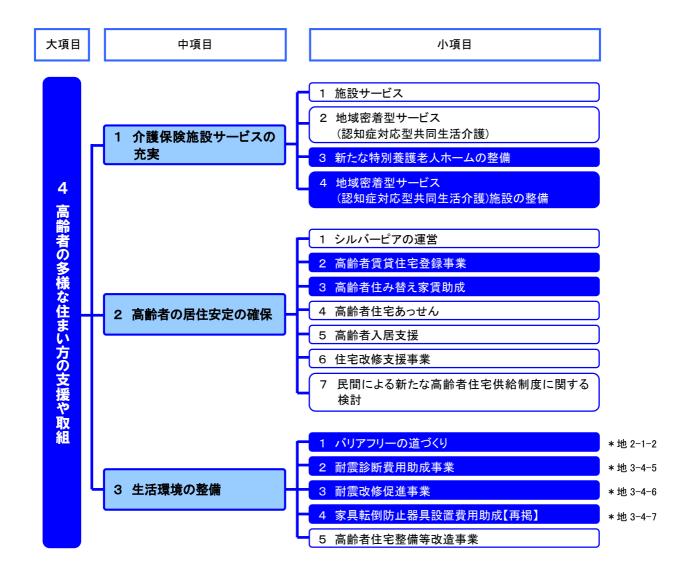
【凡例】

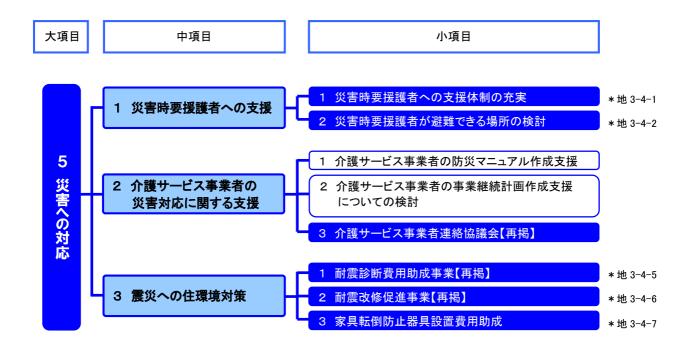
- ・小項目の表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号) を記載しています。
 - 保 *** 保健医療計画
 - 地・・・地域福祉保健の推進計画
 -)・・・ 本計画(高齢者・介護保険事業計画)で進行管理します。
 - * ・・・ 他の分野別計画で進行管理します。











4 計画事業

*各進行管理対象事業の目標は、別冊「高齢者・介護保険事業計画(平成24年度~平成26年度)」に掲載しています。

1 地域で支え合うしくみの充実(高齢者安心見守りネット)

地域社会における区民等が多様な主体による活動との協働連携を含め、幅広くきめ細やかな支え合いの仕組みである「高齢者安心見守りネット」を様々な事業の充実により推進していきます。こうした取組の中で、区のみならず、高齢者をはじめとする区民、NPO等の様々な団体による支援の仕組みを強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

1-1 高齢者への地域支援体制の充実

ひとり暮らし等の高齢者が孤立することなく安心して生活できるよう、ハートフルネットワーク参加事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、話し合い員など様々な主体と連携し、地域における支え合いを行います。

【進行管理対象事業】

〇ハートフルネットワーク事業の充実【1-1-1】

1-2 地域活動の担い手への支援

今後、増加する団塊の世代をはじめとした高齢者が、社会参加を通じて地域を支える担い手として活躍できるように、地域貢献活動への参画の支援やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりの検討を行います。

【進行管理対象事業】

- 〇ボランティア・市民活動センターへの支援【1-2-1】
- 〇ふれあいいきいきサロン事業への支援【再掲】【1-2-2】
- 〇いきいきサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)の充実【再掲】【1-2-3】
- ○シルバー人材センターの活動支援【再掲】【1-2-4】
- ○シルバーお助け隊事業への支援【再掲】【1-2-5】

1-3 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など高齢者福祉のワンストップサービスの拠点として様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、地域包括支援センターの機能及び体制を強化します。

【進行管理対象事業】

〇地域包括支援センターの機能強化【1-3-1】

1-4 高齢者の権利擁護の推進

福祉や介護などの支援が必要な高齢者が、適切なサービスを主体的に選択できるよう、 福祉サービスの利用支援を進めるとともに、成年後見制度の普及に努めます。また、虐待 防止や消費者トラブルなど様々な被害にあわないための対策を強化します。

【進行管理対象事業】

- 〇あんしんサポート文京への支援【1-4-1】
- 〇成年後見制度の利用促進【1-4-2】

2 在宅サービスの充実

高齢者現況把握調査や高齢者等実態調査では、高齢者の過半数が介護が必要になったとしても自宅で暮らし続けたい、と考えています。要介護状態になっても、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるように体制を整えていくことが必要です。

そのためには、介護保険サービスや認知症対策の充実を図るとともに、福祉・介護人材の育成・確保、そして様々な側面からの医療と介護の連携を進めることが必要です。また、介護サービスを確保し向上させるため、サービス事業者に対して、介護保険制度改正に関する迅速な対応や情報提供を行うとともに、事業者間の交流支援、事業者指導の充実などを多方面から進めていきます。さらに、短期入所生活介護(ショートステイ)の整備や介護者に対する交流事業などの家族介護者への支援を行うとともに、介護サービス以外の区独自サービス等との連携を密にして、在宅支援を着実に実施します。

2-1 介護保険居宅サービスの充実

要支援・要介護状態になっても安定した在宅生活を継続するためには、居宅サービスの 一層の充実が不可欠です。このため、需要に応じた適切なサービスの確保に努めます。

要支援認定者については、できるだけ要介護状態にならないようにするため、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防サービスの利用を促進し、日常生活機能の維持・改善を図っていきます。

また、必要な時に、必要な居宅サービスを利用できるよう、サービスの確保に努めるとともに、事業者や介護職員に対する研修指導を強化し、サービスの充実を図ります。

2-2 介護保険サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、日常生活圏域ごとに認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めていきます。

【進行管理対象事業】

〇地域密着型サービスの整備【2-2-1】

2-3 認知症対策の充実

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域における認知症に対する理解の促進や支援体制を整備し、認知症の本人や介護者を支える地域のネットワークづく

りを進めていきます。

認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座を開催するとともに、講座の講師を行うキャラバン・メイトの地域での自主的な活動を支援します。また、介護者同士の交流と情報交換の場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症高齢者の生活を支える介護事業者への研修を行います。さらに、認知症サポート医・相談医の情報を盛り込んだ情報誌の発行や認知症に関する講演会を実施し、普及啓発に努めていきます。整備に際しては、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)など認知症に対応する地域密着型サービスの整備を進めます。

【進行管理対象事業】

- ○認知症サポーター養成講座【2-3-4】
- 〇地域密着型サービスの整備【再掲】【2-3-7】

2-4 在宅療養体制の整備

医療機関からの退院後に、自宅での生活や体調管理などに不安がある高齢者が、安心して在宅生活に移行できるよう医療と介護の連携を推進するとともに、介護事業者に対して在宅療養に対応するための研修を行います。

【進行管理対象事業】

○医療連携推進員の配置【2-4-1】

2-5 ケアマネジメント機能の強化

介護保険居宅サービスの舵取り役である、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)の質の向上を図り、必要なサービスが過不足なく提供され、より良いケアマネジメントが行えるよう支援します。

【進行管理対象事業】

○地域包括支援センターの機能強化【再掲】【2-5-1】

2-6 介護サービス事業者への支援

介護サービス事業者を対象に、介護サービス事業者同士や区と事業者との連携を図るために、介護サービス事業者連絡協議会を開催し、制度改正などの必要な情報提供や研修を実施します。また、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることができる第三者評価制度の利用を促進します。さらに、介護人材を確保するための支援策について検討します。

【進行管理対象事業】

〇介護サービス事業者連絡協議会【2-6-1】

2-7 介護保険サービスの適正利用の促進

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、積極的 に介護保険制度運営の適正化に取り組んでいきます。

○事業者への実地指導・集団指導【2-7-4】

2-8 家族介護者への支援

居宅で介護を行っている家族の心身の負担を軽減するため、短期入所生活介護(ショートステイ)の整備や、院内介助サービスを行っていくことで要介護者の在宅生活の継続や質の向上が図れるよう支援していきます。また、認知症の方を介護している家族が、互いに悩みを相談し、情報交換をする家族交流会を開催します。

【進行管理対象事業】

〇院内介助サービス【2-8-3】

2-9 ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、話し合い員の派遣や社会福祉協議会によるみまもり訪問事業等による、ひとり暮らし高齢者に対する安否の確認を行うとともに、日常生活のちょっとした困りごとを支援するシルバーお助け隊事業等を実施していきます。また、緊急通報システム等による支援を行うことで安全・安心対策を推進していきます。

【進行管理対象事業】

- ○緊急通報システム【2-9-1】
- 〇災害時要援護者への支援体制の充実【再掲】【2-9-6】
- 〇シルバーお助け隊事業への支援【2-9-8】

2-10 寝たきり高齢者への支援

寝たきり等の状態にある高齢者の日常生活の質の向上及び家族の介護負担の軽減を図るため、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行うとともに、家族が一時的に介護が困難になった場合に、緊急ショートステイの利用による生活支援を行います。

3 健康で豊かな暮らしの実現

今後、増加する団塊の世代をはじめとした高齢者が、気軽に地域社会に参加できるような 仕組みづくりと、高齢者がいつまでも健康で豊かな生活を維持・継続できるように引き続き 介護予防事業を実施していくとともに、自らが進んで健康づくりを行うための支援体制の充 実を推進していきます。

また、高齢者一人ひとりが社会の一員として、尊厳と誇りを持ち、地域社会とのかかわりを持ちながら、いきいきとした生活が送れるよう参加型の取組を推進します。

さらに、今までの経験や技術を活かし、様々なことにチャレンジすることができるよう、 就業機会を支援します。

3-1 健康の維持・増進

高齢者がいつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、自らの健康状態を把握する ことができるように健康相談や健康診査を行います。また、健康診査の結果に基づく保健 指導等も併せて行っていきます。

【進行管理対象事業】

〇健康診査【3-1-2】

3-2 健康づくりの支援

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるように、自らの体力を把握し、今後の健康づくりに役立つ体力アップフェアを開催します。また、一部の銭湯で軽体操等を行うミニデイ事業などを実施し、健康づくりを支援していきます。

【進行管理対象事業】

〇高齢者いきいき入浴事業【3-2-2】

3-3 虚弱な高齢者への介護予防の推進

虚弱な高齢者が要介護状態等にならないよう予防する施策を行っていきます。

要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、速やかに適切な介護予防事業に結びつけることを目的として、日常生活で必要となる機能の確認を介護予防チェックリストで行い対象者に二次予防(プログラム)事業の参加を勧めていきます。

サービスの実施に際しては、高齢者在宅サービスセンターや介護予防拠点のほか、区有施設や民間スポーツ施設等を活用しながら、より身近な地域での事業展開を図ります。

また、通所プログラムへの参加が困難な高齢者に対しては、地域や関係機関と連携を図りながら、保健師や理学療法士等が自宅に訪問し、生活機能の低下に関する問題の解決を図っていきます。

二次予防事業*が適切かつ効果的に行われているかを、事業参加者の改善状況や実施状況を通じて総合的に評価します。

【進行管理対象事業】

- 〇介護予防チェックリストの実施【3-3-1】
- 〇介護予防ケアマネジメントの実施【3-3-2】
- 〇プログラム事業の実施【3-3-3】

^{*}二次予防事業 介護予防チェックリストで要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められ た高齢者に対して、プログラム事業を実施し要介護状態等になることを予防する事業をいいます。

3-4 高齢者への介護予防の推進

すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした暮らしができるよう介護予防 教室事業や健康教育等を行っていきます。

介護予防教室事業については、高齢者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを提供し、参加者の増加を図ります。この教室事業は、虚弱な高齢者に対するプログラム事業と相互に密に連携を取りながら展開していきます。

また、介護予防普及啓発事業として介護予防講演会や介護予防展を実施し、介護予防の必要性について区民に理解を求めるとともに、介護予防チェックリスト送付時に介護予防パンフレットを同封するなどして積極的に普及啓発をしていきます。

さらに、文の京介護予防体操地域会場の運営を地域の高齢者に担ってもらうなど、地域において介護予防の自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して介護予防指導者の養成事業を一層推進していきます。

一次予防事業*の定期的な評価を実施し、区民の介護予防に関する知識の認知度や参加状況等による事業評価を行います。

【進行管理対象事業】

〇介護予防教室事業の実施【3-4-1】

3-5 生涯学習

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するととも に、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすこ とができる環境を整えます。

3-6 高齢者の交流・社会参加・地域貢献等

地域活動に参加する意欲を持った高齢者に交流の場を提供するとともに、社会に参加し やすい環境を整備し、高齢者が地域において様々な役割を担うことにより、充実した生活 を送れるよう支援します。

【進行管理対象事業】

- 〇ふれあいいきいきサロン事業への支援【3-6-1】
- 〇いきいきサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)の充実【3-6-2】
- ○シルバー人材センターの活動支援【再掲】【3-6-3】
- ○シルバーお助け隊事業への支援【再掲】【3-6-6】
- ○なごやかクラブ・ふれあいクラブ【3-6-8】
- 〇高齢者クラブ活動の支援【3-6-11】

^{*}一次予防事業 すべての高齢者に対して実施する介護予防普及啓発事業等をいいます。

3-7 就業支援

高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を活かし、元気でいつまでも働きたいという高齢者が地域社会で就業できるよう支援します。また、多様な働き方を含め、生涯現役であり続けられるよう、就業・就労に関する支援についての検討を行います。

【進行管理対象事業】

〇シルバー人材センターの活動支援【3-7-1】

4 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

生活の基本である住まいについて、高齢者の状況に配慮した多様な住まいの確保と居住支援を進めます。

特別養護老人ホーム整備についての具体的な取組や認知症高齢者グループホームの整備を推進します。また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられるよう生活環境の整備を進めるとともに、高齢期の住まいに対するニーズに対応するために、民間活力を活用した住まいの確保に努めます。

4-1 介護保険施設サービスの充実

現在の特別養護老人ホームの入所待機者と今後の高齢者人口及び要介護者の増加に対応するため、新たな特別養護老人ホームの整備を進めます。また、認知症高齢者が、家庭的な環境の中で日常的な援助等を受けながら生活することで、認知症の進行を緩やかにし、安心した暮らしができる認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

【進行管理対象事業】

- 〇新たな特別養護老人ホームの整備【4-1-3】
- 〇地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)施設の整備【4-1-4】

4-2 高齢者の居住安定の確保

高齢者の住まいを確保するために、住宅ストック活用の充実を図ります。

また、高齢者すまい法の改正により新たに位置づけられた、民間によるサービス付き高齢者向け住宅の供給制度については、民間事業者への情報提供による支援を行うとともに、文京区の地価等の地域特性を踏まえ、その供給の実現可能性についても検討を行います。

【進行管理対象事業】

- 〇高齢者賃貸住宅登録事業【4-2-2】
- 〇高齢者住み替え家賃助成【4-2-3】

4-3 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた住宅で安全・安心に自立した在宅生活を送れるようにバリアフリー 化や耐震化を進めるなど、生活環境の整備を行います。

【進行管理対象事業】

- 〇バリアフリーの道づくり【4-3-1】
- 〇耐震診断費用助成事業【4-3-2】
- 〇耐震改修促進事業【4-3-3】
- ○家具転倒防止器具設置費用助成【再掲】【4-3-4】

5 災害への対応

大地震等の発災に備え、災害時要援護者が避難できる場所の検討等を行います。また、介護サービス事業者の防災マニュアルや事業継続計画の整備について支援するとともに、必要な連携体制づくりを検討します。

5-1 災害時要援護者への支援

「災害時要援護者名簿」について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。また、災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホームなどの施設を対象に検討を進めていきます。

【進行管理対象事業】

- ○災害時要援護者への支援体制の充実【5-1-1】
- 〇災害時要援護者が避難できる場所の検討【5-1-2】

5-2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援

介護保険施設や事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、 発災後も事業に継続的に取り組んでいくことが必要です。そのため、施設、事業所ごとに 災害時に迅速かつ適切な対応が行えるよう防災マニュアルを整備するとともに、その後に おいても、より早く、適切なケアが提供できる体制を確立するための事業継続計画の作成 を支援していきます。

【進行管理対象事業】

〇介護サービス事業者連絡協議会【再掲】【5-2-3】

5-3 震災への住環境対策

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、良好で安全な住環境を守るための対策を 実施します。地震発生時の家具の転倒による事故を未然に防止するため、家具転倒防止機 器設置費用の助成などの支援を行います。

【進行管理対象事業】

- 〇耐震診断費用助成事業【再掲】【5-3-1】
- 〇耐震改修促進事業【再掲】【5-3-2】
- 〇家具転倒防止器具設置費用助成【5-3-3】

第3章 障害者計画

1 障害者・障害児を取り巻く現状と課題

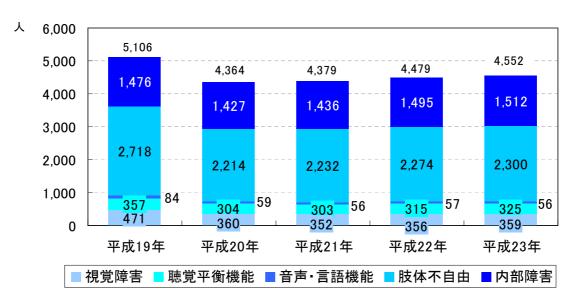
1 障害者・障害児の人数

本区の障害者、障害児の数は、平成23年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が4,552人、愛の手帳所持者(知的障害者)が761人、精神障害者保健福祉手帳所持者が677人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の83.7%を占め、愛の手帳では、3度(中度)と4度(軽度)で全体の68.2%を占めています。

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者は、平成23年4月1日現在、4,552人です。3年前の平成20年と比較すると4.3%の増加となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の83.7%を占めています。身体障害者手帳所持者のうち、1級・2級(重度)の手帳所持者の割合は、全体の47.5%で約半数を占めています。身体障害者を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約3分の2を占めており(63.9%)、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。

■身体障害者手帳所持者数の推移



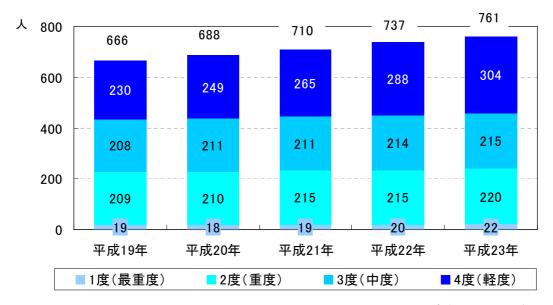
(各年4月1日現在)

^{*}身体障害者手帳所持者数は、平成20年から新電算システム稼動に伴い、住民基本台帳のデータにより算出しました。これまでの手帳所持者数は、手作業により集計していたため、重複障害者の二重計上や転出・死亡等の届出のない者の未削除等があり、実数を上回っていました。

② 愛の手帳所持者数

愛の手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、761 人です。 4 年前の平成 19 年と比較すると 14.3%の増加となっています。数、割合とも 4 度(軽度)の増加が顕著です(74 人、32.2%増)。 3 度(中度)と 4 度(軽度)で全体の 68.2%を占めています。

■愛の手帳所持者数の推移

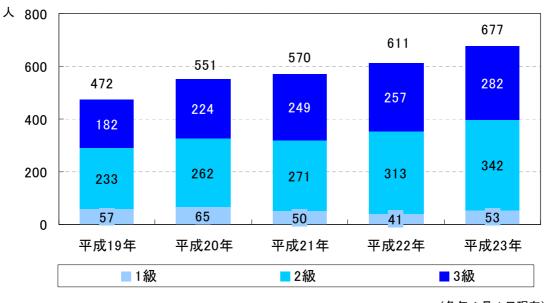


(各年4月1日現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成23年4月1日現在、677人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者を平成19年と比較すると、43.4%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療(精神通院)の利用者は、平成23年4月1日現在1,712人で、平成19年の利用者(1,224人)と比較すると39.9%の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

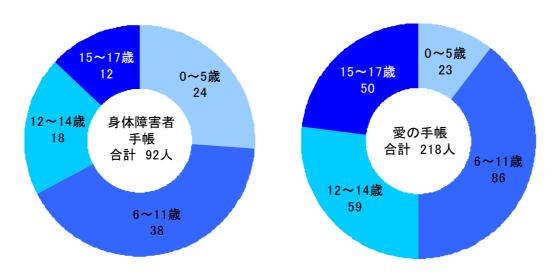


(各年4月1日現在)

④ 障害児の年齢別手帳所持者数

障害児の年齢別手帳所持者は、平成23年4月1日現在、下表のとおりとなっています。

■障害児の年齢別手帳所持者数(平成23年4月1日現在)



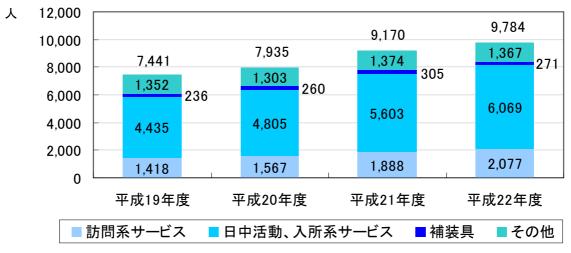
2 地域生活の現状と課題

① 自立に向けた地域生活への支援

〇 障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数

障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数は、事業開始当初より漸増し、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間で 31.5%増加しており、平成 23 年度はさらに増加する見 込みです。

■障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数(延人数)の推移



(各年度末現在)

- ●訪問系サービス:居宅介護、重度訪問介護、行動援護等
- ●日中活動、入所系サービス:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、ケアホーム、グループホーム、施設入所支援等
- ●その他:サービス利用計画、高額障害福祉サービス、特定障害者特別給付費等

○ 障害者自立支援法に基づく給付額

障害者自立支援法に基づくサービスの給付額についても、事業開始当初より漸増し、 平成19年度から平成22年度の4年間で37.6%増加しており、平成22年度は13億円を 超えています。

■障害者自立支援法に基づくサービス給付額の推移



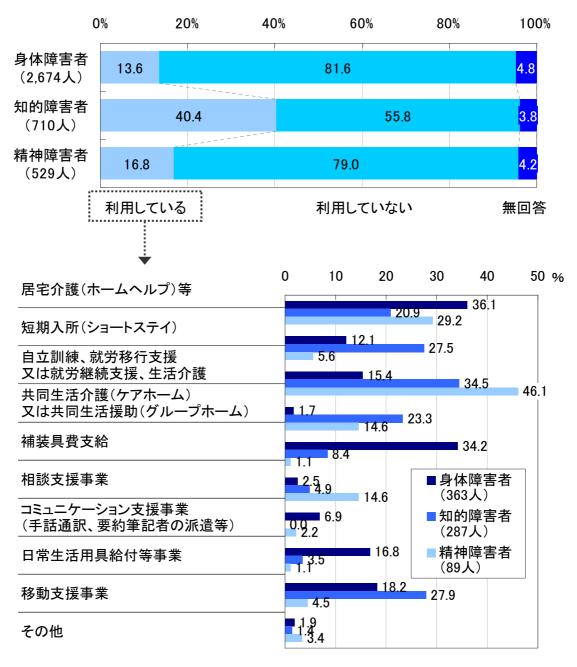
*障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費、地域生活支援事業費の決算額の合計です。

○ 都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

東京都の調査によると、過去一年間で障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用した割合は、知的障害者が40.4%、身体障害者と精神障害者はそれぞれ13.6%、16.8%であり、知的障害者のサービス利用の傾向が高くなっています。

また、利用内容で最も割合が高かったのは、身体障害者では居宅介護、知的障害者と精神障害者は、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護となっています。

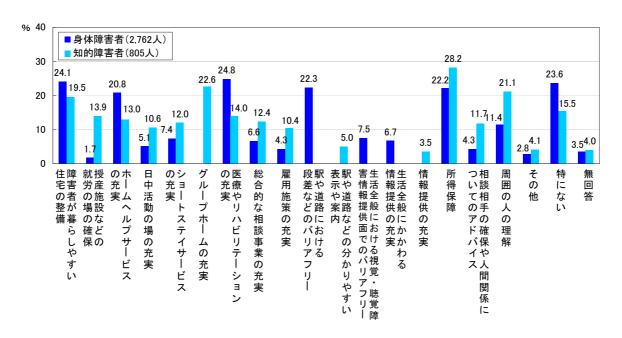
■障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用状況

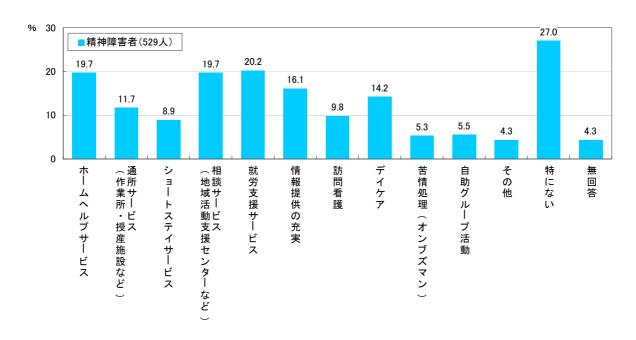


(注)「居宅介護等」には、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む。 資料:平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

生活に必要な福祉サービス等についての意向は、東京都の調査によると、身体障害者では医療やリハビリテーションの充実が高く、知的障害者では所得保障の割合が高いことに加え、グループホームの充実の割合の増加が5年前の調査より2.2ポイント増加しています。精神障害者では就労支援サービスの割合が最も高くなっています。

■生活に必要な福祉サービス等





資料:平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査*における日常生活支援サービスの主な意向と課題

【意向】

・ホームヘルパーへの満足度は高い。買い物や夜間の病気への対応、重度の知的障害者 への支援、精神障害者への支援の充実を求める意見があった。

また、費用の負担軽減への要望もみられる。

- ・介助者の高齢化や親なき後の自立のためにも居宅介護の要望がある。
- ・移動と居宅介護のパッケージによる提供も望んでいる。
- ・短期保護については、施設の充実への期待が強い。 また、制度利用要件の拡大や、より柔軟な運用への希望も出された。
- ・ショートステイは即時に入所できることが望まれている。
- ・本人の生活能力の向上につながるような支援のあり方への要望も見られる。

【課題】

- ●障害者が自立した社会生活を送ることが可能となる、個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量の確保
- ●3障害共通して、短期保護・ショートステイの拡充
- ●精神障害に係る支援の拡充

*文京区の行ったヒアリング調査について

文京区障害者計画改定の基礎資料とするため、区内の障害者施設の利用者やその保護者、障害者 団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。

【調査期間】

実施時期 平成23年5月19日(木) ~ 平成23年6月7日(火)

【ヒアリング方法】

通所施設は、各施設を訪問し、各団体等はシビックセンター内会議室でヒアリングを行った。

【調査対象等】

調査対象 施設·団体:29 団体 人数実績 当事者:延 192 人

保護者:延170人

この調査結果をもとに、当事者の意向や課題を把握し、計画改定に生かしています。

○ 生活の場の確保について

身体障害者、知的障害者、精神障害者共通して、ケアホーム・グループホーム整備の 要望が高くなっています。その中でも身体障害者、知的障害者の保護者からは、入所施 設を含めて整備への強い要望があります。

平成23年4月1日現在の施設等入所者数は、下表のとおりとなっています。

■施設等入所者数(平成23年4月1日現在)

		都内	都外	合計	
身	施設入所支援	7	9	16	
身体障害者	旧法入所療護施設	0	3	3	
者	計	7	12	19	
	施設入所支援	35	42	77	
左 ロ	ケアホーム	17	14	31	
知 的 障害 者	グループホーム	9	4	13	
害	旧法入所更生施設	2	6	8	
13	旧法入所授産施設	0	6	6	
	計	63	72	135	
精	グループホーム	17	2	19	
精神障害者	宿泊型自立訓練	1	0	1	
	計	18	2	20	
	合計	88	86	174	

^{*}旧体系施設(障害者自立支援法による体系以前の施設)については、平成24年3月31日ですべて新体系 (施設入所支援、グループホーム、ケアホーム)に移行する予定です。

ヒアリング調査における生活の場についての主な意向と課題

【意向】

- ・身体障害者、知的障害者等ケアホーム・グループホームへの要望が高く、親なき後の住 家として施設整備を強く望んでいる。
- ・医療的ケアのできるホームへの要望もみられる。
- ・地域で一人暮らしをしたいという障害者の希望は多いが、地域で住居を探す際に、文京 区は家賃が高いことと、適当な物件がないとの意見が述べられた。

【課題】

●グループホーム・ケアホームや入所施設の整備による、安心した地域生活が可能となる生活基盤施設の充実

〇 情報提供について

I Tの利活用が、多くの人にとって生活の質の向上に役立つようになり、情報収集やコミュニケーションに不可欠なものとなってきています。その中で、視覚や聴覚など障害特性に応じた情報提供について、手話通訳や「文字を読む」等の従来から求められているサービスの充実のほか、様々に開発される I Tの利用など多様な意見が出されています。

ヒアリング調査における情報提供についての主な意向と課題

【意向】

- ・3 障害を通じて必要な情報が十分にいき渡っていないとの意見が出された。区報、ホームページ、「障害者福祉のてびき」を知らないケースもある。
- ・特に視覚障害者や聴覚障害者については、情報提供における人的なサポートなどを充 実していくことが要望されている。
- ・精神障害者の場合、施設に関わっていない在宅の障害者については、情報が限られて おり、病院など様々な機関を通じた福祉サービス情報の提供などを検討していくべき との意見が出された。
- ・区内で障害者手帳が利用できる施設や機関等の総合的な情報提供も望まれている。
- ・重複障害者に対するサービス情報提供の充実が要望された。

【課題】

●情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な手段による情報提供

② 相談支援と権利擁護の充実

<相談支援の充実>

〇 地域自立支援協議会の充実

障害者の地域における自立した生活を支援していくため、地域自立支援協議会が設けられ、その下に相談支援、就労支援、権利擁護の3つの専門部会を設置し、支援の仕組み等地域の課題を検討しています。

平成24年度からは、地域自立支援協議会は障害者自立支援法に位置付けられ、障害者の地域生活を支えていく支援のエンジンとなっていきます。

〇 相談支援事業に対する当事者からの意見

高齢者福祉分野におけるケアマネジャーのようなキーパーソンとなりうる支援者が障害福祉分野では規定されておらず、かかわるスタッフが多様でそれぞれ専門性を発揮しながら、ネットワークで連携して支援するという特徴があります。

また、障害の種類によっても、意見や要望の種類は異なっています。

ヒアリング調査における相談支援事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・どこに相談したらいいか分からなかったり、情報が入手しにくかったりした。 また、誰に相談すべきか迷ったりする。
- ・ワンストップ化について考える必要がある。
- ・知的障害者の相談は本人をよく知る人の継続した相談を望む声が強い。
- ・精神障害者には夜間相談の要望や保健師への期待も大きい。
- ・高齢者の制度のような地域包括支援センターやケアマネジャーがあるとよい。

【課題】

- ●分かりやすい相談窓口とその充実
- ●相談機関の緊急時対応やアウトリーチ(潜在的なニーズに手を差し伸べ、利用実現を図る取組)等の機能強化

<権利擁護の充実>

〇 権利擁護事業の普及啓発

社会福祉協議会において、権利擁護事業を行っています。福祉サービスの利用に関する苦情の受付やサービスの利用援助などを行うほか、成年後見制度の普及啓発、利用促進を進めています。

第3章 障害者計画

また、平成22年度から社会福祉協議会として法人後見を行うなど、権利擁護の充実を 図っています。

〇 障害者虐待防止法について

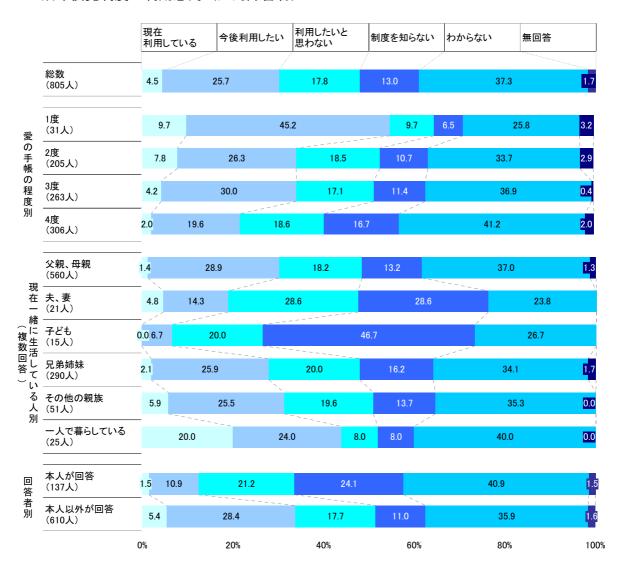
平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行を視野に、虐待防止のための体制整備を行うとともに、障害者虐待防止センターの設置や、虐待防止のネットワークを構築していきます。あわせて、区民に対する周知や障害者施設の支援員への研修等により、啓発活動にも取り組んでいきます。

また、本人への虐待防止の啓発に加えて、養護者への周知啓発や支援についても、施 策を進めていく必要があります。

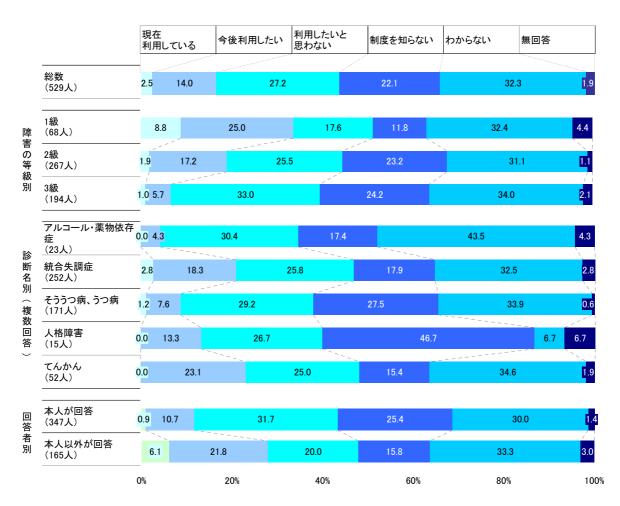
○ 都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が知的障害者、精神障害者それぞれ 37.3%、32.3% と割合が高くなっています。知的障害者では、本人が回答した利用意向よりも、本人以外の回答の方の利用意向が高い割合で出ています。

■成年後見制度の利用意向(知的障害者)



■成年後見制度の利用意向 (精神障害者)



資料: 平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査における権利擁護事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・成年後見制度についての周知や学習機会の提供が必要との意見がある。
- ・親なき後の第3者による成年後見も必要との意見が出された。
- ・成年後見制度で対応できない場合の支援の充実の要望があった。

【課題】

●成年後見制度等の周知、普及啓発、将来の安心に備えた地域生活の支援

③ 障害者が当たり前に働ける就労支援

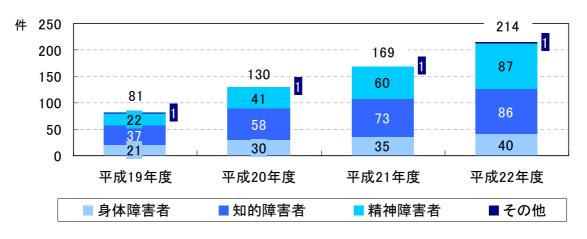
〇 障害者就労支援センターの活動

平成19年に設置した障害者就労支援センターは、関係機関と連携を図り、一般就労の場の開拓をはじめ、総合的な就労支援を推進しています。就労支援センターへの登録者及び新規就労者ともに年々増えており、平成23年3月31日現在の登録者は214人になります。特に、最近では精神障害者の新規の登録や就労が増加しています。

○ 地域自立支援協議会就労支援専門部会等の動き

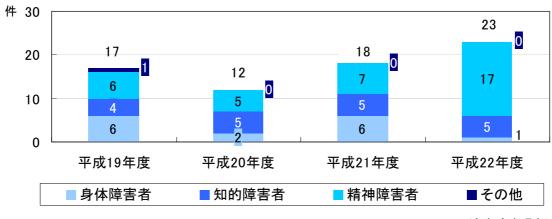
就労支援機関の連携については、従来から開催している就労支援連絡協議会に加え、 平成21年度から地域自立支援協議会に就労支援専門部会を設置しています。この専門部 会は、平成21年度は2回、平成22年度は4回開催し、現状の分析・課題に対する改善 策の検討等取組を進めています。

■就労支援センター登録者数



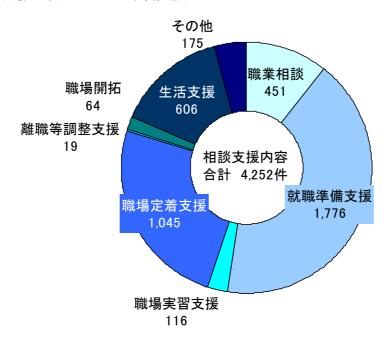
(各年度末現在)

■新規就労者数



(各年度末現在)

■相談支援内容(平成22年度実績)



ヒアリング調査における就労支援についての主な意向と課題

【意向】

- ・就労の体験の場を増やしてほしい。シビックセンターの仕事を増やしてほしい。
- ・地域の方と直接関われる仕事の場 (パン屋、八百屋、レストラン等) がもっとあってほしい。
- ・福祉作業所の工賃を上げてほしい。
- ・在宅でできる就労支援を充実してほしい。

【課題】

- ●障害者就労支援センター機能の充実と総合的な支援の強化
- ●就労体験の場や多様な雇用の場の創出
- ●福祉的就労における作業内容の充実等

④ 子どもの育ちと家庭の安心への支援

〇 障害児の数等について

平成 23 年4月現在、障害児の身体障害者手帳や愛の手帳の所持者は、既述のとおり 310人です。(P72を参照)

障害児への支援は、乳幼児から年齢に応じた保健・子育て・教育・福祉等にわたりメニューも徐々に拡充しています。

ヒアリング調査における障害児についての主な意向と課題

【意向】

- 子どもの発達支援、早期の療育ができるように。
- 総合的な支援やアドバイスをしてくれるコーディネーターがいるとよい。
- ・ 特別支援学級が近くにあるといい。地域とのかかわりも持ちやすい
- ・ 障害のある子どもに対する理解を深める取組をしてほしい。
- ・ 放課後居場所の対象者の拡大や活動できる場があるとよい。

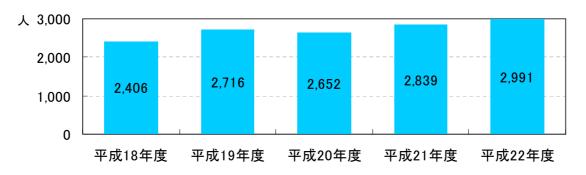
【課題】

- ●障害の早期発見、早期療育及び成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援と関係機関のネットワーク整備
- ●障害の「有る無し」にかかわらず、ともに成長していくことのできる地域社会の推進
- ●子育てと仕事の両立を含む、障害のある子を持つ保護者への支援

○ 文京福祉センターの児童デイサービス事業「ひまわり園」

「ひまわり園」では、機能訓練や集団生活などへの適応能力の向上を図るための社会 適応訓練などを行っています。就学前の幼児が対象で、週2回から4回の利用ができま す。平成23年4月1日現在の登録者数は39人です。

■文京福祉センター児童デイサービス利用者数(延人数)の推移

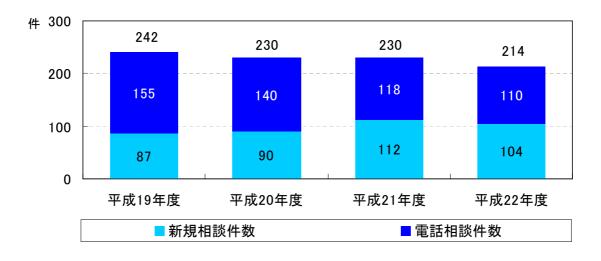


- *平成18年10月からは、障害者自立支援法上の事業として実施しています。
- *平成24年度より、児童福祉法上の事業になります。

〇 療育相談

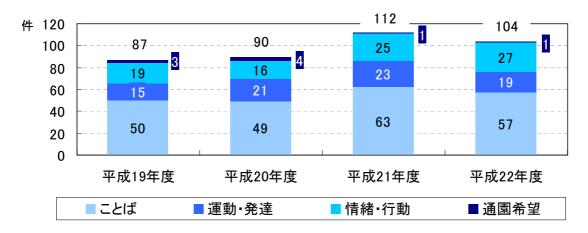
療育相談の件数は、平成22年度、電話相談が110件、新規相談が104件となっています。新規相談を主訴別で見ると、ことばの障害が過半数を占め、情緒・行動、運動・発達がこれに続いています。

■電話相談及び新規相談件数の推移

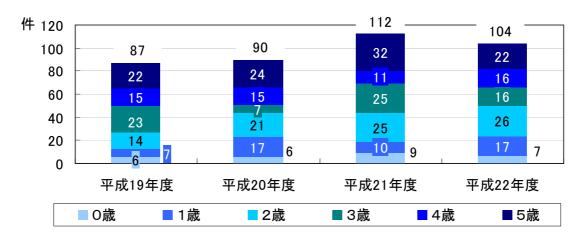


- ●電話相談(随時受付):電話等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他機関を紹介 することもあります。
- ●新規相談(面接による相談・予約受付):発達全般についてお子さんや保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。

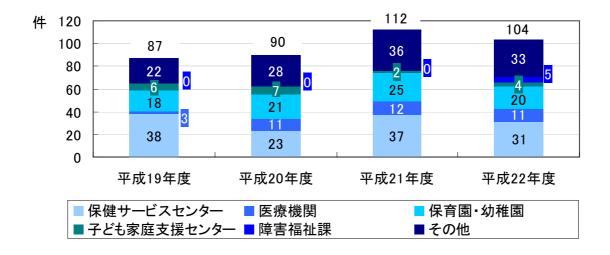
■面接による新規相談(主訴別)



■面接による新規相談(年齢別)



■面接による新規相談(紹介経由別)



⑤ ひとにやさしいまちづくりの推進

<福祉のまちづくりについて>

〇 まちと心のバリアフリーについて

文京区では区内の公共的施設、道路、公園等を中心に、福祉環境整備要綱や東京都福祉のまちづくり条例に基づいてまちのバリアフリー化を推進しています。

また、心のバリアフリーとしては、偏見や誤解を受けることなく社会参加ができるよう、「ふれあいの集い」等による交流を図るとともに、施設行事などを通じて障害者と地域住民等が触れ合う機会を促進しています。

ヒアリング調査における福祉のまちづくりについての主な意向と課題

【意向】

- ・文京区は坂が多いので、歩道が広くないと事故に遇ってしまう。
- ・自転車が放置され道をふさいでいて、通りにくい。
- ・一般の人の障害に対する理解を推進してほしい。
- ・日常生活の中で普通に障害者とかかわっていけるまちづくりを。
- ・社会的に活動する機会がなく、引きこもり気味。障害者が地域で心豊かに過ごせるような取組の充実をお願いしたい。

【課題】

- ●公共的施設を中心に、歩道、公園等の一層のバリアフリー化
- ●偏見や誤解を受けることのない社会とするための心のバリアフリー
- ●障害者が地域や職場でその人らしく当たり前に生活できる環境整備

○ 都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

「社会参加をする上で妨げになっていること」では、周りの人の障害者に対する理解不足をあげた方が、知的障害者では 18.5%、精神障害者では 22.9%と他の項目に比べて高い割合になっています。

■社会参加をする上で妨げになっていること(知的障害者)

		総数	表示が分からない道路や駅などの	不便 使っての移動が 電車やバスなどを	介助者がいない	情報がない	理解不足障害者に対する	拒否される 施設等の利用を 障害を理由に	いない適切な指導者が	仲間がいない一緒に行く	その他	特にない	無回答
総数		100.0 (805)	10.7	14.2	13.9	5.1	18.5	1.4	6.8	18.3	12.5	38.9	3.6
愛 の	1度	100.0 (31)	6.5	22.6	25.8	0.0	9.7	3.2	3.2	16.1	38.7	16.1	3.2
手 帳	2度	100.0 (205)	15.1	22.4	23.4	2.4	23.9	3.4	11.2	12.2	18.5	25.9	5.4
の 程	3度	100.0 (263)	11.4	13.3	14.8	6.8	20.5	0.0	6.1	22.4	10.3	37.3	3.0
程度別	4度	100.0 (306)	7.5	8.5	5.6	5.9	14.1	1.0	4.9	19.0	7.8	51.3	2.9
過平	自分の家	100.0 (154)	5.2	10.4	7.8	7.1	18.2	2.6	9.7	18.8	14.9	42.2	3.9
したところ別日の日中主に	職場	100.0 (210)	6.2	5.2	3.3	4.3	13.3	-	3.3	16.2	7.6	56.7	2.4
	通所施設(作業所・ デイケア等を含む)	100.0 (340)	14.4	19.7	22.1	5.0	24.1	1.5	8.8	20.9	10.6	29.7	2.6
	入所施設	100.0 (83)	16.9	20.5	16.9	2.4	10.8	1.2	3.6	8.4	28.9	26.5	9.6
	年度調査	100.0 (647)	11.4	17.9	22.1	9.1	23.5	2.2	12.7	24.4	12.5	-	26.9

■社会参加をする上で妨げになっていること(精神障害者)

		総数	経済的な理由	介助者がいない	情報がない	理解不足 間りの人の	拒否される 障害を理由に	いないが相談相手が	仲間がいない	その他	特にない	無回答
総数		100.0 (529)	24.6	4.0	11.0	22.9	2.6	10.0	15.7	16.1	33.6	2.8
	29歳以下	100.0 (34)	20.6	0.0	17.6	38.2	5.9	8.8	26.5	8.8	26.5	0.0
	30~39歳	100.0 (118)	30.5	5.1	16.1	29.7	1.7	8.5	22.9	16.9	24.6	3.4
年齢	40~49歳	100.0 (130)	28.5	3.8	9.2	24.6	3.8	13.1	17.7	18.5	28.5	3.1
階級	50~59歳	100.0	27.9	0.9	8.1	22.5	1.8	10.8	10.8	18.0	36.0	0.9
別	60~69歳	100.0 (95)	16.8	5.3	12.6	10.5	2.1	11.6	8.4	11.6	42.1	6.3
	70歳以上	100.0 (41)	7.3	7.3	0.0	14.6	2.4	0.0	9.8	17.1	56.1	0.0
	65歳以上 (再掲)	100.0 (87)	13.8	8.0	5.7	12.6	1.1	8.0	9.2	11.5	49.4	4.6
診	アルコール・ 薬物依存症	100.0 (23)	8.7	0.0	8.7	17.4	4.3	4.3	8.7	8.7	52.2	4.3
断名	統合失調症	100.0 (252)	23.4	4.4	12.7	23.8	2.0	9.5	17.5	14.7	32.5	2.0
1別(複数回答)	そううつ病、 うつ病	100.0 (171)	29.8	3.5	12.3	23.4	1.8	14.6	18.7	18.1	29.8	2.9
	人格障害	100.0 (15)	26.7	0.0	13.3	26.7	6.7	13.3	13.3	26.7	40.0	0.0
	てんかん	100.0 (52)	21.2	1.9	5.8	38.5	3.8	3.8	7.7	19.2	26.9	7.7
	その他	100.0 (65)	28.2	7.1	12.9	15.3	3.5	11.8	15.3	18.8	31.8	3.5
平成15年度調査		100.0 (529)	29.5	9.1	14.2	25.7	2.1	18.3	15.5	11.5	29.9	5.5

資料: 平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

<災害時の対応について>

〇 災害時の不安

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない 障害者やその家族は、一層の危機感を抱いています。このため、地域コミュニティの形 成や近隣の支え合い等の重要性が改めて認識されています。

ヒアリング調査における災害対策についての主な意向と課題

【意向】

- ・障害者施設等を中心とした福祉避難場所の検討をしてほしい。
- ・災害時要援護者名簿の登録内容、仕組み等を充実してほしい。
- ・避難所をバリアフリー化し、避難所の設備を整え、ヘルパー派遣等の福祉サービスが 受けられるようにしてほしい。
- 区のホームページから防災マップにアクセスするのが困難。
- ・人工透析等の医療器具や薬の確保が心配である。
- ・病気等による緊急時の対応については、3年前のインタビュー調査でも緊急時支援の 強化、情報提供の必要性等の意見があり支援が求められている。

【課題】

- ●障害者を地域社会で支え合う関係作りや障害者を包摂したコミュニティ形成と避難誘導する上で必要となる個人情報の把握と関係者での共有
- ●震災後の自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援
- ●災害時に障害者を支援する、医療スタッフ、ヘルパー等の人的支援や福祉用具等の対応
- ●心身の不調等による緊急時の支援体制

2 障害者・障害児に関する重点課題

自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保され、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備する必要があります。

このためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設、ショートステイ等の施設整備を 進めるとともに、障害者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの拡充を図っ ていきます。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報提供内容の充実と障害特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリーを推進します。

相談支援と権利擁護の充実

障害者が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。わかりやすい相談窓口、総合的な相談支援、並びにアウトリーチ等の相談機能の強化を進めます。

また、地域自立支援協議会における、相談支援体制やネットワークの検討を踏まえ、相談支援体制等の不断の改善に取り組んでいきます。

あわせて、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制の構築等、さらに、障害者の人格が尊重され、自ら主体的に選択・自己決定ができるよう自立支援を推進します。

障害者が当たり前に働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と能力に応じて働ける多様な 雇用の場が必要です。雇用情勢の厳しい時期でも、障害者就労支援センターを中心に、関係 機関と連携を図り、総合的な就労支援を推進していきます。

また、就労できる場の開拓や新たな仕組みの構築等によって、障害者の雇用の機会を拡大し、障害者が当たり前に働ける社会の実現を目指します。

さらに、福祉施設における就労についても工賃への配慮を含め、作業内容の充実を図り、 障害特性や個性に配慮した就労支援を推進していきます。

子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していく上で、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援が重要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育の専門的な対応を含む支援の充実を図るとともに、連携を強化し、障害のある子どもが、自分らしい生活を送れるよう支援していきます。

また、子育でに不安を感じる親の悩みに対し、専門家の活用等、一層の支援の充実を図り、仕事と子育での両立を含む、障害のある子どもをもつ保護者への支援を図ります。

なお、教育センターの建て替えに併せ、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の 連携強化を図り、障害のある子どもへの一層の支援に取り組んでいきます。

ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ハードとソフトが 一体となったひとにやさしいまちづくりが必要です。ハード面では、区内の公共的施設を中 心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れた整備を推進しま す。ソフト面では、偏見や誤解を受けることのない社会とするために、障害のある人、ない 人の出会いと交流の促進を図る等、心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が、その特性に合わせた移動やコミュニケーションにより、地域社会等に参加することができるよう支援を充実します。

災害対策と緊急事態に対する支援

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者と家族は、危機意識を強めています。その中で、実効性のある支援をしていくためには、身近なコミュニティの役割が重要であり、互いに支え合う地域社会の形成が必要です。災害時には、障害者を的確に支援するため、災害時要援護者情報の充実や人的支援のネットワークを構築するとともに、震災後の避難については、福祉避難所を整備するほか、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援の充実を図ります。

また、一方で、日常における障害特性に基づく心身の不調等による緊急事態に対する支援 体制についても充実していきます。

^{*}ユニバーサルデザイン あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が 利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことをいいます。

3 計画の目標

障害者福祉は、障害者基本法の改正をはじめ、現在、国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに障害者権利条約の批准も視野に入れた、大きな転換期にあり、このような制度の変更に伴い、地域福祉や障害福祉サービスについても的確な対応が求められています。

障害のある人の個性やニーズにあった支援に努め、ライフステージが変わっても、連続した谷間のない支援を展開する必要があります。障害者がサービスを自らの選択により利用し、その人らしい生活を送ることが大切であり、そのための支援が重要となります。

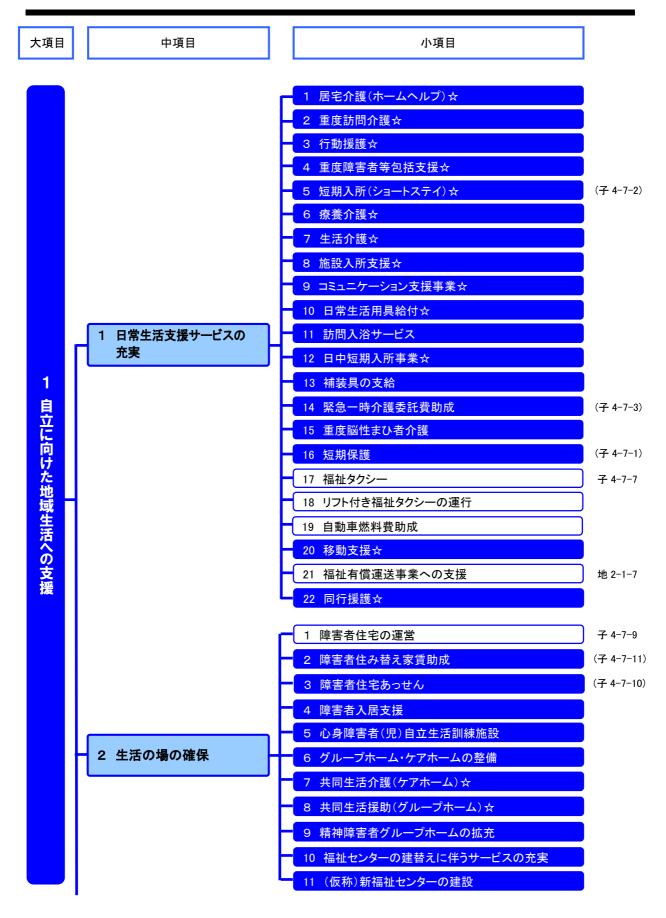
ノーマライゼーション*や合理的配慮*の考え方を浸透させるとともに、すべての人が障害や障害者に対する理解を深め、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、互いに支え合い喜びを分かち合えるインクルーシブ*な地域社会を実現していくため、重点課題を中心に必要な施策を展開していきます。

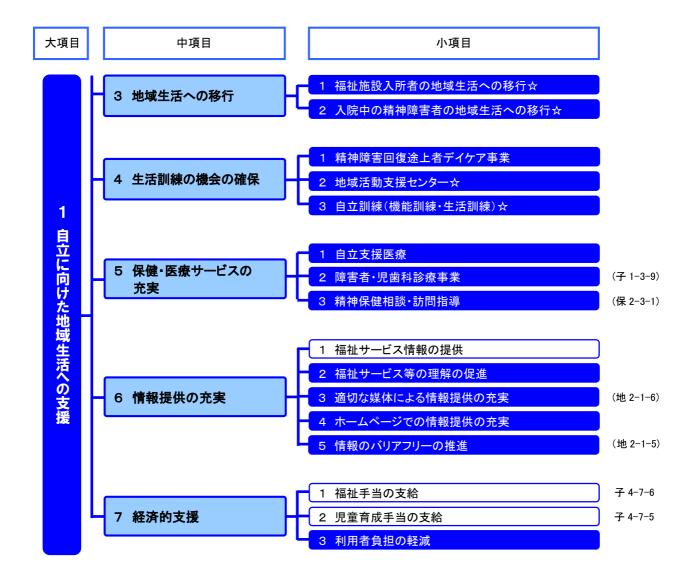
^{*}ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方をいいます。

^{*}合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮をいいます。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当します。

^{* (}ソーシャルインクルージョン) インクルーシブ すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援 護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念を いいます。

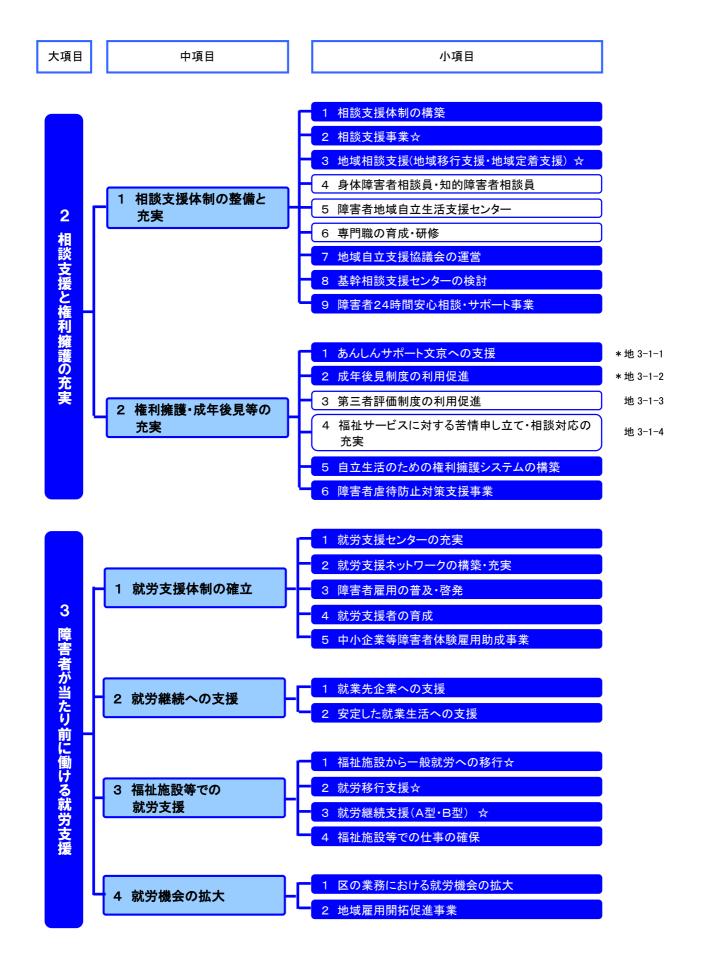
4 計画の体系





【凡例】

- ・小項目の 表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号) を記載しています。
 - 子・・・ 子育て支援計画
 - 保 *** 保健医療計画
 - 地・・・ 地域福祉保健の推進計画
 - ()・・・ 本計画(障害者計画)で進行管理します。
 - * ・・・ 他の分野別計画で進行管理します。
 - ☆ ・・・ 障害福祉計画で基本的指針に即すべき事項



大項目 中項目 小項目 乳幼児健康診査 子 1-1-5 2 発達健康診査 (子 1-1-7) 3 経過観察健康診査 子 1-1-8 障害の早期発見・ 早期療育 (子 1-3-1) 4 療育相談の充実 5 発達に関する情報の普及啓発 6 子育て支援カウンセラー派遣の充実 1 多様な支援機関の連携 2 継続支援体制の充実 3 専門的療育訓練 2 相談支援の充実 4 個別の支援計画の作成 5 専門家による巡回相談事業 (子 2-2-6) 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援 6 (仮称)教育・発達相談窓口の設置 7 障害児相談支援事業 1 児童発達支援事業 (子 1-3-2) 2 保育園障害児保育 (子 1-3-4) 3 乳幼児期・就学前の支援 3 幼稚園特別保育 (子 2-4-2) 4 就学前相談体制の充実 (子 2-4-3) (子 2-2-6) 1 総合教育相談の充実 2 特別支援教育の充実 (子 2-4-5) 3 特別支援子育て事業 (子 1-3-6) 4 育成室への障害児受入 (子 1-3-5) (子 2-4-4) 5 バリアフリーパートナー運営 6 個に応じた指導の充実 4 学齢期の支援 (子 1-3-7) 7 放課後の居場所対策 8 交流及び共同学習支援員配置事業 9 特別支援教室専門指導員派遣事業 10 教育センターの建替えに伴うサービスの充実 11 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営 12 放課後等デイサービス

大項目	中項目	小項目	
		1 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 2 道のバリアフリーの推進	子 5-2-5 地 2-1-1 *地 2-1-2
	_ 1 安全で快適な生活環境 の整備	─ 3 地下鉄駅エレベーター等の整備─ 4 総合的自転車対策の推進─ 5 公園再整備事業	地 2-1-4 *地 2-1-9 *地 2-1-3
		6 コミュニティバス運行 1 災害時要援護者の支援体制の充実	*地 2-1-8 *地 3-4-1
		2 災害時要援護者が避難できる場所の検討3 避難所運営協議会の運営支援4 耐震診断費用助成事業	*地3-4-2 *地3-4-4 *地3-4-5
5	2 防災・安全対策の充実	□ 5 耐震改修促進事業□ 6 家具転倒防止器具設置費用助成□ 7 緊急通報システムの設置	*地 3-4-6 *地 3-4-7
ひとにや		8 火災安全システムの設置9 心身障害者福祉電話事業1 障害及び障害者に対する理解の促進]]
ひとにやさしいまちづくりの推進	3 ノーマライゼーションと 合理的配慮の理念 の普及		(地 2-1-5) (地 2-1-6) (地 2-2-5)
うくりの推進		5 障害者事業を通じた地域交流【再掲】 1 障害者事業を通じた地域交流	
连	4 地域との交流と 文化活動の促進	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」【再掲】 3 障害者会館 4 心身障害者・児レクリエーション	(地 2-2-5)
		1 ボランティア・市民活動センターへの支援 2 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成	*地 1-1-7
	5 地域福祉の 担い手への支援	3 ふれあいいきいきサロン事業への支援 4 いきいきサービス事業 (住民参加型在宅福祉サービス)の充実	*地1-1-1 *地1-1-1
		─ 5 ファミリー・サポート・センター事業─ 6 民生委員・児童委員協議会への支援と連携─ 7 話し合い員との連携	*地1-1-1 地1-1-2 地1-1-3
		■ 8 当事者及び家族の交流の支援■ 9 地域活動参加支援サイト	*地 1-1-6

5 計画事業

*各進行管理対象事業の目標は、別冊「障害者計画(平成 24 年度~平成 26 年度)」に掲載しています。

1 自立に向けた地域生活への支援

障害のあるだれもが住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれのニーズ、障害程度、生活環境等に応じた多様な支援を得られることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、的 確な情報提供、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。

1-1 日常生活支援サービスの充実

障害者のだれもが住み慣れた地域で自立した社会生活を送れるよう、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保されるよう充実を図ります。

【進行管理対象事業】

- 〇居宅介護 (ホームヘルプ) 【1-1-1】
- ○重度訪問介護【1-1-2】
- 〇行動援護【1-1-3】
- 〇重度障害者等包括支援【1-1-4】
- 〇短期入所(ショートステイ)【1-1-5】
- ○療養介護【1-1-6】
- 〇生活介護【1-1-7】
- 〇施設入所支援【1-1-8】
- 〇コミュニケーション支援事業【1-1-9】
- 〇日常生活用具給付【1-1-10】
- ○訪問入浴サービス【1-1-11】
- 〇日中短期入所事業【1-1-12】
- 〇補装具の支給【1-1-13】
- ○緊急一時介護委託費助成【1-1-14】
- ○重度脳性まひ者介護【1-1-15】
- ○短期保護【1-1-16】
- ○移動支援【1-1-20】
- 〇同行援護【1-1-22】

1-2 生活の場の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくために、グループホーム・ケアホーム、入所施設等の整備を推進し、安心した地域生活ができるよう生活基盤施設等の充実を図ります。

【進行管理対象事業】

- 〇障害者住み替え家賃助成【1-2-2】
- ○障害者住宅あっせん【1-2-3】
- 〇障害者入居支援【1-2-4】
- 〇心身障害者(児)自立生活訓練施設【1-2-5】
- ○グループホーム・ケアホームの整備【1-2-6】
- 〇共同生活介護 (ケアホーム) 【1-2-7】
- 〇共同生活援助 (グループホーム)【1-2-8】
- 〇精神障害者グループホームの拡充【1-2-9】
- ○福祉センターの建替えに伴うサービスの充実【1-2-10】
- 〇 (仮称) 新福祉センターの建設【1-2-11】

1-3 地域生活への移行

障害者が自ら選んだ地域で安心して暮らしていけるよう、相談等の充実を図り、障害者の地域生活への移行や定着を支援します。

【進行管理対象事業】

- ○福祉施設入所者の地域生活への移行【1-3-1】
- ○入院中の精神障害者の地域生活への移行【1-3-2】

1-4 生活訓練の機会の確保

障害者が地域で自立して暮らしていけるよう、障害者一人ひとりの障害等に応じ、生活 能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

【進行管理対象事業】

- 〇精神障害回復途上者デイケア事業【1-4-1】
- ○地域活動支援センター【1-4-2】
- 〇自立訓練(機能訓練・生活訓練)【1-4-3】

1-5 保健・医療サービスの充実

障害者が地域で健康に暮らしていけるよう、医療費の負担軽減や歯科診療、精神面における相談等、必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

【進行管理対象事業】

- 〇自立支援医療【1-5-1】
- 〇障害者・児歯科診療事業【1-5-2】
- 〇精神保健相談・訪問指導【1-5-3】

1-6 情報提供の充実

地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な提供方法を図り、情報バリアフリーを推進します。

【進行管理対象事業】

- ○福祉サービス等の理解の促進【1-6-2】
- ○適切な媒体による情報提供の充実【1-6-3】
- 〇ホームページでの情報提供の充実【1-6-4】
- 〇情報のバリアフリーの推進【1-6-5】

1-7 経済的支援

障害福祉サービス等の利用者負担については、国の動向を踏まえ、適切に軽減等の検討をしていくとともに、手当等の周知徹底や充実、さらに財源の国等への要望など適切に行っていきます。

【進行管理対象事業】

〇利用者負担の軽減【1-7-3】

2 相談支援と権利擁護の充実

障害者やその家族が気軽に相談できる分かりやすい相談窓口の整備が必要です。

また、相談内容に応じ専門的、総合的、継続的な対応を行う多様な支援が求められており、 地域自立支援協議会において、相談支援体制やネットワーク等の検討を進め、相談支援の充 実を図っていきます。

あわせて、障害者の人権が尊重され、犯罪やトラブルに巻き込まれることなく地域で安心 して生活していくことができるよう、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制等、権利擁護 の推進を図ります。

2-1 相談支援体制の整備と充実

障害者の自立した生活を支援していくため、相談機関の緊急時対応やアウトリーチ等の相談機能を強化し、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進します。なお、子どもに関する分野の、連携強化や相談窓口及び特別支援教育については、後述する「4-2 相談支援の充実」(P103)、「4-4 学齢期の支援」(P103)も併せてご覧ください。

【進行管理対象事業】

- 〇相談支援体制の構築【2-1-1】
- 〇相談支援事業【2-1-2】
- 〇地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)【2-1-3】
- 〇地域自立支援協議会の運営【2-1-7】
- ○基幹相談支援センターの検討【2-1-8】
- ○障害者 24 時間安心相談・サポート事業【2-1-9】

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を安心して送るために、福祉サービスの利用 支援、相談支援等の権利擁護事業の充実や成年後見制度の利用を促進します。

【進行管理対象事業】

- 〇あんしんサポート文京への支援【2-2-1】
- 〇成年後見制度の利用促進【2-2-2】
- ○自立生活のための権利擁護システムの構築【2-2-5】
- 〇障害者虐待防止対策支援事業【2-2-6】

3 障害者が当たり前に働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と障害特性に合った多様な雇用の場と就労後の定着支援が必要です。障害者就労支援センターではハローワークをはじめとした関係機関との連携を密にし、的確な就労支援を図り、障害者が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進するとともに、福祉施設における作業の充実について支援していきます。

また、地域自立支援協議会就労支援専門部会を中心に、障害者が就労できる場の開拓や仕組みを検討し、雇用の機会の拡大を推進します。

3-1 就労支援体制の確立

障害者が当たり前に働き、地域において自立した生活ができるよう、就労支援体制を整備します。

【進行管理対象事業】

- 〇就労支援センターの充実【3-1-1】
- 〇就労支援ネットワークの構築・充実【3-1-2】
- 〇障害者雇用の普及・啓発【3-1-3】
- 〇就労支援者の育成【3-1-4】
- 〇中小企業等障害者体験雇用助成事業【3-1-5】

3-2 就労継続への支援

地域の福祉施設やハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との連携を図るとともに、就業先の企業が障害者の雇用を継続し、就労している障害者が安心して働き続けられるよう支援します。企業等に積極的に出向き、障害の特性や個性の理解を促進し、職場での合理的配慮など、きめ細やかに連携をとり、障害者が働きやすい環境で安定して長く勤めていけるよう継続的なフォローをしていきます。

【進行管理対象事業】

- 〇就業先企業への支援【3-2-1】
- 〇安定した就業生活への支援【3-2-2】

3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設から一般就労への移行を希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、一般企業への就労が困難な障害者に対して雇用機会の提供、販路の拡大等、就労支援の拡充を図ります。

【進行管理対象事業】

- ○福祉施設から一般就労への移行【3-3-1】
- 〇就労移行支援【3-3-2】
- 〇就労継続支援 (A型·B型) 【3-3-3】
- ○福祉施設等での仕事の確保【3-3-4】

3-4 就労機会の拡大

障害者の働く場として、区の業務をはじめ、地域特性を生かした就業先の開拓等を行い、 就労の機会の拡大を図ります。

【進行管理対象事業】

- ○区の業務における就労機会の拡大【3-4-1】
- 〇地域雇用開拓促進事業【3-4-2】

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

障害を早期に発見し、適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、 発達障害*に関する支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。

また、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、仕事と子育ての両立を含む、 障害のある子どもを持つ保護者への支援の充実を図ります。

さらに、教育センターの建て替えに併せ、福祉部門と教育部門の連携を強化することで多面的な支援の充実を図ります。

また、障害のある子どもも、ない子どももともに成長していくことのできる思いやりにあ ふれた地域づくりを推進します。

4-1 障害の早期発見・早期療育

肢体不自由児・知的障害児・発達障害児にとって、障害の早期発見と早期療育が大切です。健康診査をはじめとした様々な機会を通じ、早期発見に努めるとともに、療育相談との連携の充実を図ります。

^{*}発達障害 発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎 性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状 が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

【進行管理対象事業】

- 〇発達健康診査【4-1-2】
- ○療育相談の充実【4-1-4】
- 〇発達に関する情報の普及啓発【4-1-5】

4-2 相談支援の充実

教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討していきます。その中でも、子どもに関する分野での、連携強化や相談窓口の設置を進めます。なお、障害者・児全般の相談については、「2-1 相談支援体制の整備と充実」(P100) に記載してあります。

【進行管理対象事業】

- ○多様な支援機関の連携【4-2-1】
- 〇継続支援体制の充実【4-2-2】
- 〇専門的療育訓練【4-2-3】
- ○個別の支援計画の作成【4-2-4】
- 〇専門家による巡回相談事業【4-2-5】
- 〇 (仮称)教育・発達相談窓口の設置【4-2-6】
- 〇障害児相談支援事業【4-2-7】

4-3 乳幼児期・就学前の支援

発育や発達に支援の必要がある乳幼児に対して、適切な療育や、保育園、幼稚園での個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長を支援します。

また、一時保育、子育てひろば等の子育て施策においても、引き続き障害児を含めた子育て支援の取組を行っていきます。

【進行管理対象事業】

- 〇児童発達支援事業【4-3-1】
- 〇保育園障害児保育【4-3-2】
- ○幼稚園特別保育【4-3-3】
- 〇就学前相談体制の充実【4-3-4】

4-4 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状況を適確に把握し、教育ニーズに合わせたきめ細かな教育的 支援の充実を図ります。

また、障害児の放課後の居場所対策を推進するとともに、児童館、放課後全児童向け事業等の施策においても、引き続き障害児を含めた健全育成の取組を行っていきます。

- 〇総合教育相談の充実【4-4-1】
- 〇特別支援教育の充実【4-4-2】
- 〇特別支援子育て事業【4-4-3】
- ○育成室への障害児受入【4-4-4】

- 〇バリアフリーパートナー運営【4-4-5】
- 〇個に応じた指導の充実【4-4-6】
- ○放課後の居場所対策【4-4-7】
- 〇交流及び共同学習支援員配置事業【4-4-8】
- 〇特別支援教室専門指導員派遣事業【4-4-9】
- ○教育センターの建替えに伴うサービスの充実【4-4-10】
- 〇特別支援教育連携協議会専門家チームの運営【4-4-11】
- 〇放課後等デイサービス【4-4-12】

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが地域で安全に快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、ハード面のバリアフリーだけでなく、あらゆる機会を通じて障害のある人への理解を促進するための啓発や福祉教育を推進し、偏見や誤解を受けることのない社会とするための取組を進めます。

さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要援護者情報の充実や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を勘案した地域づくりを進めます。

5-1 安全で快適な生活環境の整備

障害者、高齢者や子育で中の方などが安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から、自転車対策なども含めた環境整備を進めます。

【進行管理対象事業】

- ○道のバリアフリーの推進【5-1-2】
- 〇総合的自転車対策の推進【5-1-4】
- 〇公園再整備事業【5-1-5】
- 〇コミュニティバス運行【5-1-6】

5-2 防災・安全対策の充実

障害者の災害に対する備えと助け合う体制、障害者が安全を確保するため備えと助け合いを推進するなど、災害時要援護者への支援体制を整備するとともに、福祉避難所の設置など取組を進めていきます。

- 〇災害時要援護者の支援体制の充実【5-2-1】
- 〇災害時要援護者が避難できる場所の検討【5-2-2】
- 〇避難所運営協議会の運営支援【5-2-3】

- 〇耐震診断費用助成事業【5-2-4】
- 〇耐震改修促進事業【5-2-5】
- 〇家具転倒防止器具設置費用助成【5-2-6】

5-3 ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及

障害の有無にかかわらず、ともに住み慣れた地域で生活をするため、障害に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。社会的な障壁や理解不足を解消していく取組を進めるとともに、合理的配慮の理念の普及に取り組みます。

【進行管理対象事業】

- 〇障害及び障害者に対する理解の促進(心のバリアフリー)【5-3-1】
- ○情報のバリアフリーの推進【再掲】【5-3-2】
- ○適切な媒体による情報提供の充実【再掲】【5-3-3】
- ○障害者週間記念行事「ふれあいの集い」【5-3-4】
- ○障害者事業を通じた地域交流【再掲】【5-3-5】

5-4 地域との交流と文化活動の促進

障害者週間記念事業や、各種の地域交流事業を通じて、障害者に対する理解を促進する とともに、障害者の文化活動の支援を行います。

【進行管理対象事業】

- 〇障害者事業を通じた地域交流【5-4-1】
- 〇障害者週間記念行事「ふれあいの集い」【再掲】【5-4-2】

5-5 地域福祉の担い手への支援

社会福祉法人やボランティア、民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような団体に対して、支援を行い、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながり作りを行い、暮らしやすい地域づくりを目指します。

- 〇ボランティア・市民活動センターへの支援【5-5-1】
- 〇ふれあいいきいきサロン事業への支援【5-5-3】
- 〇いきいきサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)の充実【5-5-4】
- ○ファミリー・サポート・センター事業【5-5-5】
- ○当事者及び家族の交流の支援【5-5-8】
- 〇地域活動参加支援サイト【5-5-9】

第4章 保健医療計画

1 地域保健医療の現状

○ 近年、わが国の急速な高齢化等は、私たちの生活に様々な影響を及ぼしています。その 一つが、がん、心臓疾患、脳卒中など生活習慣に起因する疾病であり、その対策が重要課 題となっています。

また、社会環境の様々な変化による、ストレスの増加に起因するこころの問題への対策 も急務となっています。こうした生活習慣病やこころの病を予防する対策に取り組む必要 があります。

- 一方で世界的に流行した新型インフルエンザの発生などの新たな感染症や結核、百日咳などの感染症の再流行も危惧されています。これらの感染症のほか、医薬品、食中毒、飲料水等を健康危機としてとらえ、そうした緊急事態に対応する危機管理としての公衆衛生行政を充実することにより、安心して生活し健康の維持増進に励むことができる地域社会の実現が求められています。
- こうした変化を受けて、国では社会保障構造改革の一環として、医療法の改正や介護保 険法などによる医療と保険の安定維持を図っています。

また、平成12年に国民健康づくり運動として「健康日本21」を策定し、この法的基盤として平成15年に「健康増進法」、17年に「食育基本法」、18年に「自殺対策基本法」、19年に「がん対策基本法」が施行されています。

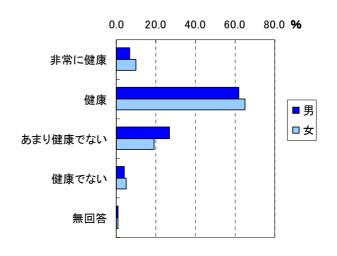
- 東京都においても、平成13年に「東京都健康推進プラン21」を策定、18年に糖尿病・がん・心の健康を3つの課題として「東京都健康推進プラン21後期5か年戦略」を策定しています。平成20年3月には「東京都保健医療計画」を改定し、がんや脳卒中などの生活習慣病に対する地域医療連携体制を充実するとともに、健康危機管理体制の確保にも重点をおいた体制づくりを目指しています。同時に、生活習慣病対策や健康づくりの機運の醸成に取り組むため、予防重視の「東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略」を策定し都民の健康づくり対策に取り組んでいます。
- 区においても、こうした経緯を受け、「健康ぶんきょう21」の策定や、これらの課題に 迅速に対応するための組織改正を行ってきました。今回、これまでの「保健医療計画」を 1年間の延長見直しを図るとともに、平成25年度には「健康ぶんきょう21」と統合し、 新たな保健医療計画を策定し、区民の健康維持増進をさらに実現する総合的な計画に取り 組んでいきます。

1 区民の健康意識

本調査は、区民の健康状態や健康管理の方法、区の健康づくりに関する要望等を把握し、 今後の区の保健行政を充実させることを目的として平成18年に実施しました。この結果の一 部について掲載しました。

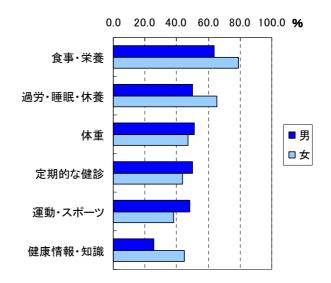
〇 健康感

非常に健康、健康を合わせた「健康」は、男性で 68.7%、女性で 75.0%と、「健康と感じている人」は女性の方が多い結果となりました。



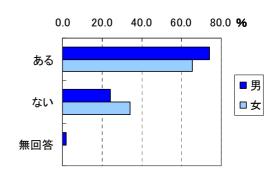
〇 健康への配慮の内容

体重・健診・運動では男性が多く、 食事・休養・健康情報では女性が多い 結果となりました。



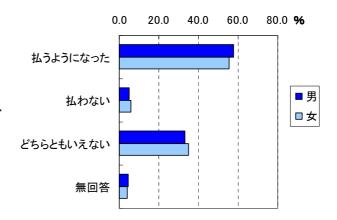
〇 過去1年間における、生活習慣病健 診等の有無

過去1年間に生活習慣病の健診を受けたことが、「ある」人は全体で約7割、 男性が74.3%、女性が65.3%と男性の 方の受診率が高い結果となりました。



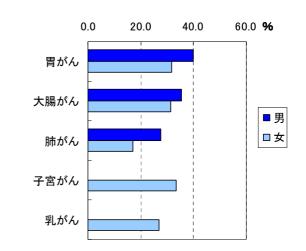
O 健診等の受診をきっかけにした健康 管理への注意

生活習慣病の健康診査を受けた人で 健診をきっかけとして健康管理に注意 を払うようになったかを聞いたところ、 男女ともに約6割の人が「払うように なった」と答えました。



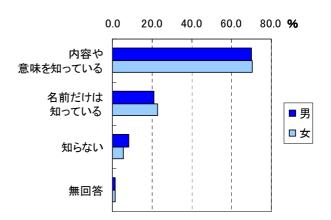
〇 過去1年間における、がん検診の受 診

胃がん、大腸がん検診の受診率が全体で30%を超えています。女性では子宮がん検診の受診率が高く、なかでも40代では45.8%と半数近くにのぼります。



O メタボリックシンドロームの認知状況

メタボリックシンドロームについて 「内容や意味を知っている」と「名前 だけは知っている」を合わせた周知度 は、男性で90.5%、女性で93.2%と圧 倒的多数の人が認識しているという結 果となりました。



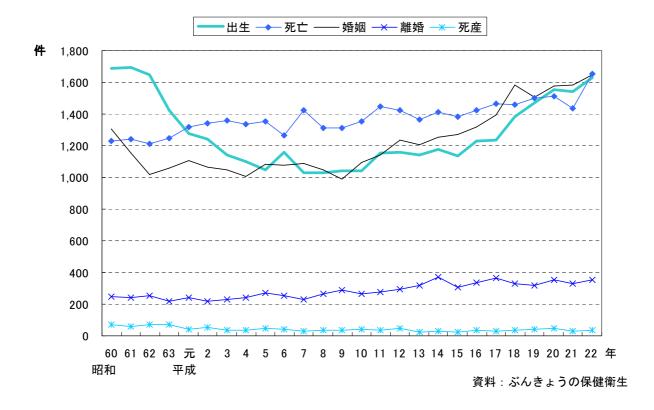
2 区の保健医療統計

〇 人口動態調査年次推移

出生数は、平成7年の1,029人を底に増加傾向にあり、平成22年には1,630人まで回復しています。婚姻数も同様の推移を示しています。

昭和 60 年次から観測すると、死亡数は 1,228 件から 1,654 件、離婚数は 245 件から 353 件へと緩やかに増加しています。

■人口動態調査年次推移

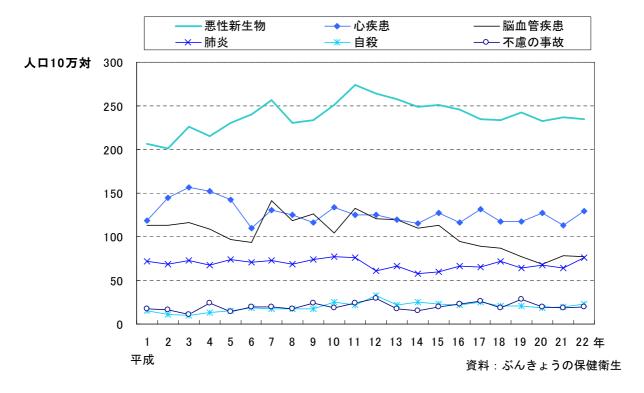


〇 区の主要死因の推移

平成22年の文京区の死亡者総数は1,654人でした。

主要死因別の総死亡に対する割合では、悪性新生物が29.3%、心疾患が16.2%、脳血管疾患が9.6%と、この数年間、生活習慣病が半数以上を占めています。

■区の主要死因の推移

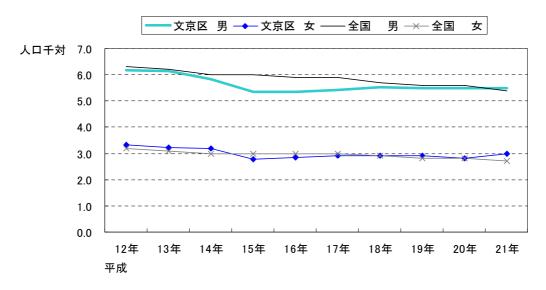


〇 年齢調整死亡率*

① 全死亡

区の年齢調整死亡率は、平成 18 年以降、全国と比べて男性、女性とも概ね同じくらいで推移しています。

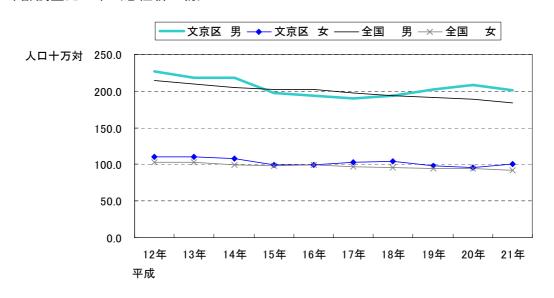
■年齢調整死亡率(全死亡)



② 悪性新生物

悪性新生物の年齢調整死亡率は、男性は全国で減少傾向であり、区でも減少に転じています。女性は全国・区とも概ね横ばいで推移しています。

■年齢調整死亡率 (悪性新生物)



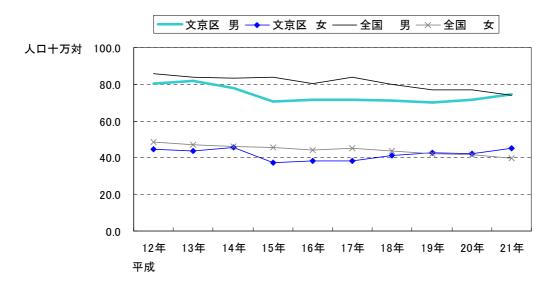
*年齢調整死亡率 地域間の年齢構成の違いの差を取り除いて比較するために用いられる死亡率で、 基準人口(昭和60年モデル人口)に合わせて比較したものです。なお、区の数値は、各年の死亡数 の変化を平準化するため、当該年度を含めた前後3年間の死亡数で算出しています。

第4章 保健医療計画

③ 心疾患

心疾患の年齢調整死亡率は、国は減少傾向にありますが、区では男性が平成 19 年以降 増加傾向にあり、女性は平成 17 年以降増加傾向にあります。

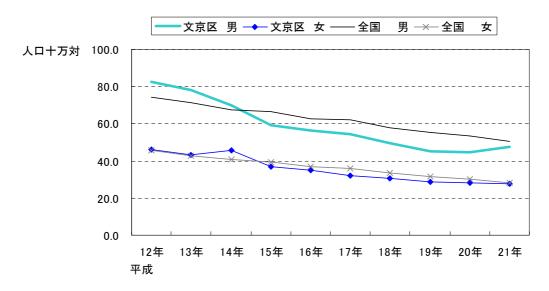
■年齢調整死亡率(心疾患)



④ 脳血管疾患

脳血管疾患の年齢調整死亡率は、男女ともに全国・区ともに減少傾向にありましたが、区の男性が若干増加傾向にあります。

■年齢調整死亡率 (脳血管疾患)



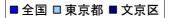
資料:ぶんきょうの保健衛生

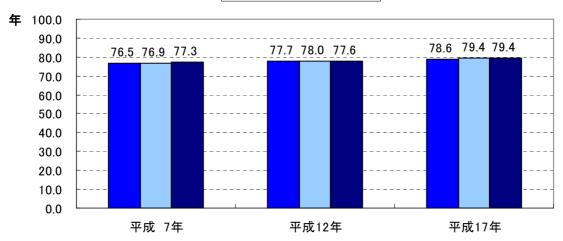
〇 平均寿命*

区の平均寿命を全国・東京都と比較すると、平成 12 年は男女ともに低い状況でしたが、 平成 17 年の男性はやや高く、女性ではほぼ同じくらいとなっています。

また、この5年間で全体的に1歳程度平均寿命が延びた結果となっています。

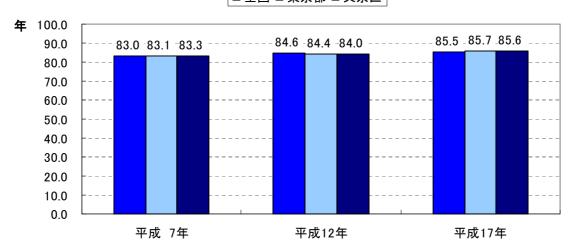
■平均寿命(男性)





■平均寿命(女性)

■全国 □東京都 ■文京区



資料:全国 /厚生労働省「第20回 生命表」 東京都/厚生労働省「平成17年 都道府県生命表の概況」

文京区/厚生労働省「平成 17 年 市区町村別生命表の概況」

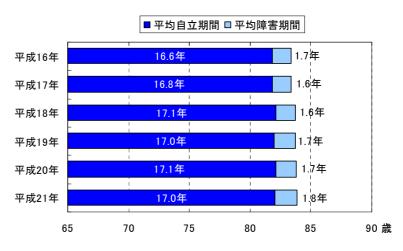
^{*}**平均寿命** その人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと 何年生きられるかという期待値を表したものをいいます。

〇 65 歳健康寿命

65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定(ここでは要介護2の認定)を受けるまでを健康な状態と考えたとき、65歳から要介護認定を受けるまでの平均期間を、65歳平均自立期間といいます。65歳健康寿命とは、65(歳)に、この65歳平均自立期間を加えたものをいい、平成21年の区民の65歳健康寿命は男性が82.0歳、女性が85.4歳とほぼ横ばいで推移しています。

■65 歳健康寿命(男性)

年	65 歳健康 命
平成 16 年	81.6歳
平成 17 年	81.8歳
平成 18 年	82.1 歳
平成 19 年	82.0歳
平成 20 年	82.1 歳
平成 21 年	82.0歳



■65 歳健康寿命(女性)

年次	65 歳健康寿命
平成 16 年	85.0歳
平成 17 年	85.1歳
平成 18 年	85.4歳
平成 19 年	85.4歳
平成 20 年	85.2歳
平成 21 年	85.4歳



資料:東京都福祉保健局調査

3 地域保健医療施設

〇 医療施設の概況

① 病院

病院数

病院施設数	11	
救急医療機関	7	入院治療を必要とする救急患者の医療を担 当する医療機関
東京都指定二次救急医療機関	7	救急医療機関のうち、入院・手術等の専門的 な診療を行う医療機関
救急救命センター (三次救急医療機関)	3	二次救急医療機関のうち、生命の危機を伴う 重症、重篤な救急患者に対し、高度な医療を 総合的に提供する医療機関

災害拠点病院	5	災害時に重症者の収容・治療を行う医療機関
--------	---	----------------------

病床数と種類

一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
5, 157	86	148	30	47

診療科目別延べ件数

内科	10	整形外科	8	呼吸器科	4
呼吸器内科	1	形成外科	5	皮膚科	9
消化器科	4	消化器内科	1	脳神経外科	6
泌尿器科	6	呼吸器外科	4	肛門科	1
肛門外科	2	循環器科	5	循環器内科	1
心臓血管外科	4	放射線科	8	リハビリテーション科	5
小児科	8	小児外科	2	救急科	1
産婦人科	5	産科	1	婦人科	4
麻酔科	6	精神科	7	神経科	2
神経内科	5	心療内科	1	眼科	8
リウマチ科	2	耳鼻いんこう科	8	アレルギー科	1
歯科	5	矯正歯科	2	小児歯科	1
歯科口腔外科	2	外科	9	乳腺外科	1

資料:東京都福祉保健局「平成23年 医療機関名簿」

第4章 保健医療計画

② 診療所

診療所数

総数	有床	無床
255	2	253

診療科別延べ件数

内科	177	消化器科(胃腸科)	42	消化器内科	2
胃腸内科	4	腎臓内科	1	糖尿病内科	1
呼吸器科	21	呼吸器内科	4	循環器科	33
循環器内科	4	感染症内科	4	代謝内科	1
小児科	61	精神科	27	神経科	14
神経内科	7	心療内科	19	アレルギー科	24
リウマチ科	1	外科	38	整形外科	11
形成外科	8	美容外科	3	脳神経外科	3
消化器外科	1	産婦人科	4	産科	3
婦人科	7	眼科	24	耳鼻咽喉科	15
気管食道科	2	皮膚科	43	泌尿器科	9
性病科	3	肛門科	5	リハビリテーション科	24
放射線科	9	麻酔科	7	歯科	9
矯正歯科	1	小児歯科	1	歯科口腔外科	1

③ 歯科診療所

歯科診療所数

総数	
238	

診療科目別延べ件数

歯科	矯正歯科	小児歯科	歯科口腔外科
232	88	108	62

4 薬局

薬局数	薬店数
132	55

⑤ 助産所

助産所数	
14	

資料:東京都福祉保健局「平成23年 医療機関名簿」

: 第 43 回文京の統計 : ぶんきょうの保健衛生

〇 健康安全の統計

- ① 区民の食品に関する苦情・相談件数の年次推移
- ■区民の食品に関する苦情・相談件数の年次推移



② 生活衛生関係施設の概況

~	
	(1)環境衛生関係施設総数
	6, 371
	(2)食品衛生関係施設総数
	8, 587
	(3)食鳥処理施設数
	7
	(4)薬事衛生関係施設総数
	3, 672
	(5)畜舎(犬舎)数
	9

資料:ぶんきょうの保健衛生

2 地域保健医療に関する重点課題

健康づくりの推進

区民のライフステージに応じた健康づくりのために、生活習慣の改善を図る一次予防及び健康診査、がん検診等疾病の早期発見・早期治療を目的とした二次予防対策を実行することが重要な課題であり、母子の健康づくりや高齢者の健康づくりを中心に引き続き対策を推進していく必要があります。

また、生涯にわたる健康づくりを見据えた子育て支援や介護予防の観点も不可欠です。

病気の予防と療養支援

病気になったときは、早期の発見と治療が大切です。また、闘病が長期にわたる場合には、療養生活の支援が必要になります。精神疾患の方は疾病と障害を併せ持つ特性から、確実な治療の継続と相談体制や生活支援対策の充実が求められています。進行性で原因が不明な難病への支援、大気汚染を含む生活環境によるアレルギー疾患の予防など各種対策の推進も必要です。

地域医療の推進

疾病の段階に応じて地域で適切な医療を受けるためには、かかりつけ「医・歯科医・薬局」と病院がそれぞれの機能に応じた役割分担を明確にした上で、それらを切れ目なくつなぐ医療連携体制の整備が重要です。そのためには、区民に対する地域の医療機関に関する情報提供も求められています。

また、初期救急医療や大規模災害時の初動対応は、第一義的には区の責任で整備されなければなりません。区民の安心・信頼を得る医療体制を地域で構築するために、医療機関等と連携する取組が必要です。

健康安全の確保

新型インフルエンザなどの感染症の発生に備え、国、都と連携した健康危機管理体制の構築が必要です。

また、食の安全・安心確保や理容・クリーニング・公衆浴場の衛生管理、居住空間等の生活環境の安全性確保、動物の適正飼養など、区民の健康な生活を維持するため、それぞれの施策を着実に進める必要があります。

3 計画の目標

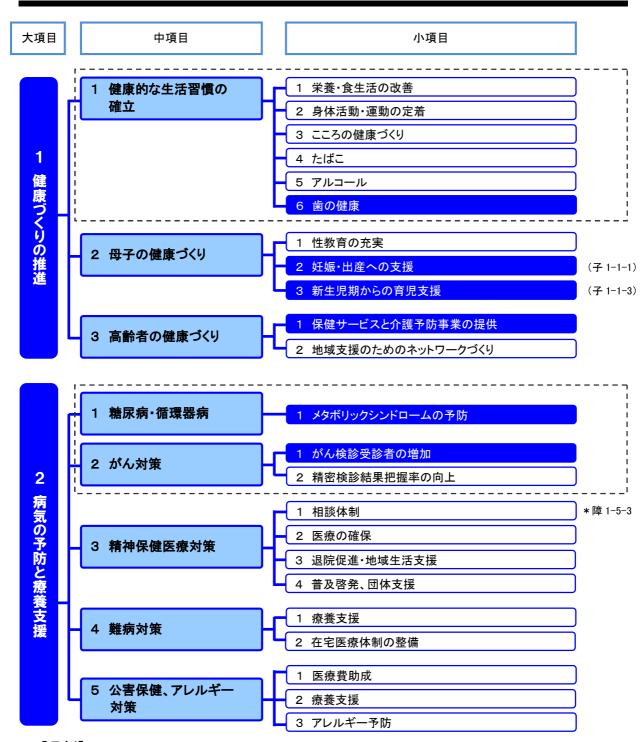
すべての区民が健康を保持、増進できるように、健康づくりを推し進める対策をはじめ、 疾病の早期発見や各種の支援対策、安全な生活環境を守る施策を着実に実施することにより、 安全で健康な地域社会を目指していく必要があります。

そのため、本計画の目標を、区民のライフステージに応じた健康づくりを支援する「健康づくりの推進」、病気の予防・早期発見と療養を支援する「病気の予防と療養支援」、区民の安心・信頼を得る医療体制を構築する「地域医療の推進」、健康危機管理体制の構築と区民の健康な生活を維持する「健康安全の確保」とし、より具体的な取組を進めていきます。



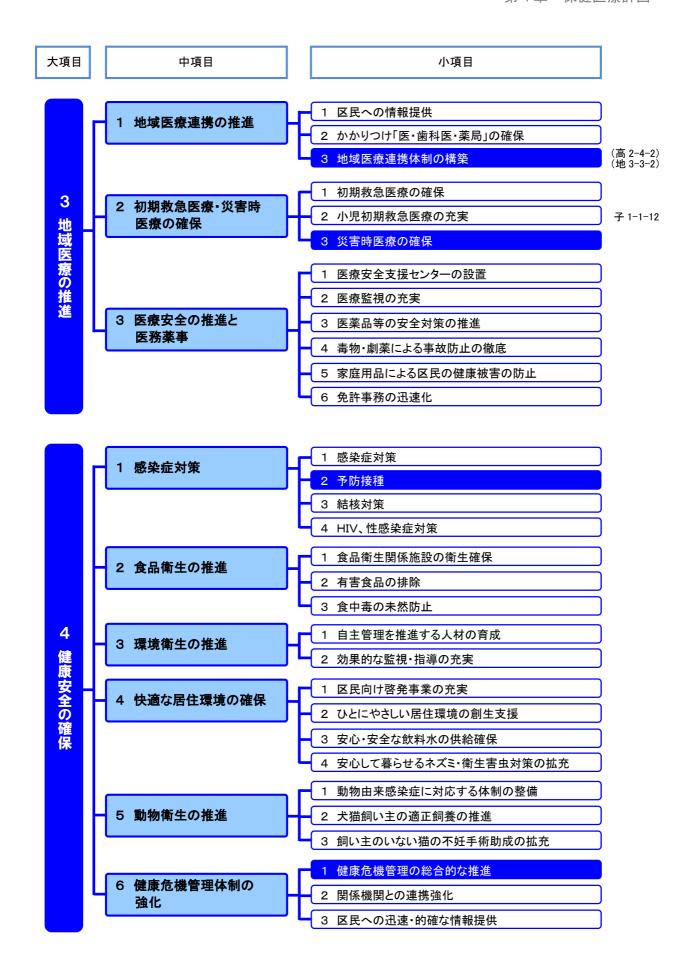


4 計画の体系



【凡例】

- ・ [___]・・・ 「健康ぶんきょう21」に記載
- ・小項目の表示事業は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号) を記載しています。
 - 子 ・・・ 子育て支援計画、 高 ・・・ 高齢者・介護保険事業計画、
 - 障・・・・ 障害者計画、地・・・・ 地域福祉保健の推進計画
 - ()・・・ 本計画(保健医療計画)で進行管理します。
 - * ・・・ 他の分野別計画で進行管理します。



5 計画事業

1 健康づくりの推進

健康づくりの目的は「生涯にわたり豊かで充実した人生を実現し、より高い生活の質(QOL)を維持しながら、健康寿命を延伸すること」にあります。そのためには、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、心身ともに健康的な生活習慣を確立することが必要です。

そこで区では、必要な検診や支援、事業の提供などの環境を整備していきます。

また、平成 20 年度に改定した「健康ぶんきょう 2 1 (平成 20~24 年度)」では、「がん」、「循環器病」、「食育」などの分野を新たに加えたほか、分野ごとに重点目標を定め具体的取組を実施しています。

さらに、前回同様、「母子の健康づくり」と「高齢者の健康づくり」を中項目に位置付け、 区民の生涯を通じた健康づくりに向けた保健事業の推進を図ります。

1-1 健康的な生活習慣の確立

死亡原因の多くを占める、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病を予防する ために、留意すべき生活習慣は栄養・運動・たばこ・アルコール・口腔など様々な分野に わたります。

歯科疾患(虫歯、歯周病など)については、糖尿病や心臓病などの全身病との関連が明らかになってきており、歯周疾患検診のさらなる受診率向上を図るとともに、生活習慣病の予防という観点からも取り組む必要があります。

その他の重要な課題については、区民の健康づくり計画である「健康ぶんきょう21」においても分野別目標と具体的な行動目標を設定し、生活習慣の改善に取り組んでいます。

事業名	1-1-6 歯の健康		
	成人の口腔衛生の保持増進を図り、かかり	りつけ歯科医をもつ機会を提供するため、歯	
	周疾患検診を実施する。		
	実績(22 年度)	計画内容(24 年度末)	
目標	◆歯周疾患検診	◆歯周疾患検診	
口作	・対象者	・対象者	
	満 30・40・50・60・70 歳	満 30・40・50・60・70 歳	
	・受診者数 1,456人		
	・受診率 10.6%	・受診率 15%	

1-2 母子の健康づくり

母子保健事業は、子どもを健やかに産み、育てるための活動であり、生涯を通じて健康な生活を送る健康づくりのための基礎となる重要な活動です。しかし、子育て中の母親の孤立や育児不安、児童虐待等の問題は依然として厳しい状況にあります。

区では、母親学級、両親学級、乳児家庭全戸訪問事業等で子育てに関する情報提供を行うことや母親同士の交流事業を実施して、母親の育児不安の解消や乳幼児虐待予防に取り組んでいます。

事業名	1-2-2 妊娠・出産への支援				
	妊婦の健康リスクを把握し安全な出産に導き、また経済的負担を軽減するため、公費				
	負担による妊婦健康診査の拡充を図る。さらに「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾				
	患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。				
	実績(22 年度)	計画内容(24 年度末)			
	◆妊婦健康診査受診票交付 ◆	◆妊婦健康診査受診票交付			
	◆一般健康診査	◆一般健康診査			
目標	・1人当たり 14枚	・1人当たり14枚			
口仍	・都外医療機関・助産所での健診に公費負				
	担を実施				
	◆超音波検査 ・1人当たり 1枚	◆超音波検査			
		・1人当たり 1枚			
	・延べ受診者 20,784人				
	◆妊婦歯周疾患検診	◆妊婦歯周疾患検診			
	・受診者 576人	・1人当たり 1枚			

事業名	1-2-3 新生児期からの育児支援				
	区内の生後4か月までの乳児がいるすべ	ての家庭を対象に、保健師や助産師が訪問			
	し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家				
	庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けていく。				
目標 実績 (22 年度) 計画内容 (24 年度末					
	◆乳児家庭全戸訪問事業	◆乳児家庭全戸訪問事業			
	(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	(こんにちは赤ちゃん訪問事業)			
	・訪問件数 1,084件	・訪問件数 1,156件			

1-3 高齢者の健康づくり

高齢者を対象とした地域の身近な施設における健康づくり活動や学習機会の充実等により、「介護予防」を推進し、高齢期の健康の保持・増進を図っていきます。

介護予防事業では、高齢者の筋力向上や口腔機能向上のほか、認知症予防にも取り組んでいきます。

また、転倒による骨折を防止し、高齢者自らが日常生活において寝たきり予防に積極的に取り組めるよう、転倒骨折予防教室や骨粗しょう症検診を実施し、地域における自主活動の支援を行います。

さらに、閉じこもりがちな高齢者等を把握し、介護予防事業に結び付けるため、保健師等の訪問活動や地域の関係機関(医師会、民生委員・児童委員、話し合い員など)との連携を行う地域支援のためのネットワークづくりを進めています。

事業名	1-3-1 保健サービスと介護予防	事業の提供				
	ると認められた高齢者を対象に、	運動機能•				
	口腔機能等の低下を改善するため	「プログラムを実施する。				
	高齢者が身近な地域で介護予防事業に参加できるようにするため、会場数をさ					
	する。					
目標	実績(22 年度)		計画内容(24 年度末)			
口惊	◆実施会場数 13 か所		◆実施会場数 18 か所			
	・高齢者在宅サービスセンター 8 か所・介護予防拠点 4 か所		・高齢者在宅サービスセンター	11 か所		
			• 介護予防拠点	4 か所		
	・区有施設	1 か所	・区有施設	3 か所		

2 病気の予防と療養支援

疾病の対策として、早期発見と治療の支援とともに、長期治療に対する療養支援を行います。

特に、メタボリックシンドロームやがんをはじめとする生活習慣病対策は重要です。これらの予防のためには、健康づくりが最も大切ですが、かかってしまった場合には早期発見して治療につなげることや、療養生活の支援が欠かせません。

また、本計画では、精神疾患や難病疾患、公害保健、アレルギー対策についても中項目に 位置付け、確実な治療をするための療養支援や医療費助成など、様々な施策を講じています。 今後は、療養しやすい環境づくりのための相談体制の充実も望まれます。

2-1 糖尿病・循環器病

糖尿病や心臓病・脳血管疾患などの循環器病は内臓脂肪型肥満が関連することがわかっています。糖尿病や循環器病を減らすためにメタボリックシンドロームの予防対策を充実します。

区では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者として 40 歳以上の国民 健康保険加入者を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施し受診率の向上に努めてい ます。

また、各医療保険者が実施する特定健康診査の対象とならない 40 歳以上の区民に対して も、健康増進法に基づき同様の健康診査を引き続き実施します。

事業名	2-1-1 メタボリックシンドロームの予防				
	糖尿病や心臓病・脳血管疾患などの循環器病は内臓脂肪型肥満が関連することから、				
	糖尿病や循環器病を減らすためにメタボリ	ックシンドロームの予防対策を充実する。			
	実績(22 年度)	計画内容(24 年度末)			
	◆特定健康診査受診率(国民健康保険加入	◆特定健康診査受診率(国民健康保険加入			
	者)	者)			
目標	• 43. 5%	- 65. 0%			
口你	◆特定保健指導実施率	◆特定保健指導実施率			
	- 4. 4%	- 45. 0%			
	◆メタボリックシンドローム該当者及び	◆メタボリックシンドローム該当者及び			
	予備群の減少	予備群の減少			
	・平成 20 年度に比べ 0.4%減少	・平成 20 年度に比べ 10%減少			

2-2 がん対策

がん予防の取組の最終的な目標は、がんによる死亡率の減少です。がんは、症状が現れたときには進行していることが多いため、症状が現れる前に早期に発見して治療することが重要です。

近年のがんの診断・治療技術は進歩しています。そこで、早期発見・早期治療のためには、がん検診受診率の向上が重要となってきます。

区では、今後も、勧奨はがきを送付するなどの啓発に努めるとともに、乳がん・子宮がん検診では、実施機関の増加や通年実施など受診機会の拡大を図り、受診しやすい環境を整備していきます。

事業名	2-2-1 がん検診受診者の増加					
	もに、受診しやすい環境整備を推進し、がん					
	検診受診率と、乳がん精密検診結果把握率の	の向上を図る。				
	実績(22 年度)	計画内容(24年度末)				
	◆がん検診受診率	◆がん検診受診率				
目標	・乳がん : 15.9%	・乳がん : 17%				
	・子宮がん : 23.6%	・子宮がん : 23%				
	・胃がん : 12.1%	・胃がん : 15%				
	◆乳がん精密検診結果把握率 ◆乳がん精密検診結果把握率の向上					
	- 43. 2%					

2-3 精神保健医療対策

精神保健福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」と大きな転換期を迎えています。精神障害者に対しては、「疾病」と「障害」を併せ持つ精神障害の特性を理解し、地域で安心して生活できるように、支援していくことが重要です。

区では、精神障害者の保健、医療、福祉に関する施策を総合的に実施し、精神障害者が 地域生活を継続できるよう支援していきます。

また、こころの病を抱える人に対しては、精神保健相談等を利用して、必要な医療に結びつくよう支援していきます。

2-4 難病対策

難病患者の安定した療養生活の確保と、難病患者及び家族の生活の質の向上のため、医療を含めた療養の相談や在宅療養支援の様々な施策を実施します。

2-5 公害保健、アレルギー対策

公害健康被害の認定を受けている方の健康の回復・保持・増進を図るためのリハビリテーション事業や大気汚染の影響による健康被害を予防するための機能訓練事業を行い、被害者等健康の保持を図ります。

また、住環境、スギ花粉など様々な発症のリスク要因など、アレルギー疾患への理解を 深める正確な情報提供に努めていきます。

3 地域医療の推進

平成23年3月31日現在、文京区は、11の病院、255の診療所、238の歯科診療所及び187の薬局等を有し、医療提供施設に恵まれた地域となっています。

区民が地域において安心して医療を受けられるよう、かかりつけ「医・歯科医・薬局」や病院との、切れ目ない医療体制の整備を進めるとともに、それぞれの機能に応じた地域の医療提供施設と役割分担を明確にして連携を促進します。

また、事故や急病などの救急時や大規模震災等の災害時でも、必要な医療を受けられる体制の確保に努めます。

3-1 地域医療連携の推進

区民が適切に保健医療サービスを利用できるよう、医療に関する情報を提供し、正しい 知識の普及啓発を実施します。

また、区民に適切な医療を提供するためには、地域の医療提供施設がそれぞれの機能に 応じた役割分担の下に、連携体制の強化を図る必要があります。

そのために、区内の大学病院・都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及びその下に課題解決に向けた検討部会を設置し、地域医療連携の推進に努めます。

事業名	3-1-3 地域医療連携体制の構築				
	区民により適切な医療を提供するため、区内の大学病院・都立病院、地区医師会・歯				
	科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を開催し、地域医療連携を推進す				
	ర ం				
	実績(22 年度)	計画内容(24年度末)			
目標	◆地域医療連携推進協議会 ◆地域医療連携推進協議会				
口作	・年1回開催	・年間2回開催			
	◆検討部会開催	◆検討部会開催			
	①小児初期救急医療検討部部				
		②高齢者・障害者口腔保健医療検討部会			
		③在宅医療検討部会			

3-2 初期救急医療・災害時医療の確保

平成23年1月1日現在、東京都指定二次救急医療機関は区内に7施設、東京都災害時拠 点病院は5病院有しています。

小児救急医療に関しては、成人に比べて小児は夜間の救急患者の割合が高いのですが、 入院に至らない比較的軽症な患者が大部分を占めているのが現状です。

このため、小児救急電話相談などの相談窓口の周知を図るとともに、保護者が子どもの体調の変化に適切に対応できるよう、子どもの病気や怪我に関する知識の普及啓発を推進します。

また、東日本大震災の発生に見られる大地震などの大規模災害が発生した場合に備えて、医療救護体制の一層の整備充実を図っていくことが重要な課題となっています。

区では、災害時における初動期の医療救護体制を担保するため、区内各所に災害用医療 資材を配備しているほか、文京区総合防災訓練では医師会との協定に基づき、実際に医師 を派遣しトリアージ等の訓練を行っています。

さらに今後は、災害時の医療救護体制にかかる災害医療救護のマニュアルを作成し、災害初動期における指示系統と連絡体制、医療救護活動の拠点となる医療救護所の設置・運営等を明確化していきます。

【進行管理対象事業】

事業名	3-2-3 災害時医療の確保				
	防災訓練への参加や災害用医療資材の更新をするとともに、災害医療救護マニュアル				
	を作成し、災害時における医療救護体制の確立を図る。				
	実績(22 年度)	計画内容(24年度末)			
目標	◆防災訓練の参加	◆防災訓練の参加			
口 1示	◆災害用医療資材の更新	◆災害用医療資材の更新			
	◆災害医療連絡会の開催年1回	◆災害医療連絡会を開催し、災害時協定に			
		基づいた初動体制についてのマニュア			
	ルを作成する。				

3-3 医療安全の推進と医務薬事

区民の医療に対する安全・安心を確保するために、患者や家族からの医療機関案内や医療安全に関する相談に専任看護師が対応する「患者の声相談窓口」を開設しています。同時に診療所や薬局、医薬品販売店等の医療機関に対する監視指導において相談窓口との連携を強化することにより、患者と医療関係者との信頼関係の確保を図ります。

4 健康安全の確保

食中毒や新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症や再興感染症など健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都と連携して構築していきます。

区では、区民が日常利用する飲食店、理容・美容・クリーニング施設や公衆浴場など、区 民の健康に影響を与える事業者の自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供や監視・ 指導に努めます。

また、居住空間や、食品の安全性について、適切な情報提供を引き続き行っていきます。 さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が 共生できる地域社会を目指します。

4-1 感染症対策

感染症の完全撲滅は大変困難で、麻しんや結核など、発生数が減少していた感染症の再流行や、新型インフルエンザなどの新しい感染症が国境を越えて流入してくる危険性が高まっています。

区では、緊急麻しん対策を実施しているほか、子どもの任意予防接種助成を平成 22 年度 から開始し、充実を図っています。

今後も、各種感染症に関する区民への正確な情報提供に努めるとともに、予防接種勧奨 による接種率の向上を図るなど、積極的に感染症対策を行っていきます。

事業名	4-1-2 予防接種				
	感染症に関する区民への正確な情報提供に努めるとともに、予防接種勧奨の徹底など				
	による接種率の向上を図る。				
	実績 (22 年度)	計画内容(24年度末)			
目標	◆MR(麻しん・風しん)予防接種数	◆麻しん予防接種			
口1赤	・第1期 1, 498 人	・接種率 95%以上を目指す。			
	(対象者 1,547 人 接種率 96.8%)				
	・第2期1,220人				
	(対象者 1,331 人 接種率 91.7%)				

4-2 食品衛生の推進

食のリスクや安全に関して、区民、食品関係事業者、行政が情報を共有し、食の信頼性 を確保します。

また、食品関係施設の自主管理の推進と支援を中心に、地域の実状に合わせた監視指導を行うことにより、文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。

4-3 環境衛生の推進

理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館業、プール、墓地、大規模建築物等の環境衛生関係営業施設の自主管理の推進と適切な監視・指導によって空気環境や水質等の衛生状態の確保を図ります。

また、公衆浴場、旅館施設、介護施設等で区民が安心して入浴できるよう、レジオネラ 症発生防止対策事業を実施します。

4-4 快適な居住環境の確保

住まいを取り巻く水・空気・ダニ・カビ・アレルゲン等について、正確で最新の情報提供や助言を行い、区民が自らの判断に基づき、安心・快適な居住環境で暮らせるよう支援 していきます。

4-5 動物衛生の推進

狂犬病等の人畜共通感染症を防ぐ事業やペットによる糞尿等の生活被害を防ぐため、適 正飼養を指導する事業及び外猫を減少させる事業を推進し、ペットと人が穏やかに共生で きる社会の実現を目指します。

4-6 健康危機管理体制の強化

新興・再興感染症や生活環境に由来する食中毒・飲料水の事故及びNBC(核・生物・化学兵器)テロなどの様々な健康危機から区民の健康と生命を守るために、保健所機能の強化及び関係機関との連携・協働して対応できるよう、管理体制のさらなる充実を図ります。

事業名	4-6-1 健康危機管理の総合的な推進					
	健康危機管理マニュアルの随時更新により、区民の健康と生命を守るための管理体制					
	の充実を図る。					
	実績(22 年度) 計画内容(24 年度末)					
目標	◆健康危機管理マニュアルの整備 ◆健康危機管理マニュアルの整備					
・文京区健康危機管理マニュアル (平成 22 ・平成 22 年		・平成 22 年度に改正した健康危機管理マ				
	年1月1日施行)	ニュアルにおいて、現状に沿う様に随時				
		更新を図っていく。				

第5章 地域福祉保健の推進計画

1 地域福祉保健の現状

1 地域福祉保健を取り巻く環境

少子高齢化や核家族化に伴う単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、都市化の進展による 地域社会における人間関係の希薄化など、地域福祉保健を取り巻く環境は大きく変化し、家 庭や地域における支え合いの機能が低下してきています。

また、このような環境の変化に加え、景気低迷の長期化等の影響を受け、地域福祉保健に対する住民のニーズは、一層増加するとともに多様化が進んできています。

2 地域福祉活動の状況

〇 社会福祉協議会

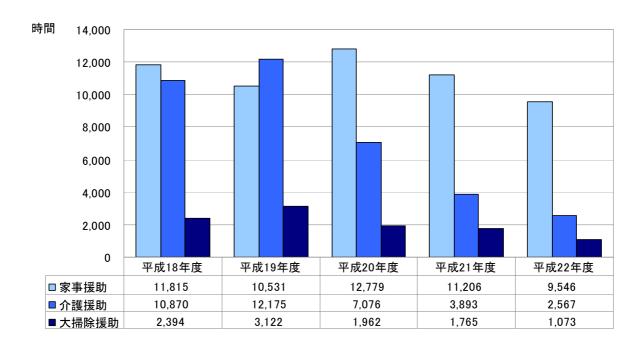
民間の自主的な地域福祉活動の中心的存在である社会福祉協議会は、「誰もがつながりをもち、支えあえるまち」を目指して、賛助会員の理解と協力を得ながら、民生委員・児童委員、町会・自治会、話し合い員、ボランティア団体等と連携・協働して、地域福祉の向上と充実を図っています。

地域福祉の推進に当たっては、ふれあいいきいきサロンの運営支援、ホームヘルプサービスやファミリー・サポート・センター事業の実施、ボランティア・市民活動センターや権利擁護センター「あんしんサポート文京」の運営など、様々な活動を展開しています。

■ふれあいいきいきサロンの活動状況



■ホームヘルプサービスの利用状況(延べ利用時間)



資料:ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成23年版)

■ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料:ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成23年版)

〇 民生委員·児童委員

地域の最も身近な相談支援者である民生委員は、現在 146 人(主任児童委員含む。)が活動しており、生活上の様々な問題について、常に住民の立場に立って、幅広く相談や援助を行うとともに、児童委員も兼ね、子どもの見守り、子育てや妊娠中の不安に対する相談、支援等を行っています。

このうち、担当区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門的に担当する9人の主任児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域全体の児童問題に当たっています。

また、区、社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と協働し、地域住民が個々の 状況に応じた適切なサービス・支援が受けられるよう、速やかに連絡を取り合うなど、 地域のパイプ役も担っています。

あわせて、民生委員・児童委員の活動を支援するために設置された民生・児童委員協力員も、現在8人が活動しています。

■民生委員・児童委員の活動状況

活動内容		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
分野別相談指導(件)	高齢者に関する	2, 702	2, 520	2, 178	2, 455	2, 819
	障害者に関する	242	190	222	191	173
松談	子どもに関する	404	394	446	400	381
導(その他	578	523	526	494	371
件	計	3, 926	3, 627	3, 372	3, 540	3, 744
	調査·実態把握	1, 552	14, 284	1, 313	1, 624	2, 168
そ	行事への参加	5, 525	6, 204	4, 640	4, 133	4, 424
の他活動(件)	地域福祉•自主活動	2, 647	2, 665	2, 856	2, 850	3, 083
動	民児協運営研修	6, 040	6, 243	7, 156	7, 185	7, 516
件	証明事務	123	80	62	84	86
	要保護児童発見	27	26	29	58	64
訪	訪問連絡活動	5, 356	7, 683	6, 288	5, 953	6, 827
間連	その他	13, 873	26, 460	13, 703	14, 482	14, 699
訪問連絡(件)	委員相互	15, 694	15, 724	15, 731	14, 174	15, 291
	その他	8, 730	8, 458	10, 214	8, 974	9, 206
活動日数(日)		20, 782	20, 554	20, 612	20, 688	21, 267

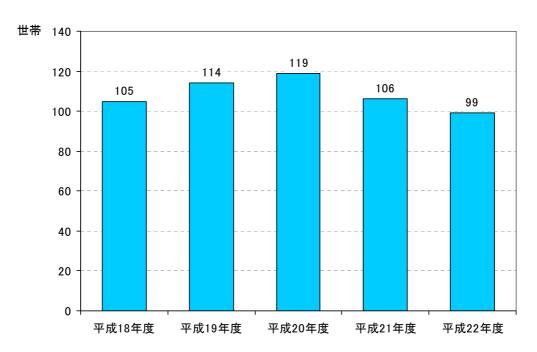
資料:ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成23年版)

〇 話し合い員

話し合い員は、孤立しがちな単身高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上問題の相談を受けるとともに、不慮の事故が起こらないよう、安否確認を行っています。

この話し合い員制度は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から、区長が委嘱する 文京区独自の制度で、現在、41人が活動しています。

■話し合い員の活動状況 (派遣世帯数)



資料: ぶんきょう (文の京) の社会福祉 (平成 23 年版)

○ 身体障害者相談員·知的障害者相談員

身体障害者相談員は、身体障害者の地域活動の推進、更生援護の相談や指導、身体障害者に対する理解を深める啓発活動等を行っています。

また、知的障害者相談員は、知的障害者の家庭における療育や生活に関する相談、指導及び助言、知的障害者に対する理解を深める啓発活動等を行っています。

現在、6人の身体障害者相談員と4人の知的障害者相談員が活動しています。

〇 青少年対策地区委員会

地域社会における青少年健全育成の中心的役割を担う青少年対策地区委員会は、町会・自治会、PTA、保護司会、青少年委員会、民生委員・児童委員協議会、スポーツ推進委員会など、地域の様々な団体によって構成され、青少年の健全育成に関する様々な事業を実施しています。

各地区委員会は、地域活動センターの管轄区域を単位として、9地区に分かれ、それ ぞれの地域特性を活かした活動を行うとともに、文の京こどもまつりの開催、機関誌の 発行など、9地区合同事業も実施しています。

3 地域の福祉保健ネットワーク

〇 高齢者安心見守りネット

高齢者の見守りについては、民生委員・児童委員、町会・自治会、警察署、消防署、 新聞販売店、牛乳販売店など、様々な活動主体や関係機関と区が協働しながら、ハート フルネットワークの充実を図っています。

さらに、このハートフルネットワークを含めた多くの事業を有機的に連携させるとともに、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関相互の協力関係を深めることにより、地域の高齢者に対する、幅広くきめ細かな支え合いの仕組みである高齢者安心見守りネットの構築を進めています。

〇 児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ的確な対応等を行うため、小・中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、子ども家庭支援センターなど、子どもにかかわる関係機関によるネットワーク組織として、文京区要保護児童対策地域協議会(平成19年12月文京区児童虐待防止ネットワーク連絡会から改組)を設置しています。

また、児童虐待防止対応マニュアルを作成し、関係機関に周知しています。

4 地域福祉活動を担う人材育成の支援

〇 ボランティア等に対する人材育成の支援

広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、社会福祉協議会が設置する「ボランティア・市民活動センター」を通じて、研修、講習会、体験教室の実施をはじめ、地域福祉活動を担う人材育成の支援を行っています。

また、地域活動に携わるきっかけづくりを提供する社会参加促進講演会や地域貢献講座の開催、自立的な地域公益活動を広報面で支援する地域活動参加支援サイトの運営など、区民の様々な地域活動への参加促進を図っています。

5 バリアフリーの環境づくり

○ 生活環境のバリアフリー化

多くの人々が利用する区内の公共的施設、道路、公園等については、文京区福祉環境 整備要綱及び東京都福祉のまちづくり条例に基づいて、段差の解消、だれでもトイレの 設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置等をはじめとしたバリアフリー化を進めていま す。

〇 心のバリアフリー化

区民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、正しい知識が得られるよう、小・中学校における福祉教育や障害者週間記念行事「ふれあいの集い」、人権週間における行事など、様々な機会を通じて、心のバリアフリーと人権意識の啓発を図っています。

〇 情報のバリアフリー化

積極的な社会参加を促進するため、個々の能力や特性に対応した手段により、必要な情報が十分に提供され、容易に取得できるような環境の整備を目指し、声の広報・点字広報の発行、区ホームページの充実、デイジー*や音声コード*の活用、パソコン教室の開催など、情報のバリアフリーに取り組んでいます。

■バリアフリーの道づくりの整備状況

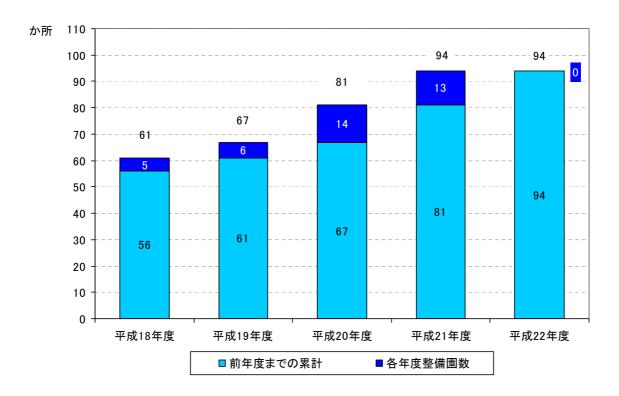


^{*}デイジー 専用の機械やパソコンにより、音声を再生することができるデジタル録音図書のこと。 CD-ROMを主な記録媒体としています。

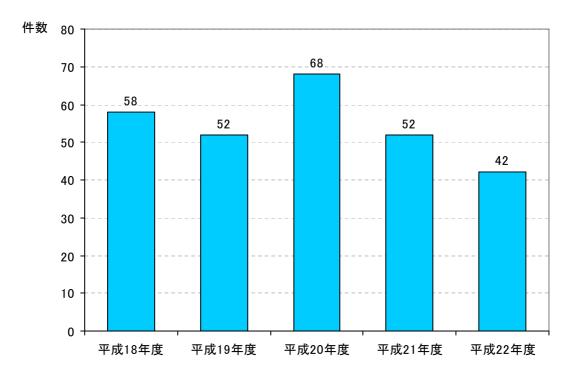
^{*}音声コード 紙に掲載された情報を音声に変えることができるコードのこと。切手サイズで、専用 読取装置により音声で内容を確認することができます。

第5章 地域福祉保健の推進計画

■バリアフリーの公園づくりの整備状況(児童遊園含む)



■福祉環境整備要綱に基づく協議件数



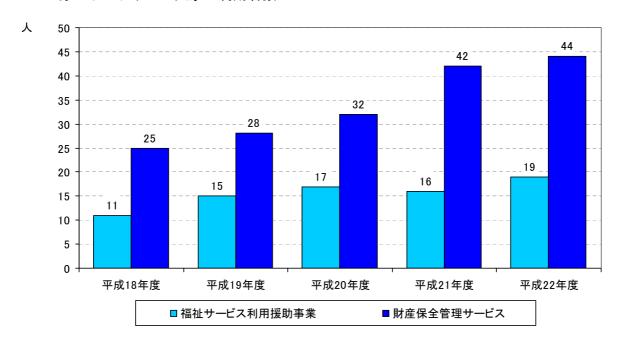
資料:ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成23年版)

6 権利擁護

〇 福祉サービス利用支援

福祉サービス利用者が、多くのサービスの中から適切なサービスを選択し、サービス 事業者と対等な立場で、安心してサービスが利用できるよう、社会福祉協議会が設置す る権利擁護センター「あんしんサポート文京」と連携して、福祉サービス利用援助事業 や相談支援を行っています。

■あんしんサポート文京の利用者数

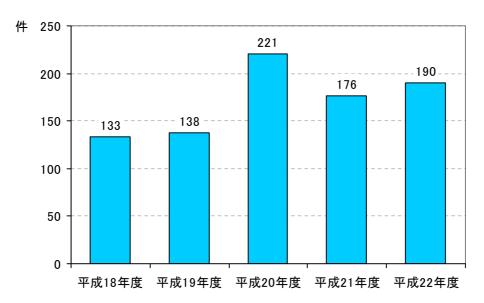


〇 成年後見制度

区の高齢者相談窓口、地域包括支援センター及び社会福祉協議会における権利擁護に関する相談件数は、年々増加する傾向にありますが、成年後見制度に関する相談や申立件数は、増加する一方で、申立者の不在や費用負担の問題などの理由により、申立を避けるケースが見られます。

そのため、区では、制度に対する周知をはじめ、「あんしんサポート文京」が実施する 総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、制度が適切 に活用されるよう、普及啓発と利用促進を図っています。

■成年後見制度に関する相談件数



資料: ぶんきょう (文の京) の社会福祉 (平成 23 年版)

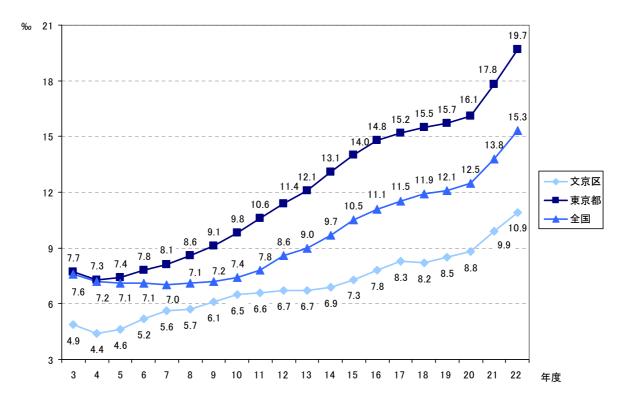
7 生活福祉要援護者の状況

〇 生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成4年8月以降、増加し続けており、さらに、近年は、急速な景気の低迷等の影響を受け、保護率の推移を見ると、平成20年度の8.8‰から平成22年度の10.9‰に大きく上昇し、増加傾向が顕著となっています。

なお、平成22年度において、保護開始世帯は472世帯、廃止世帯は288世帯となっています。

■被保護者の動向

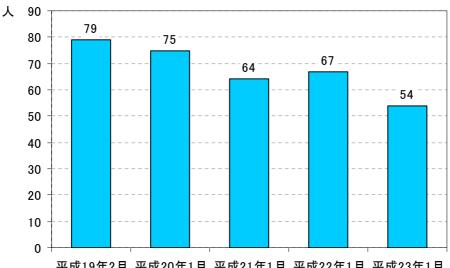


資料: ぶんきょう (文の京) の社会福祉 (平成 23 年版)

〇 路上生活者数の推移

公園等で生活する路上生活者に対しては、平成22年1月に自立支援センター文京寮を 開設するなど、特別区と東京都が協力して実施する、路上生活者対策事業による自立支 援を進めており、その数は漸減傾向にあります。

■路上生活者数の推移



平成19年2月 平成20年1月 平成21年1月 平成22年1月 平成23年1月

8 医療と介護の切れ目ないサービスの提供

〇 医療と介護の連携

だれもが住み慣れた地域で、健康で自立した生活を営めるよう、保健・医療・福祉の各分野におけるサービスが総合的に提供されることが必要であり、関係機関が相互に連携を図り、個々の状況に応じた、きめ細かな支援ができる体制の整備が求められています。

このような状況の中、区では、医療機関から退院する高齢者が、安心して在宅療養生活に移行できるよう、平成23年10月から、地域包括支援センターに医療連携推進員(看護師)を配置し、ケアマネジャーに対する医療連携支援を行うとともに、医療と介護の連携強化を図っています。

〇 地域医療の連携

区民が切れ目ない医療を受けられるよう、区内の病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等で構成する地域医療連携推進協議会を設置するなど、医療機関同士の連携と役割分担の明確化を図り、地域医療の連携を推進しています。

9 災害時要援護者の支援体制

〇 災害時要援護者名簿登録制度

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者については、平成19年度から災害時要援護者名簿登録制度を設け、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察及び消防と必要な情報を共有し、相互に連携して、災害発生時の安否確認、避難誘導等の支援に備えています。

また、災害時要援護者個々の状況に応じた適切な支援が行えるよう、平成 23 年度に、 災害時要援護者名簿の内容充実を図っています。

〇 福祉避難所に関する検討

地震等により、自宅が倒壊・焼失の被害を受けたり、又はそのおそれがある場合は、32の区立小・中学校等を避難所として指定し、避難者を受け入れることとしていますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災での検証結果を踏まえ、一般の避難所で生活することが困難な災害時要援護者等が避難するための福祉避難所の整備に関する検討を進めています。

2 地域福祉保健の推進に関する重点課題

地域福祉活動の促進及び人材育成の支援

だれもが安心して自立した暮らしを続けるためには、地域の多様な主体が協力し合う、広がりと厚みのある支援体制を構築することが重要な課題となっています。

そのために、地域に根差した活動を行う、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、話し合い員、青少年対策地区委員会、ボランティア等の活動を促進し、これらの活動の有機的な連携をとおして、福祉のネットワークの充実を図ります。さらに、地域住民が主体となり地域の様々な課題を自らのものとして受け止め、ともに支え合う中で解決を目指す支え合いの仕組みづくりを推進します。

また、地域福祉を幅広く支える人材であるボランティアの活動が、ますます重要となっているため、社会福祉協議会が設置する「ボランティア・市民活動センター」等と連携し、さらなる育成支援を行います。あわせて、様々な主体との協働により、団塊の世代をはじめとした区民が、自らの知識や技術を地域に還元できる仕組みづくりを推進します。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全で快適に生活し、主体的な社会参加を促進するためには、ハード面とソフト 面が一体となった、ひとにやさしいまちづくりが必要不可欠です。

そのために、建築物、道路、公園、駅等のバリアフリー化を一層推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備を促進します。

また、互いに人格と個性を尊重し、偏見や誤解を受けることのないよう、心のバリアフリーを推進するとともに、生活情報や区政情報をはじめとした情報のバリアフリーを推進していきます。

福祉保健サービス利用支援と権利擁護の推進

援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者が、サービスの内容を十分に理解し、必要とするサービスを安心して選択できる環境の整備が求められています。

そのため、社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、相談支援体制を充実させるとともに、成年後見制度利用支援をはじめとした権利擁護事業の普及啓発や利用促進を図り、福祉保健サービスの利用支援と利用者の権利を守る環境づくりを推進します。

生活福祉要援護者等への支援

昨今の厳しい社会経済情勢の影響を受け、生活困窮者やDV(ドメスティック・バイオレンス)*被害者など、社会的な支援を必要としている方々が置かれている状況も、厳しさを増しています。

このような状況の中、生活保護受給者や路上生活者の自立した生活への移行、DVや虐待の防止・早期発見等を実現するため、生活、就労、健康管理等の支援や関係機関と連携した相談機能の強化を図り、だれもが安心して自立した生活を送ることができるよう、支援を行っていきます。

保健・医療・福祉の連携

高齢者の医療と介護に対するニーズをはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健・ 医療・福祉の各分野が緊密に連携し、必要なサービスに適切に結びつける仕組みづくりが求められています。

これらのニーズに適確に対応し、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で、健康で自立した生活を営めるよう、地域資源の有効活用やネットワーク化を推進することにより、保健・ 医療・福祉の切れ目ないサービスが総合的に提供されるシステムを確立していきます。

災害時における安全・安心の確保

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対し、安否確認、 避難誘導等を適切に行うため、あらかじめ、支援体制を確立しておくことが、重要な課題と なっています。

そのため、災害時要援護者個々の状況に応じた、きめ細かな支援を速やかに行えるよう、 区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携をさらに強化するなど、地域での支え合いに 基づく支援体制を充実させます。

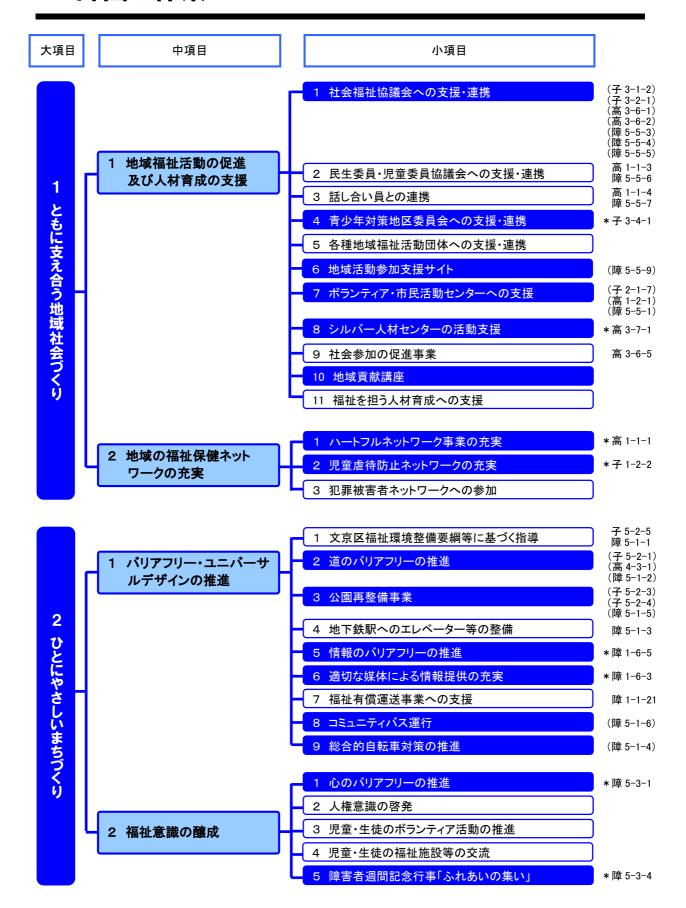
^{*}DV (ドメスティック・バイオレンス) 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から の身体的・性的・精神的暴力をいいます。

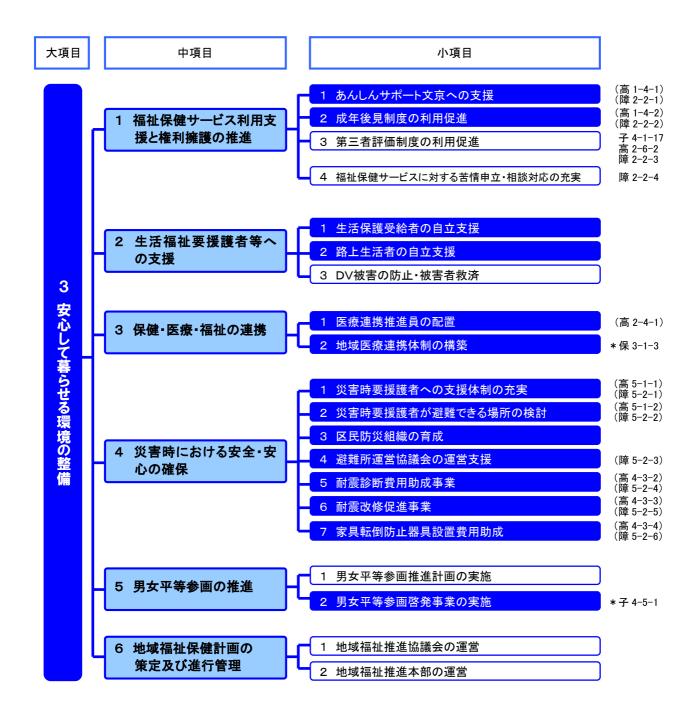
3 計画の目標

地域福祉保健を推進していくためには、行政による公的な支援の充実だけでなく、自助・ 互助・共助・公助の組み合わせにより、地域の構成員である住民、福祉関係団体、事業者等 が、それぞれの役割と責任を分担しながら、力を合わせて、地域における課題を解決してい くことが重要です。

そのために、支援を必要とする人の視点に立ち、互助の理念に基づいた「ともに支え合う地域社会づくり」、様々な物理的・心理的障壁を取り除く「ひとにやさしいまちづくり」、相談支援体制の充実をはじめとした「安心して暮らせる環境の整備」に関連する施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

4 計画の体系





【凡例】

- ・小項目の は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号) を記載しています。
 - 子 ・・・ 子育て支援計画、 高 ・・・ 高齢者・介護保険事業計画、
 - 障 *** 障害者計画、 保 *** 保健医療計画
 - () ・・・ 本計画(地域福祉保健の推進計画)で進行管理します。
 - * ・・・ 他の分野別計画で進行管理します。

5 計画事業

1 ともに支え合う地域社会づくり

区では、多様な福祉保健施策を展開していますが、その一方で、公的な制度による支援だけでは対応することが難しい課題、制度の谷間となっている課題も顕在化してきています。

このような課題を解決していくためには、人と人とのつながりを大切にしながら、地域全 体で課題に取り組むことが必要です。

そのために、互助の理念に基づく、地域における支援体制の充実を図り、ともに支え合う 地域社会づくりを推進します。

1-1 地域福祉活動の促進及び人材育成の支援

民間の自主的な地域福祉活動の中心的存在である社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」を策定し、その中では、地域福祉コーディネーターを配置し、小地域福祉活動をモデル地区を定めて実施することなど、地域での様々な活動を積極的に展開することとしています。この活動をとおして、地域住民が地域の生活課題等を自らの問題として受け止め、身近な地域でつながりをもち、ともに支え合う中で解決を図る支え合いの仕組みづくりを目指しています。

また、このような地域福祉活動を担うボランティア等に対して、さらなる育成支援に取り組んでいきます。

【進行管理対象事業】

事業名 1-1-1 社会福祉協議会への支援・連携

小地域福祉活動の推進などを盛り込む「地域福祉活動計画」を策定し、地域での様々な活動を展開する社会福祉協議会への支援・連携を強化し、住民主体による福祉コミュニティづくりを推進する。

≪主な事業≫

◆いきいきサービス

協力会員が利用会員の家事や介護の援助を行うホームヘルプサービスなど、日常生活で手助けを必要とする方に対して、有償で在宅福祉サービスを提供する。

◆ふれあいいきいきサロン事業

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、健康体操、 おしゃべり等を楽しむ場(サロン)を通して、地域での交流を深めることにより、地域 の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らすことを支援する。

◆ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい依頼会員と援助を行える提供会員をアドバイザーが調整する ことにより、地域における住民相互の援助活動を支援する。

◆小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民が主体となって地域の課題の共有、検討、解決を行う小地域福祉活動に取り組み、地域での支え合いの体制づくりを推進する。

_	ᄍ

実績 (22 年度)		計画内容			
天祺(22 年度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度	
◆いきいきサービス	◆いきいきサービス				
·利用会員数 312 人	• 利用会員数	400 人	450 人	550 人	
・協力会員数 145人	• 協力会員数	200 人	250 人	300 人	
◆ふれあいいきいきサロン事業	◆ふれあいいきいきサロン事業				
・サロン数 67 か所	・サロン数	80 か所	82 か所	84 か所	
◆ファミリー・サポート・センター事業	◆ファミリー・サポート・センター事業				
・センター数 1か所	子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい				
・提供会員数 221人	区民が会員となり、	地域の中でお	互いに助け合	いながら子	
依頼会員数 1,897 人	育てをする短期的、	補助的な会員	組織の相互扶	助活動を行	
・両方会員数 35人	う。				
	提供会員の拡大の	ため、PRを	行いながら引	き続き実施	
	する。				
	・センター数 1か所				
	◆小地域福祉活動の推進				
_	・モデル地区数	1 地区	1地区	2 地区	

事業名	1-1-6 地域活動参加支援サイト					
	区民等の地域活動への参加を促進するため	め、コミュニケーションを活発にする機能等を				
	備えた、地域活動参加支援サイトを構築する。					
	実績(22 年度)	計画内容(26 年度末)				
目標	地域活動の情報発信の手段として、ウェ	ウェブサイトの特性について、調査・研究				
口作	ブサイト「こらびっと文京」をNPOと協	や検討を行い、地域活動情報発信のサイトで				
	働で運営し、活動団体の支援を行った。あ	ある「こらびっと文京」に相互交流などの機				
	わせて、参加支援サイト構築のための検討	能を充実させる。				
	を行った。					

古米 力	4 4 7 18 - 4 - 1	7741, 6	Lut		
事業名	1-1-7 ボランティア・市民	氏 古 動 センターへの 支	援		
	社会福祉協議会が設置す	るボランティア・市民	民活動センタ-	-に対する支持	爰を通じて、
	ボランティア養成講座等を	·充実させ、地域の担し	ハ手の育成、神	冨祉教育の充実	実、ボランテ
	ィア情報の収集・提供の強	化・向上、コーディネ	ペート機能の強	能化等を図る。	
	また、ボランティア・市	民活動まつり、ボラン	ノティア連絡会	の開催等によ	IJ、NPO、
	 学校・企業・個人ボランテ	ィア相互の交流を図り	リ、ネットワー	-クを強化する) _o
	さらに、災害時に災害ポ	ジランティアセンターだ	が効果的に機能	能するよう、ス	文京区災害ボ
	ランティアセンターマニュ	アルに基づく体制づく	りを行う。		
目標	実績 (22 年度)		計画内容	}	
		年度	24 年度	25 年度	26 年度
	◆ボランティア・市民活動まつり	◆ボランティア・市民活動まつり			
	·参加団体数 67 団体	• 参加団体数	85 団体	85 団体	90 団体
	·利用登録団体数 85 団体	• 利用登録団体数	95 団体	100 団体	105 団体
		◆災害ボランティアセンター			
	_	・登録スタッフ数	25 人•団体	30 人•団体	30 人·団体

事業名	1-1-10 地域貢献講座				
	長年にわたり社会活動に従事し、各分野の知識や技能を持っている方に地域活動やそ				
	の運営に携わるきっかけを提供するため、地域貢献講座を開催する。				
目標	実績 (22 年度)	計画内容			
	大順(22 千度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
	講座開催数 1講座	講座開催数	1 講座	1 講座	1講座

1-2 地域の福祉保健ネットワークの充実

様々な主体が行っている地域に根差した活動を有機的に連携させ、地域における福祉保健のネットワークの充実を図ることにより、地域の構成員がともに支え合う、広がりと厚みのある支援体制を構築していきます。

2 ひとにやさしいまちづくり

日常生活の支障となっている様々な物理的・心理的な障壁を取り除き、だれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に主体的に参加できるよう、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

2-1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

場所がひとを選ばない環境づくりを進めるため、多くの人々が利用する公共的施設、道路、公園等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境の整備を促進します。

また、だれもが安心して快適に外出できるよう、移動しやすい交通環境づくりを推進します。

【進行管理対象事業】

事業名	2-1-2 道のバリアフリーの推進				
	高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、平成 12 年度の現				
査により抽出した 3,969 か所について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用				皆誘導用ブロ	
	ックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。				
目標	実績 (22 年度)		計画内容	F	
	天棋(22 牛皮)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
	整備件数 191件	整備件数	200 件	200 件	200 件
	(13~22年度累計 2,179件)	金洲什数	200 17	200 17	200

事業名	2-1-3 公園再整備事業					
	区内のすべての公園 43 園、児童遊園 69 園及び一時開放遊び場7園について、障害者					
	や高齢者など、だれもが安全・安心で快適に憩えるよう、毎年2園の再整備を行い、各					
	園の状況に応じたバリアフリー化を推進する。					
	実績(22 年度)	計画内容(26 年度末)				
目標	・整備公園(児童遊園含む。)数 13 園	・公園再整備数 2園				
	・整備トイレ数 1か所	・児童遊園再整備数 2園				
	※旧「公園のバリアフリーの推進」「トイレの					
	バリアフリーの推進(だれでもトイレづくり)」					
	事業の 21~22 年度実績					

事業名	2-1-8 コミュニティバス運行				
	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで、区の拠点間を結び、公共交通不				
	便地域を解消することによ	り、区民等の利便性を	高める。		
	実績(22 年度)		計画内容		
	天禛(22 千度) 	年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標	千駄木・駒込ルート 一日当たりの平均利用者数	千駄木・駒込ルート 一日当たりの平均 利用者数	1, 350 人	1, 357 人	1,362 人
	1,326 人	目白台・小日向ルート 一日当たりの平均 利用者数	1, 071 人	1, 121 人	1, 143 人

事業名	2-1-9 総合的自転車対策の推進	
	NPO、地域団体等と協働しながら、自転	伝車駐車場の整備、放置自転車の撤去、利用
	者のマナー向上等、総合的な自転車対策を	実施する。
	実績(22 年度)	計画内容(26 年度末)
	NPO、地域団体等と協働しながら、自	歩行環境の改善のために、未整備駅2駅
目標	転車駐輪場2か所(千石南・護国寺駅西)	(御茶ノ水駅・新大塚駅) に自転車駐輪場
	を整備した。	の整備を行う。
		なお、整備については、地域団体や民間
		団体と協働して行うとともに、民設民営方
		式も含めた検討を行う。

2-2 福祉意識の醸成

だれもが偏見や誤解を受けることなく、一人ひとりの多様性が尊重されるよう、児童・生徒の福祉施設等での交流や障害者週間記念行事「ふれあいの集い」など、様々な機会を通じて、心のバリアフリーと人権意識の啓発を一層推進し、あらゆる場面において、人格と個性が尊重されるまちを目指します。

3 安心して暮らせる環境の整備

福祉保健サービスや支援を必要としているすべての人が、地域で孤立せず、安心して生活することができるよう、様々な活動主体や関係機関と連携・協力し、相談・支援体制の充実をはじめ、ニーズが適切にサービスや支援に結びつく環境を整備していきます。

3-1 福祉保健サービス利用支援と権利擁護の推進

福祉保健サービスの利用に際し、援護の必要な高齢者、障害者等が、適切なサービスを 主体的に選択できるよう、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及啓発と利用促 進を図るとともに、専門相談や苦情対応等の相談・支援体制を充実させ、福祉保健サービ スの利用支援と利用者の権利擁護を推進していきます。

また、サービス利用者に対する情報提供の促進及び事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、事業者の福祉サービス第三者評価の受審を支援します。

【進行管理対象事業】

事業名 3-1-1 あんしんサポート文京への支援

福祉サービス利用者に対する利用支援と苦情相談を一体的に実施する、権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、福祉サービス利用援助事業や相談支援の充実を図る。

また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携を図り、地域のネットワークを構築する。

	実績 (22 年度)	計画内容			
目標	天祺(22 平皮)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
	福祉サービス利用援助事業 利用件数 19件	福祉サービス利用 援助事業利用件数	32 件	41 件	53 件
	財産保全管理サービス 利用件数 44 件	財産保全管理サー ビス利用件数	51 件	59 件	69 件
	法律相談利用件数 13 件	法律相談利用件数	24 件	36 件	48 件

18 件

27 件

11 件

事業名	3-1-2 成年後見制度の利用	月促進			
	あんしんサポート文京が実施する、成年後見制度に関する専門相談、法人後見の受任、				
	審判申立費用の助成等を支援することにより、援護を必要とする高齢者、障害者等の権				
	利擁護を推進する。				
	また、講演会の開催等に	より、成年後見制度が	適切に活用さ	れるよう、制	度に対する
目標	一層の理解と普及を図る。				
口1示	計画内容				
	実績(22 年度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
	専門相談利用件数 34 件	専門相談利用件数	40 件	44 件	48 件

3-2 生活福祉要援護者等への支援

法人後見受任件数 1件

生活保護受給者や路上生活者が、自立した生活に移行できるよう、自立意欲を喚起しながら、個々の状況に応じた必要な支援を行います。

法人後見受任件数

また、DV(ドメスティック・バイオレンス)や虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連携強化による相談機能の充実を図るとともに、根絶に向けた啓発活動を推進していきます。

【進行管理対象事業】

事業名	3-2-1 生活保護受給者の自	自立支援			
	生活保護受給者のうち就	労が可能と見られる人	に対し、ケー	スワーカーや	就労支援相
	談員が、就労について側面支援を行う。				
	また、精神障害、アルコール等の問題を抱える被保護者を対象に、健康管理支援員に				理支援員に
目標	よる相談を行う。				
	実績 (22 年度)		計画内容		
	大模(22 牛皮)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
	就労・増収達成者数 28人	就労・増収達成者数	37 人	39 人	41 人

	事業名	3-2-2 路上生活者の自立支援				
		公園等で生活する路上生	活者に対しては、自立	支援センター	-文京寮におけ	ける、緊急一
		時保護、就労支援等の一貫した自立支援システムにより、着実な社会復帰を促していく。				促していく。
	目標	実績 (22 年度)	計画内容			
		大順(22 千度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
		就労自立者数 44 人	就労自立者数	45 人	47 人	49 人

3-3 保健・医療・福祉の連携

多様化する福祉保健ニーズに適確に対応するため、保健・医療・福祉の様々なサービスが、個々の状況に応じて、効果的かつ継続的に提供されるよう、切れ目ないサービスが総合的に提供されるシステムを確立します。

【進行管理対象事業】

事業名	3-3-1 医療連携推進員の配置				
	医療と介護の連携を強化するため、医療連携推進員を配置する。医療連携推進員は、				
	病院等から退院した高齢者が、円滑に地域における生活を再開し、在宅で安心して過ご				
	せるよう医療関係者、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)、介護サービス事業者等				
	とのネットワークづくりと連携体制の構築を支援し、医療と介護の連携の強化を図る。				
	実績(22 年度)	計画内容(26年度末)			
目標	東京都の試行事業として、平成 21 年 10	区内の各地域包括支援センターに医療			
	月から平成 23 年 3 月の期間で、大塚地域	連携推進員(看護師)を配置し、地域にお			
	包括支援センターにおいて、地域連携推進 ける医療と介護の連携体制の強化を図る。				
	員(看護師)を1名配置し、医療と介護が	*本事業は、平成 25 年度で終了予定			
	必要な高齢者を支援するネットワークの				
	構築等について検証した。				

3-4 災害時における安全・安心の確保

災害時において、災害時要援護者をはじめとした、区民の安全・安心を守るため、各主体、関係機関等との連携を強化し、地域での支え合いに基づく支援体制を充実させます。 また、互助・共助の理念に根差した地域の災害対策活動を支援するとともに、自宅等における自主的な防災への取組を促進し、地域の防災力を高めていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	3-4-1 災害時要援護者への支援体制の充実			
	災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否			
	確認、避難誘導等を適切に行うため、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携を			
	さらに強化するなど、支援体制の充実を図る。			
	実績(22 年度)	計画内容(26 年度末)		
目標	引き続き、手上げ方式による災害時要援	災害発生時に災害時要援護者の安否確		
口伤	護者名簿の登録受付を実施するとともに、	認、避難誘導等が円滑に行えるよう、災害		
	更新した名簿について、区民防災組織、民	時要援護者の情報を適切に把握するとと		
	生委員・児童委員、警察及び消防と共有し	もに、区民防災組織、民生委員・児童委員		
	た。	等との連携を深め、実効性の高い支援体制		
		を構築する。		

事業名	3-4-2 災害時要援護者が避難できる場所の検討		
	災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホーム等の施設を対象とし		
	て、具体的な検討を進めていく。		
目標	実績(22 年度)	計画内容(26 年度末)	
口伤		災害時要援護者の受入れについて、地域	
	_	防災計画に基づき、特別養護老人ホーム等	
		と協定を締結する。	

事業名	3-4-3 区民防災組織の育成				
	地域の防災力を高めるため、互助・共助の理念に根差した、自主的な地域の防災訓練に対して助成を行う。 また、区民防災組織に貸与している防災用資器材格納庫の更新、可搬式ポンプの貸与など、地域における防災活動の環境整備を進めていく。				
	実績 (22 年度)	(22 任度)	計画内容		
目標	关模(22 平度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
	区民防災組織等活動助成 42 団体	区民防災組織等 活動助成	50 団体	50 団体	50 団体
	防災用資器材格納庫の更新 6台	防災用資器材 格納庫の更新	12 台	14 台	12 台
	可搬式D級ポンプの貸与 1台	可搬式D級 ポンプの貸与	1 台	1 台	1 台

事業名	3-4-4 避難所運営協議会の	の運営支援			
	災害時に被災者の生活の	場となる避難所が、	その役割を十	分に果たすこ	とができるよ
	う、地域住民等で構成する各避難所における避難所運営協議会の運営を支援し、自主 営体制の確立を目指す。				援し、自主運
	また、各避難所運営協議会による、実践的な避難所運営訓練が定期的に実施されるよ			実施されるよ	
目標	う支援し、その取組を活性化させることにより、地域の防災力の向上を図る。			5.	
	実績 (22 年度)	計画内容			
	大模(22 <u>中</u> 度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
	避難所運営訓練等の実施 避難所数 11 か所	避難所運営訓練等 の実施避難所数	32 か所	32 か所	32 か所

事業名3-4-5 耐震診断費用助成事業は 建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を効率よく行えるよう、耐震診断の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。実績(22 年度)年度11 画内容年度24 年度25 年度26 年度

	実績 (22 年度)					
	天祺(22 千度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度	
目標	助成件数 (木造建築物) 23 件	助成件数 (木造建築物)	101 件	101 件	101 件	
	助成件数 (非木造建築物) 4件	助成件数 (非木造建築物)	10 件	10 件	10 件	
	助成件数 (分譲マンション) 2件	助成件数 (分譲マンション)	5 件	5 件	5 件	

事業名	3-4-6 耐震改修促進事業					
	耐震診断の結果、耐震設	計、耐震改修工事等	等が必要な住宅	建築物につい	て、設計や改	
	修工事等の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助					
	成の補助率と補助金上限額	なの補助率と補助金上限額を優遇する。				
□ 1	実績 (22 年度)	計画内容				
目標	天ң(22 千度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度	
	設計助成件数 13件	設計助成件数	55 件	55 件	55 件	
	耐震化助成件数 41 件	耐震化助成件数	75 件	75 件	75 件	

事業名	3-4-7 家具転倒防止器具設置費用助成				
災害時において、負傷の原因、避難や救出・救護の障害となる、家具					転倒や落下を
	防止するため、家具の転倒防止器具設置とその費用の一部助成を行い、自主的な防				主的な防災へ
	の取組を促進する。				
目標	中华(00 左中)	計画内容			
	実績(22 年度)	年度	24 年度	25 年度	26 年度
	助成件数 45 件	助成件数	100 件	100 件	100 件

3-5 男女平等参画の推進

地域福祉保健を推進する様々な活動は、男女平等参画の視点に立脚して展開される必要があります。

女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会の実現を目指して、 男女平等参画推進計画に取り組みます。

3-6 地域福祉保健計画の策定及び進行管理

区民参画による地域福祉保健の推進に関する総合的な協議や地域福祉保健計画の進行管理を行うため、学識経験者、関係団体の代表者及び地域福祉保健に関心のある区民で構成する地域福祉推進協議会を運営し、大局的な見地から、地域福祉保健の効果的な推進を図ります。

また、区の全庁的な組織である地域福祉推進本部を運営し、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を総合的及び体系的に推進します。

資 料 編

1 検討体制

1 文京区地域福祉推進協議会

1 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成8年7月11日8文福福発第504号制定 平成12年5月12日12文福福発第204号改正 平成20年1月17日19文福福第569号改正 平成21年2月19日20文福高第2006号改正 平成 10 年 5 月 15 日 10 文福福発第 340 号改正 平成 18 年 3 月 9 日 17 文福福第 1183 号改正 平成 20 年 4 月 1 日 20 文福高第 43 号改正 平成 22 年 1 月 22 日 21 文福高第 1907 号改正

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部 設置要綱(6文福福発第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地 域福祉推進本部に報告する。
 - (1) 文京区地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に関すること。
 - (2) 前号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員33人以内をもって構成する。
- 2 委員の構成は、次のとおりとする。
- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内
- 3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12 文福福発第204号)により募集する。

(任期)

- 第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聞く ことができる。

(分野別検討部会)

- 第8条 地域福祉計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
- (1) 子ども部会

- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会
- 3 部会は、地域福祉計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項 を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。
- 6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。
- 7 前項に規定するもののほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等及び区の職員のうちから 10 人以内のものを、部会員として委嘱又は任命することができる。ただし、本部長が特に必要と認めた場合は、10 人を超えて委嘱又は任命することができる。
- 8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号の高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17 文介介第 1114 号)に基づき設置された地域包括 ケア推進委員会の委員及び区の職員のうちから、本部長が指名、委嘱又は任命する。
- 9 部会は、部会長が招集する。
- 10 部会に関して必要な事項は、部会長が定める。
- 11 第2項に掲げる部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。
- (1) 子ども部会 男女協働子育て支援部子育て支援課
- (2) 高齢者·介護保険部会 福祉部介護保険課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募 区民であるもののうち4人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域 包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

2 文京区地域福祉推進協議会委員名簿 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

役職	氏 名	団 体 名 等
会長	髙 橋 重 宏	日本社会事業大学学長
副会長	髙 山 直 樹	東洋大学社会学部教授
"	丸 井 英 二	順天堂大学公衆衛生学教室教授
"	藤林慶子	東洋大学社会学部教授
委員	須 田 均	小石川医師会
"	熊 谷 みどり	文京区医師会
"	柴 田 芳 樹	小石川歯科医師会
"	鈴 木 愛 三	文京区歯科医師会
"	須 藤 栄 一	文京区薬剤師会
"	渡辺泰男	文京区町会連合会
"	平 井 宥 慶	文京区社会福祉協議会
"	富 所 由紀子	文京区民生委員・児童委員協議会
"	斉 田 宗 一	文京区心身障害福祉団体連合会
IJ	永 井 愛 子	文京区高齢者クラブ連合会
"	田中福子	文京区青少年対策地区委員会
IJ	岡田伴子	文京区女性団体連絡会
IJ	佐 藤 良 文	文京区私立幼稚園連合会
IJ	片 岡 哲 子	文京区話し合い員連絡協議会
IJ	飯 塚 美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会
IJ	佐々木 陽 穂	主任児童委員
IJ	菅 原 良 次	たんぽぽ保育園
IJ	佐 藤 澄 子	文京区知的障害者の明日を創る会
IJ	黒 住 麻理子	文京区地域活動栄養士会
"	安 達 勇 二	あせび会支援センター
"	小 倉 保 志	公募委員
"	塚 本 光 子	公募委員
"	田 村 喜久子	公募委員
"	堀 江 久 美	公募委員
"	筒 井 健 夫	公募委員
"	清 永 朝 子	公募委員
"	丁 寧	公募委員
IJ	亀 田 美 輪	公募委員

3 文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会部会員名簿(平成23年4月1日現在)

役職	氏 名	団 体 名 等	備考
部会長	藤林慶子	東洋大学社会学部教授	文京区地域福祉推進協議会
部会員	飯 塚 美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	"
"	永 井 愛 子	文京区高齢者クラブ連合会	"
"	片 岡 哲 子	文京区話し合い員連絡協議会	JJ
IJ	平 井 宥 慶	文京区社会福祉協議会	JJ
IJ	小 倉 保 志	公募委員	JJ
"	塚 本 光 子	公募委員	IJ
"	田 村 喜久子	公募委員	IJ
"	堀 江 久 美	公募委員	IJ
"	斉 藤 勝 之	小石川医師会	関係者等
"	髙 木 知 里	文京区医師会	II .
"	岩渕雅諭	小石川歯科医師会	II .
"	平 井 基 之	文京区歯科医師会	II .
"	川又靖則	文京区薬剤師会	IJ
"	阿 部 智 子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	II .
"	望月修	文京区介護サービス事業者連絡協議会	IJ
"	奥 山 政 治	文京区高齢者クラブ連合会	IJ
"	鈴木伸男	文京区町会連合会	IJ
"	島田富士子	文京区民生委員・児童委員協議会	IJ
"	髙 村 清	東京商工会議所文京支部	IJ
"	内 野 陽	文京区福祉部高齢福祉課長	行政職員
"	渡邊了	文京区福祉部特命担当課長	II .
"	高 橋 秀 代	文京区福祉部介護保険課長	II.
"	望月博	文京区保健衛生部健康推進課長	II .

4 文京区地域福祉推進協議会障害者部会部会員名簿(平成 23 年 4 月 1 日現在)

役職	氏 名	団 体 名 等	備考
部会長	髙 山 直 樹	東洋大学社会学部教授	文京区地域福祉推進協議会
部会員	鈴木愛三	文京区歯科医師会	"
"	富 所 由紀子	文京区民生委員・児童委員協議会	II.
"	斉 田 宗 一	文京区心身障害福祉団体連合会	II.
"	佐 藤 澄 子	文京区知的障害者の明日を創る会	II.
"	安 達 勇 二	あせび会支援センター	II.
"	丁 寧	公募委員	II.
"	亀 田 美 輪	公募委員	II.
"	小 西 慶 一	文京区心身障害福祉団体連合会	関係者等
"	上村榮子	文京区知的障害者の明日を創る会	II.
"	藤 田 美南子	文京区家族会	II.
"	江 澤 嘉 男	社会福祉法人槐の会	II.
"	杉 崎 祐 子	文京区特別支援学級連絡協議会	II.
"	大 石 恵理子	児童デイサービス利用者父母会	II.
"	椎名裕治	文京区福祉部障害福祉課長	行政職員
"	新 名 幸 男	文京区福祉部福祉センター所長	"
"	渡 邊 了	文京区福祉部特命担当課長	"
"	辻 政博	文京区男女協働子育て支援部保育課長	11
"	石 原 浩	文京区保健衛生部予防対策課長事務取扱保健衛生部参事	"
"	伊藤浩介	文京区教育推進部教育指導課長	"
11	野 稲 義 明	文京区教育推進部教育センター所長	11

5 文京区地域福祉推進協議会保健部会部会員名簿 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

役職	氏 名	団 体 名 等	備考
部会長	丸 井 英 二	順天堂大学公衆衛生学教室教授	文京区地域福祉推進協議会
部会員	須 田 均	小石川医師会	II.
"	熊 谷 みどり	文京区医師会	II.
"	柴 田 芳 樹	小石川歯科医師会	II.
"	須 藤 栄 一	文京区薬剤師会	II.
"	黒 住 麻理子	文京区地域活動栄養士会	II.
"	渡辺泰男	文京区町会連合会	II.
"	筒 井 健 夫	公募委員	II.
"	清 永 朝 子	公募委員	II.
"	味 澤 篤	都立駒込病院	関係者等
"	栗山文男	小石川消防署	II
"	行 成 裕一郎	エナジーハウス	II.
"	寺 崎 利 吉	文京食品衛生協会	II.
"	廣瀬 誠 一	文京区保健衛生部生活衛生課長	行政職員
"	望月博	文京区保健衛生部健康推進課長	II.
11	石 原 浩	文京区保健衛生部予防対策課長 事務取扱保健衛生部参事	II
"	加藤裕一	文京区教育推進部学務課長	II

2 文京区地域福祉推進本部

1 文京区地域福祉推進本部設置要綱

平成7年2月20日6文福福発第1188号制定 平成12年5月12日12文福福発第204号改正 平成16年4月16日16文福福第65号改正 平成19年3月30日18文福福第623号改正

平成 11 年 5 月 10 日 11 文福福発第 336 号改正 平成 13 年 6 月 15 日 13 文福福第 314 号改正 平成 18 年 3 月 27 日 17 文福福第 1255 号改正 平成 20 年 4 月 1 日 20 文福高第 45 号改正

(設置)

第1条 文京区地域福祉計画その他福祉に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域福祉計画に関すること。
 - (2) 介護保険事業計画に関すること。
 - (3) 前2号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。 (会議)
- 第4条 推進本部は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要があると認めたときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を 述べさせることができる。

(幹事会)

- 第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、推進本部から指定された事項について調査し、及び検討し、その結果を推進本部 に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、男女協働子育て支援部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、 幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、 男女協働子育て支援部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関して必要な事項は、幹事長が定める。 (専門部会及び分科会)
- 第6条 幹事長は、地域福祉計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。
- 2 専門部会及び分科会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

- 第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 文京区地域福祉推進本部本部員名簿(平成23年8月1日現在)

役職	氏 名	役 職
本部長	成 澤 廣 修	区長
副本部長	瀧 康 弘	副区長
IJ	原 口 洋 志	教育長
本部員	渡部敏明	企画政策部長
IJ	青山忠司	総務部長
IJ	手 島 淳 雄	区民部長
IJ	曳 地 由紀雄	アカデミー推進部長
IJ	竹 澤 正 美	福祉部長
IJ	佐 藤 正 子	男女協働子育て支援部長
IJ	宮 本 眞理子	保健衛生部長
IJ	小 野 孝 道	都市計画部長
IJ	髙 畑 崇 久	土木部長
IJ	三縄毅	資源環境部長
IJ	髙橋豊	施設管理部長
IJ	大 角 保 廣	会計管理者
IJ	藤田惠子	教育推進部長
IJ	得 永 哲 也	監査事務局長
IJ	田中芳夫	区議会事務局長
IJ	久 住 智 治	企画政策部企画課長事務取扱企画政策部参事
IJ	吉 岡 利 行	企画政策部財政課長事務取扱企画政策部参事
IJ	石 嶋 大 介	企画政策部広報課長
IJ	小野澤 勝 美	総務部総務課長
11	林 顕 一	総務部職員課長

3 文京区地域福祉推進本部幹事会幹事名簿 (平成 23 年 6 月 22 日現在)

役職	氏 名	役 職
幹事長	竹澤正美	福祉部長
副本部長	佐 藤 正 子	男女協働子育て支援部長
"	宮 本 眞理子	保健衛生部長
IJ	久 住 智 治	企画政策部企画課長事務取扱企画政策部参事
幹事	松永直樹	総務部防災課長
IJ	内 野 陽	福祉部高齢福祉課長
"	渡 邊 了	福祉部特命担当課長
IJ	椎名裕治	福祉部障害福祉課長
"	太 田 治	福祉部生活福祉課長
JJ.	高 橋 秀 代	福祉部介護保険課長
JJ.	竹 越 淳	福祉部国保年金課長
"	新 名 幸 男	福祉部福祉センター所長
JJ.	野田康夫	男女協働子育て支援部子育て支援課長
IJ	木 幡 光 伸	男女協働子育て支援部児童青少年課長
"	辻 政博	男女協働子育て支援部保育課長
IJ	小 池 陽 子	男女協働子育て支援部 男女協働・子ども家庭支援センター担当課長
JJ.	廣 瀬 誠 一	保健衛生部生活衛生課長
JJ.	望 月 博	保健衛生部健康推進課長
IJ	石 原 浩	保健衛生部予防対策課長事務取扱保健衛生部参事
IJ	澤井英樹	都市計画部住宅課長
"	加藤裕一	教育推進部学務課長
"	伊藤浩介	教育推進部教育指導課長
11	野 稲 義 明	教育推進部教育センター所長

2 計画改定の検討経過

1 地域福祉推進協議会

口	開催日		主な議題
第1回	平成23年7月13日(水)	1 2	文京区地域福祉計画の進捗状況について 文京区地域福祉計画分野別検討部会における検討状況について
第2回	平成23年9月1日(木)	1	文京区地域福祉計画の改定について
第3回	平成 23 年 11 月 18 日 (金)	1 2	文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」について 健康に関するニーズ調査の実施について
第4回	平成24年2月10日(金)	1	文京区地域福祉保健計画(案)について

2 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

□	開催日	主な議題
第1回	平成23年4月22日(金)	1 第5期高齢者・介護保険事業計画改定スケジュールについて 2 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査の調査結果について
第2回	平成 23 年 6 月 10 日(金)	1 高齢者・介護保険事業計画の重点課題と今後の方向性
第3回	平成23年8月4日(木)	1 現状と課題 2 計画事業(体系図)
第4回	平成 23 年 10 月 5 日(水)	1 「中間のまとめ(案)」の検討(その1)
第5回	平成23年10月28日(金)	1 「中間のまとめ (案)」の検討 (その2) (第5期介護保険事業計画における介護給付費等のサービス見 込量及び第1号被保険者保険料の推計 (平成23年10月時点))
第6回	平成 23 年 12 月 9 日(金)	1 地域福祉保健計画「中間のまとめ」特集号について
第7回	平成 24 年 1 月 24 日(火)	1 「最終案」の検討について 2 地域包括支援センターの愛称の選定

^{*}高齢者・介護保険事業計画に係る議題のみ掲載しています。

3 障害者部会

口	開催日	主な議題
第1回	平成 23 年 4 月 28 日(木)	1 文京区地域福祉計画の改定について2 障害者計画の改定について3 文京区の障害者・障害児の現状
第2回	平成 23 年 6 月 10 日(金)	1 障害者計画 (平成 21 年度~23 年度) の進捗状況について 2 障害者計画改定に向けた団体等ヒアリング調査結果の概要 3 障害者の生活実態及び都内における発達障害の現状について 4 今後の計画検討について
第3回	平成23年7月7日(木)	1 障害者計画改定に向けた当事者・保護者等ヒアリング調査結果について 2 障害者計画の重点課題と方向性について
第4回	平成23年8月2日(火)	1 障害者計画の重点課題と方向性について 2 計画の体系について (案) 3 シンポジウム (案) 及び障害者本人等の意見を聞く場の開催について
第5回	平成 23 年 9 月 20 日(火)	1 「中間のまとめ」のたたき台について
第6回	平成23年10月27日(木)	1 「中間のまとめ」について
第7回	平成 24 年 1 月 26 日(木)	1 意見を聞く場・シンポジウム等の開催結果について 2 地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の 考え方について 3 文京区障害者計画(最終案)について

4 保健部会

回	開催日	主な議題
第1回	平成 23 年 5 月 26 日(木)	1 地域福祉計画の改定について 2 保健医療計画と健康ぶんきょう 21 の統合について 3 保健医療計画の改定について 4 健康に関するニーズ調査の概要について
第2回	平成 23 年 7 月 21 日(木)	 計画事業の目標について 計画の体系について 計画事業について
第3回	平成 23 年 10 月 5 日(水)	1 「中間のまとめ」(案) について 2 健康に関するニーズ調査の実施について
第4回	平成 23 年 1 月 23 日(月)	1 地域福祉保健計画「中間のまとめ」で提出された意見と 区の考え方について 2 「保健医療計画」の最終のまとめについて

5 地域福祉推進本部

口	開催日	主な議題
第1回	平成23年7月6日(水)	1 文京区地域福祉計画の進捗状況について 2 文京区地域福祉計画分野別検討部会における検討状況について
第2回	平成23年8月24日(水)	1 文京区地域福祉計画の改定について
第3回	平成23年11月9日(水)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」について 2 健康に関するニーズ調査の実施について
第4回	平成24年2月1日(水)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見 と区の考え方について2 文京区地域福祉保健計画(案)について3 地域包括支援センターの愛称の候補について

6 地域福祉推進本部幹事会

口	開催日	主な議題
第1回	平成23年6月23日(木)	1 文京区地域福祉計画の進捗状況について2 文京区地域福祉計画分野別検討部会における検討状況について
第2回	平成23年8月19日(金)	1 文京区地域福祉計画の改定について
第3回	平成 23 年 10 月 31 日 (月)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」について 2 健康に関するニーズ調査の実施について
第4回	平成 24 年 1 月 30 日 (月)	1 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見 と区の考え方について 2 文京区地域福祉保健計画の「最終案」について 3 地域包括支援センターの愛称の候補について

7 「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の改定に当たっては、区民の意見を幅広く取り入れるために、「中間のまとめ」について、パブリックコメントや区民説明会を実施しました。

1 周知方法

区報特集号の発行(平成23年12月8日号)、区ホームページへの掲載等により、広く周知を図りました。

2 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間 平成23年12月8日(木)~ 平成24年1月10日(火)

(2) 資料閲覧場所 所管課窓口、行政情報センター、図書館・図書室、地域活動センター、

地域アカデミー、社会福祉協議会等(計46か所)

(3)意見提出者26 名(4)意見件数41 件

3 区民説明会の開催

(1) 開催状況 平成23年12月13日(火)文京福祉センター

12月15日(木)駒込地域活動センター

12月16日(金)アカデミー湯島

12月17日(土)産業とくらしプラザ

(2) 参加者数24 名(3) 意見件数30 件

「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

(平成24年度~平成26年度)

平成 24 年(2012 年) 3 月発行

発行/文京区

編集/福祉部高齢福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目 16番 21号 電話 03-3812-7111(代表)

印刷物番号 F0411042 頒布価格 470 円

再生紙を使用しています。